

しろい保健福祉ガイドブック2023を 利用される皆さんへ

- ◇白井市の保健福祉の制度やサービスを知っていただくために、この冊子を作りました。
- ◇この冊子の内容について、わからないことや詳しく知りたいことがありましたら、各担当課に問い合わせてください。
担当は1ページの『窓口案内』や本文を参照してください。
- ◇制度および手当額等は令和5年4月を基準にしています。
法律の改正などにより変わることがあります。
また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策により、事業の延期・中止や施設の運営について、変更が生じる場合があります。詳細は、各担当課に問い合わせてください。
- ◇住民票などの証明、税などの詳細は、担当課や市のホームページで確認してください。

*この冊子についてのご意見、ご質問は

白井市役所 福祉部 社会福祉課 ☎047-497-3482 まで

マイナンバー制度の開始に伴う書類等の提示について

平成28年1月から、各種申請手続きの際に、個人番号（マイナンバー）を記入していただく場合があります（「市がマイナンバーを利用する主な事務（保健福祉ガイドブックに掲載の制度関係）」参照）。

マイナンバーの記入にあたっては、マイナンバーの確認とともに本人であること又は本人の代理人であることを確認する必要があるため、下表の書類提示をお願いします。

なお、詳細については、各種申請手続きの担当課へ問い合わせてください。

本人		代理人		
			法定代理人	任意代理人
①	個人番号の確認	・個人番号カード ・通知カード※ ・番号入り住民票など	① 代理権の確認	・戸籍謄本その他の資格を証する書類 ・委任状
②	本人の確認	・個人番号カード ・写真付きの身分証明書など	② 代理人の身元の確認	・代理人の個人番号カード ・代理人の免許証 など
			③ 本人の個人番号の確認	・本人の個人番号カード又はその写し

※ 通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致しているときのみ使用できます。

市がマイナンバーを利用する主な事務（保健福祉ガイドブックに掲載の制度関係） R5.4月

項目	事務の内容	ページ	担当課
健康推進に関する事務	妊娠の届出に関する事務	6	健康課
	養育医療の給付に関する事務	7	子育て支援課
	成人の健診に関する事務	57	健康課
子ども・子育てに関する事務	児童手当・特例給付に関する事務	7	子育て支援課
	ひとり親家庭等の支援に関する事務	18～20	
	助産施設、母子生活支援施設に関する事務	6・19	
	母子父子寡婦福祉資金貸付に関する事務	20	
	地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	11～15	保育課
	子どものための教育・保育給付の支給に関する事務		
	保育園等の入園に関する事務		
	学童保育所の入所に関する事務		
	子ども医療費の助成に関する事務	8	子育て支援課
	就学援助費の支給に関する事務	17	学校政策課
障害福祉に関する事務	障害者手帳の交付に関する事務	22～23	障害福祉課
	重度心身障害者医療費助成に関する事務	24	
	更生医療・精神通院医療・育成医療の支給に関する事務	24～25	
	特別児童扶養手当等の支給に関する事務	31～32	
	補装具に関する事務	33	
	日常生活用具に関する事務	34	
	障害児通所等給付費の支給に関する事務	54	
	自立支援給付に関する事務		
介護保険に関する事務	被保険者証に関する事務	64	高齢者福祉課
	要介護認定・要支援認定に関する事務	65	
	保険料の賦課徴収に関する事務	68	高齢者福祉課
	保険給付の支給に関する事務	66～68	高齢者福祉課
	負担限度額認定に関する事務	68	
国民健康保険に関する事務	被保険者の資格・給付に係る申請等に関する事務	82～86	保険年金課
後期高齢者医療制度に関する事務	被保険者の資格・給付に係る申請等に関する事務	76～81	
	保険料の賦課・徴収に関する事務	76～77	保険年金課
生活保護に関する事務	生活保護の決定及び実施に関する事務	92	社会福祉課
	就労自立給付金の支給に関する事務	—	
	保護に要する費用の返還に関する事務		
	徴収金の徴収に関する事務		
その他の福祉に関する事務	戦傷病者戦没者遺族等援護に関する事務	93～94	社会福祉課
	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務	—	

住民票お届けサービス

令和5年4月から、外出が困難な方等を対象に住民票等を直接自宅へお届けするサービスを開始します。

■対象者

外出が困難かつ家族等への委任ができない人のみの世帯で、以下1～4のいずれかに該当する市民

1. 75歳以上
2. 身体障害者手帳1級又は2級
3. 要介護認定区分3～5
4. その他、1～3と同等の状態にあると認められる場合

■取得できる証明書

- ・住民票の写し
 - ・印鑑登録証明書
 - ・戸籍に関する証明書（本籍が白井市の方のみ）
- いずれも上記「対象者」が記載されているものに限りです。

■申し込み方法

以下の内容を、下記の市民課連絡先へ電話でお伝えください。

1. 申請者の住所・氏名・生年月日及び電話番号
2. 申請者又は申請者と同一世帯の方が上記「対象者」に該当すること
3. 必要な証明書等の種類及び通数
4. 印鑑登録証明書を請求する場合は印鑑登録番号
5. お届けの希望日時

■交付方法

申請受付時にお届け日時を相談し、7日以内に職員が直接自宅へお届けします。なお、お届けの際に本人確認をさせていただきます。

■手数料

窓口での交付手数料と同額です（お届けの際にいただきます）。

住民票の写し・印鑑登録証明書：1通300円

戸籍に関する証明書：証明書の種類により異なります。

【窓口】市民課 市民係 ☎401-3846

しろい保健福祉ガイドブック SHIROI Health & Welfare Guidebook

2023 子どものために/障がいのある人のために/成人の健康づくり/介護保険/
高齢者のために/国民健康保険・年金/就労・生活の支援/その他の福祉・民間団体/相談

市役所の窓口	1 page
---------------	---------------

相談窓口	2 page
-------------	---------------

子どものために	6 page
----------------	---------------

妊娠・出産	健康課 母子保健係・子育て支援課 子育て支援係	6
給付の手当・助成	子育て支援課 子育て支援係・健康課 母子保健係	7
子どもの健康	健康課 母子保健係 保健予防係	8
保育等	保育課 保育係・子育て支援課 子育て支援係	11
発達に心配のある子どものために	こども発達センター	16
教育の扶助・援護等	保育課 保育係・学校政策課 政策班 教育総務課 総務班・教育支援課 支援班・教育相談室	17
ひとり親家庭等援助	子育て支援課 子育て支援係・家庭児童相談室・都市計画課 交通政策班	18
相談業務	健康課 母子保健係・家庭児童相談室・社会福祉課 厚生係	20

障がいのある人のために	22 page
--------------------	----------------

心身障がいのある人へ	障害福祉課	22
病院にかかったときの医療費の助成	障害福祉課・保険年金課 保険年金係	24
手当のいろいろ	障害福祉課	31
日常生活の援助	障害福祉課・課税課 市民税係	33
社会参加の促進	障害福祉課・文化センター・プラネタリウム館・健康増進ルーム・白井運動公園 白井市民プール・都市計画課 交通政策班	48
障がい者のための施設	障害者地域活動支援センター	52
障害者総合支援法による障害福祉サービス	障害福祉課	54

成人の健康づくり	57 page
-----------------	----------------

成人の健康	健康課 健康づくり推進係 保健予防係・障害福祉課 障害支援係	57
健康づくりのために	健康課 健康づくり推進係	60
その他	健康課 健康づくり推進係	60

介護保険

64_{page}

介護保険の制度としくみ	高齢者福祉課 地域包括ケア推進係 介護保険係	64
介護予防・生活支援サービス事業	高齢者福祉課 地域包括ケア推進係	66
介護保険のサービス	高齢者福祉課 介護保険係	66
介護保険の負担について	高齢者福祉課 介護保険係	68

高齢者のために

70_{page}

支援を必要とする高齢者のために	高齢者福祉課 地域包括ケア推進係 障害福祉課	70
在宅福祉サービス	高齢者福祉課 地域包括ケア推進係 障害福祉課	73
高齢者がいつまでも元気であるために	高齢者福祉課 地域包括ケア推進係	75
後期高齢者医療制度	保険年金課 保険年金係 保険税係	76

国民健康保険・年金

82_{page}

国民健康保険	保険年金課 保険年金係 保険税係	82
国民年金	保険年金課 保険年金係	87

就労・生活の支援

91_{page}

就労支援	産業振興課 商工振興係・障害福祉課	91
生活の支援	社会福祉課 厚生係・くらしと仕事のサポートセンター	92

その他の福祉・民間団体

93_{page}

戦傷病者等に対する援護	社会福祉課 厚生係	93
戦没者遺族等に対する援護	社会福祉課 厚生係	93
その他	社会福祉課 厚生係・社会福祉協議会	94

相談

98_{page}

市役所の相談窓口	社会福祉課 厚生係・保険年金課 保険年金係・家庭児童相談室 産業振興課 商工振興係・企画政策課 企画政策係・生涯学習課 社会教育係 総務課 行政係・収税課 収税係・建築宅地課 建築班・市民活動支援課 市民活動支援係	98
地域の相談窓口	社会福祉課 厚生係・子育て支援課 子育て支援係・生涯学習課 社会教育係 総務課 行政係・市民活動支援課 市民活動支援係	100
専門の相談窓口	千葉県中央児童相談所・千葉県障害者相談センター・印旛健康福祉センター 千葉県女性サポートセンター・千葉県男女共同参画センター・千葉県精神保健福祉センター 中核地域生活支援センター・印西地区更生保護サポートセンター・船橋年金事務所 街角の年金相談センター船橋・ハローワーク船橋・千葉県後見支援センター	101

索引

109_{page}

市役所の窓口

1. 妊産婦・子ども・女性

相談の内容		担当部署	場所	電話
赤ちゃん と 子ども	手当・助成	子育て支援課 子育て支援係	保 3F	497-3487
		健康課 母子保健係		497-3472
	健康	健康課 母子保健係	保 3F	497-3472
	保育	保育課 保育係	保 3F	497-3488
	児童・家庭問題・虐待等	子育て支援課 家庭児童相談室	保 3F	497-3477
	就学相談	教育支援課 支援班	東 3F	401-9471
	学童期の子の心配ごと	教育相談室	東 3F	492-2301
ひとり親 家庭	手当・助成・支援	子育て支援課 子育て支援係	保 3F	497-3487
	母子・父子家庭、寡婦の相談	子育て支援課 家庭児童相談室		497-3477
成人の 健康づくり	健康	健康課 健康づくり推進係	保 3F	497-3494
	住民健（検）診	健康課 保健予防係	保 3F	497-3495
障がいの ある人	手当・助成	障害福祉課	保 3F	497-3483
	税金の控除	課税課 市民税係	本 2F	401-4576
	活動・生活支援	障害者地域活動支援センター	保 2F	497-3485
	健康	障害者地域活動支援センター	保 2F	497-3485
		健康課 健康づくり推進係	保 3F	497-3494
	成年後見・虐待などの相談	障害福祉課	保 3F	497-3483
介護保険	高齢者福祉課 介護保険係	本 1F	497-3473	
高齢者	在宅福祉サービス	高齢者福祉課 地域包括ケア推進係	本 1F	497-3484
	後期高齢者医療制度	保険年金課 保険年金係	本 1F	492-1111(代)
	健康	健康課 健康づくり推進係	保 3F	497-3494
	・高齢者の総合相談 ・要支援者や事業対象者のサービス利用 ・虐待や成年後見制度など権利擁護 ・在宅福祉サービスや要介護認定申請の代行など	白井中央地域包括支援センター※（委託）	保 1F	497-3474
		白井駅前地域包括支援センター※（委託） 白井駅前センター内		492-8100
		西白井駅前地域包括支援センター※（委託） 西白井複合センター内		497-5170
	※地域包括支援センターの担当地区は、70ページを参照ください。			
生活の支援 その他	就労の相談	産業振興課 商工振興係	本 2F	492-1111(代)
	離婚前相談	子育て支援課 子育て支援係	保 3F	497-3487
	戦傷病者・戦没者家族の手当	社会福祉課 厚生係	保 3F	497-3482
	生活保護	社会福祉課 生活支援班	保 3F	497-3492
	生活・仕事の相談	くらしと仕事のサポートセンター	保 3F	497-3650
	相談・生活の支援・貸付など	社会福祉協議会（社会福祉法人）	保 3F	492-5713
	国民健康保険・国民年金	保険年金課 保険年金係	本 1F	492-1111(代)
どこに問い合わせたらよいか分からないとき	社会福祉課 厚生係	保 3F	497-3482	

★表の担当部署、連絡先は、令和5年7月1日現在のものです。

★場所の〔保〕は保健福祉センター、〔本〕は市役所本庁舎、〔東〕は市役所東庁舎、右側の数字は階です。

★「492-1111（代）」は白井市役所の代表電話番号です。交換手が出ましたら、担当部署を伝えてください。

窓口案内

相談窓口

1. 妊産婦・子ども・女性

	内 容	相談名 相談先	種 類	連 絡 先		掲載 ページ
妊 娠 ・ 出 産 ・ 乳 幼 児	不妊の一般相談や不妊治療に関する情報	不妊・ 不育相談	県	千葉県児童家庭課 母子保健班	043-223-2332	63 101
	妊娠・出産・乳幼児の健康	—	市	健康課 母子保健係	497-3472	6 8
	乳幼児の育児相談	育児相談	市	健康課 母子保健係	497-3472	9 20
			市	清水口保育園	491-8082	21
			市	南山保育園	491-1413	21
市	桜台保育園	492-6101	21			
子 ど も の 発 達 ・ 病 気 ・ こ こ ろ	子どもの発達や病気が心配なとき	—	市	健康課 母子保健係	497-3472	20
		子ども家庭 110番	県	中央児童相談所	043-252-1152	21 101
	落ち着いたなさやパニック、拒食、ひきこもりなどが心配なとき	精神保健福祉 相談	県	千葉県精神保健福祉 センター	043-263-3893	102
		精神保健福祉 相談	県	印旛健康福祉センター 地域保健課	043-483-1136	63 101
		—	県	中央児童相談所	043-252-1152	21 101
—	県	千葉県子ども・若者総 合相談センター「ライ トハウスちば」	043-420-8066	—		
子 ど も 全 般	子育てや、育児に伴う生活上の心配があるとき（18歳未満）	民生委員・ 児童委員	地域	社会福祉課 厚生係（問合先）	497-3482	100
		主任児童委員	地域	子育て支援課 子育て支援係（問合先）	497-3487	100
		家庭児童相談	市	子育て支援課 家庭児童相談室	497-3477	21
		子ども家庭 110番	県	中央児童相談所	043-252-1152	21 101
学 校 生 活	子どもの登校渋りや不登校、交友関係など学校生活上の心配があるとき、心や体の心配、しつけなど	教育相談	市	教育相談室	492-2301	17
			県	千葉県子どもと親の サポートセンター	0120-415-446	—
	心身に障がいのある子どもの就学や学校生活について	就学相談	市	教育支援課 支援班	401-9471	17

〔種類について〕 市……………市役所の相談窓口
 県……………千葉県の相談窓口
 国……………国立の相談機関
 地域……………地域の相談窓口（制度ボランティアなど）
 病院……………医療機関
 他……………社会福祉法人・社団法人など民間の窓口

※ 相談の開設日時は、各相談機関によって異なります。電話で予めご確認ください。

	内 容	相談名 相談先	種 類	連 絡 先		掲載 ページ
思春期	摂食障がい、人と接するのが不安、イライラする、眠れない、学校に行くことができないなどの悩みや不安について	思春期外来	県	千葉県 精神保健福祉センター	043-263-3893	102
		—	病院	国立国際医療研究センター 国府台病院	047-372-3501	—
子どもの非行など	盗みや万引き・非行（不良交友、無断外泊、シンナー、異性交遊、犯罪行為など）・家庭内暴力が心配なとき	子ども家庭110番	県	中央児童相談所	043-252-1152	21 101
		少年相談 (ヤング・テレホン)	県	千葉県 警察少年センター	0120-783497	—
		—	県	印西警察署生活安全課	0476-42-0110	—
		教育相談	市	教育相談室	492-2301	17
		家庭児童相談	市	子育て支援課 家庭児童相談室	497-3477	21
		一般相談	国	少年鑑別所心理相談室	043-251-4970 (相談専用電話)	—
子どもへの虐待	虐待しそうで不安なとき、虐待を見つけたとき	子ども家庭110番	県	中央児童相談所	043-252-1152 (24時間365日)	21 101
		家庭児童相談	市	子育て支援課 家庭児童相談室	497-3477	21
		民生委員・ 児童委員	地域	社会福祉課 厚生係（問合先）	497-3482	100
		主任児童委員	地域	子育て支援課 子育て支援係（問合先）	497-3487	100
配偶者間暴力等	配偶者やパートナーからの暴力、家庭、 生き方など女性の抱える様々な悩み	—	県	女性サポートセンター	043-206-8002	102
	配偶者やパートナーからの暴力、健康、 生き方などの総合相談、カウンセリング	女性のための 総合相談	県	千葉県男女共同参画 センター	04-7140-8605	102
		男性のための 総合相談	県	千葉県男女共同参画 センター	043-308-3421	102
	配偶者やパートナーからの暴力	配偶者暴力相談 支援センター	県	印旛健康福祉センター	043-483-0711 (相談専用電話)	63 101
		DV相談	市	子育て支援課 家庭児童相談室	497-3491	98
	配偶者やパートナーからの暴力、家庭、 仕事など女性の抱える様々な悩み	女性生き生き 相談	市	子育て支援課 家庭児童相談室	497-3491	98

※ 相談の開設日時は、各相談機関によって異なります。電話で予めご確認ください。

休日夜間の急病・救急診療について

- ① 休日や夜間の急病・救急病院についての問い合わせ
印西地区消防組合 ☎0476-46-9981
- ② 千葉県内の急病当番医、夜間休日急病診療所の検索『ちば救急医療ネット』
- ③ こども急病相談（急な病気の対処や受診に迷ったとき）、大人急病相談（体調不良で受診や救急車を呼ぶか迷ったとき）
プッシュ回線及び携帯電話回線から 子ども☎#8000 おとな☎#7009
ダイヤル回線、IP電話、光電話から 子ども☎043-242-9939（毎日19時～翌朝6時）
おとな☎03-6810-1636（平日・土18時～翌朝6時、日・祝日9時～翌朝6時）
- ④ 印旛市郡小児初期急病診療所 ☎043-485-3355 診療時間内
※受診前に必ず電話してください



ちば救急医療ネット
QRコード

【診療時間】 月～土曜日 19:00～22:45

休日・年末年始 9:00～16:45 19:00～22:45

【所在地】 佐倉市江原台2-27 佐倉市健康管理センター内

2. 高齢者・障がい者・権利擁護・年金税金など

	内 容	相談名 相談先	種 類	連 絡 先	掲載 ページ	
高齢者	介護や認知症 保健や福祉 成年後見制度、高齢者虐待 その他高齢者の相談支援全般	—	他	白井中央地域包括支援センター※	497-3474	70
				白井駅前地域包括支援センター※	492-8100	70
				西白井駅前地域包括支援センター※	497-5170	70
障がい者	障がい者(児)の相談支援	障がい者相談 支援事業	他	座ぐり (社会福祉法人フラット)	401-0637	56
	精神障がい者の相談支援		他	成田地域生活支援センター	0476-35-7771	56
	障がい児の相談支援		市	こども発達センター	497-3489	56
	障がい者の成年後見制度		—	市	障害福祉課	497-3483
	障がい者の虐待・差別について	—	市	障害者虐待防止センター (障害福祉課)	497-3483	—
人権・ 権利擁護	判断能力が十分でない方の福祉サービス 利用援助、財産管理、成年後見制度	—	他	千葉県 後見支援センター	043-204-6012	104
		—	他	社会福祉協議会	492-5713	94
	利用している福祉サービスについての 苦情	—	他	千葉県運営適正化委員会	043-246-0294	—
	いじめ、差別、家庭問題、近隣間の トラブルなどの相談	人権相談	市	市民活動支援課 市民活動支援係	401-4078	98
年金・ 税金	社会保険労務士による年金全般の相談	年金・労働相談	市	保険年金課 保険年金係	492-1111(代)	98
	年金の相談	年金相談	他	船橋年金事務所	047-424-8811	103
	年金の見込額などの相談	—	他	街角の年金相談センター 船橋	(来所のみ)	104
	休日・夜間の市税納付、納税に関する 相談	納税相談	市	収税課 収税係	401-4104	99

※ 地域包括支援センターの担当地区は、70ページを参照ください。

3. からだ・こころの健康

	内 容	相談名 相談先	種 類	連 絡 先	掲載 ページ	
からだの健康・ こころの健康	からだの健康・栄養・歯	電話相談	市	健康課 健康づくり推進係 保健予防係 母子保健係	497-3494 497-3495 497-3472	57
		健康相談	市	健康課 健康づくり推進係	497-3494	57
	エイズ	エイズの相談 ・検査	県	印旛健康福祉センター 疾病対策課	043-483-1466	63 101
	ぜんそく、アトピー、花粉症など アレルギー	アレルギー相談	県	アレルギー相談センター	043-223-2677	—
	医療についての心配や診療内容、医療 機関紹介、医療費、検査	医療相談	県	県庁健康福祉部 医療整備課内	043-223-3636	—
	医薬品/医薬部外品、化粧品、医療用具 など	薬の相談	県 県	県庁健康福祉部薬務課 県消費者センター	043-223-2622 047-434-0999	— —
	こころの健康	こころの健康相 談(医師・精神 保健福祉士)	市	障害福祉課 障害支援係	497-3483	57
	就学や就労など人と関わることに不安 がある	ニート・ひき こもり相談会	市	生涯学習課 社会教育係	401-8942	100
	精神保健	精神保健福祉 相談	県	印旛健康福祉センター 地域保健課	043-483-1136	63 101
	精神障がいの治療上の問題、精神障が い者の社会復帰、酒害など	精神保健福祉 相談	県	千葉県 精神保健福祉センター	043-263-3893	102
	生きることがつらい、消えてしまいたい など、こころの悩み	千葉いのちの 電話	他	千葉いのちの電話	043-227-3900 (24時間365日)	103

※ 相談の開設日時は、各相談機関によって異なります。電話で予めご確認ください。

4. 就労支援・その他

	内 容	相談名 相談先	種 類	連 絡 先	掲載 ページ
労働・就業	就業情報、職業紹介	無料 職業紹介所	市	産業振興課 商工振興係	492-1111(代) 91
	賃金、労働時間、解雇など労働問題 全般	年金・労働相談	市	産業振興課 商工振興係	492-1111(代) 98
		労働相談	県	千葉県 労働相談センター	043-223-2744 91
	障がい者、外国人の職業相談	障がい者 就労支援	市	障害福祉課	497-3497
		専門援助 コーナー	国	ハローワーク船橋 (船橋公共職業安定所)	047-420-8609 104
犯罪被害	犯罪被害支援	—	他	千葉犯罪被害者 支援センター	043-225-5450 —
	ストーカー、悪質商法など犯罪被害 全般	—	県	県警察本部 相談サポートコーナー	043-227-9110 —
消費・食品衛生	消費生活全般について	消費生活相談	市	消費生活センター	492-1111(代) 99
	商品の購入上のトラブル、商品の品質 など	消費生活相談	県	県消費者センター	047-434-0999 —
	消費者金融について	消費者金融 相談			
	食品添加物、容器包装、食中毒防止など 食品衛生	食品衛生県民 ダイヤル	県	県庁健康福祉部 衛生指導課	043-221-6000 —
その他	ボランティア	ボランティア 相談	他	ボランティアセンター (社会福祉協議会)	492-5716 95
	外国人のための生活相談	外国人 テレホン相談	県	千葉県国際交流センタ ー	043-297-2966 —
		外国人 相談窓口	市	企画政策課 企画政策係	401-5998 99
	県営住宅等、公的機関が募集する賃貸 住宅等の案内や、住まいに関する相談	住宅の相談	県	住まい情報プラザ	043-223-3266 —
	木造住宅の耐震診断相談	木造住宅耐震 診断相談	市	建築宅地課 建築班	492-1111(代) 99
	住宅の増改築や修繕	住宅リフォーム 無料相談	市	商工会	492-0721 99
	国の仕事(年金、道路など)やサービス、 各種手続きについての意見や要望など	行政相談	市	総務課 行政係	492-1111(代) 100
全般	どこに相談したらよいか分からないとき	福祉相談	市	社会福祉課 厚生係	497-3482 98
	福祉の総合相談、権利擁護	—	他	中核地域生活支援セン ター「すけっと」	043-308-6325 103
	生活・家庭不和など生活に関する あらゆる相談	心配ごと相談	他	社会福祉協議会	492-5713 95
	福祉に関する全般について	民生委員・ 児童委員	地 域	社会福祉課 厚生係 (問合先)	497-3482 100
	あらゆる相談 ※外国語(10か国語)での対応あり	よりそいホッ トライン	国	よりそいホットライン (厚生労働省社会援護 局補助事業)	0120-279-338 (24時間365日) —

※ 相談の開設日時は、各相談機関によって異なります。電話で予めご確認ください。

子どものために

妊娠・出産

■母子健康手帳の交付

この手帳は妊娠中の母親の健康状態と子どもの成長を記録するものです。白井市に住民登録されている方が妊娠したときには、妊娠届出の手続きをし、母子健康手帳の交付を受けてください。

【窓口】健康課 母子保健係 ☎497-3472

■妊婦一般健康診査

母子健康手帳別冊の受診票により、妊娠中に14回（多胎妊娠の方は、15回から19回分目以降の妊婦健診は、窓口で申請が必要）原則として千葉県内の医療機関で健康診査が受けられます。県外での受診を希望する人は、問い合わせてください。

【窓口】健康課 母子保健係 ☎497-3472

■妊婦歯科健康診査

妊娠中に1回市内指定医療機関で歯科健康診査が受けられます。

【窓口】健康課 母子保健係 ☎497-3472

■マタニティ＆ベビー向け講座

おおむね妊娠6～9か月までの妊婦、そのパートナーを対象に、妊娠中の食生活やお産の経過・育児などについて、講義や実習を行います。

【窓口】健康課 母子保健係 ☎497-3472

■不妊・不育相談

不妊で悩む夫婦等に不妊に関する一般的な相談や不妊治療に関する情報提供、医療面の相談を行います。

※詳細は千葉県のホームページをご覧ください。

【窓口】千葉県児童家庭課母子保健班
☎043-223-2332

■助産施設

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦が利用できる施設です。利用については、子育て支援課へご相談ください。

【窓口】子育て支援課 子育て支援係

☎497-3487

■産後ケア

体調不良や育児不安がある方で、産後に家族などからの支援を受けられない方に対し、クリニックや助産院に宿泊したり、助産師が訪問して、育児方法や授乳の指導および育児相談を行います。宿泊型は産後4ヶ月未満、訪問型は産後1年未満の母子が対象となります。世帯の所得により一部自己負担があります。利用については健康課へご相談ください。

	非課税世帯	それ以外
宿泊型 (1日)	1,500円	4,500円
多胎児加算 (1日1人につき)	200円追加	600円追加
訪問型 (1日2時間まで)	600円	1,800円
多胎児加算 (1日1人につき)	40円追加	130円追加

※生活保護世帯は無料。

※宿泊型で1泊の場合は、2日分の費用がかかります。

【窓口】健康課 母子保健係 ☎497-3472



給付の手当・助成

■出産応援ギフト

妊娠届出時の面接を受けた妊婦さんに現金5万円を給付します。ギフトの給付を通じて、出産・子育てにかかわる経済的負担の軽減を図ります。面接時にお渡しする申請書を提出してください。

【窓口】健康課 母子保健係 ☎497-3472

■子育て応援ギフト

新生児訪問を受けた保護者にお子さん1人当たり現金5万円を給付します。ギフトの給付を通じて、子育てにかかわる経済的負担の軽減を図ります。新生児訪問後にお渡しする申請書を提出してください。

【窓口】健康課 母子保健係 ☎497-3472

■児童手当

中学校修了前までの子どもを養育している人に支給されます。

【手当の額】

児童の年齢	児童手当の額 (1人当たり月額)
3歳未満	一律15,000円
3歳以上 小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円
所得制限表 ①以上②未満 (特例給付)	一律 5,000円

令和4年10月支給分から所得上限限度額以上の方は児童手当が支給されなくなります。

児童手当は所得制限限度額があり下表①の所得以上の方は特例給付としてお子様一人につき5,000円支給していましたが、下表②以上の所得の方は児童手当が支給されなくなります。

	①所得制限 限度額	②所得上限 限度額
扶養親族等の数 (カッコ内は例)	所得額	所得額
0人(前年末に児童が生まれていない場合等)	622万円	858万円
1人(児童1人の場合等)	660万円	896万円
2人(児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	698万円	934万円
3人(児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	736万円	972万円
4人(児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	774万円	1010万円
5人(児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	812万円	1048万円

※扶養親族が6人以上の場合の限度額(所得額ベース)は、5人を越えた1人につき38万円(扶養親族等が老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額。

【申請に必要なもの】

- ・届出人の本人確認書類
 - ・請求者名義の振込先のわかるもの
 - ・1月1日に国内に住所がなかった場合、パスポートの写しが必要となります。
- ※公務員は職場に申請してください。
※詳細は窓口を確認してください。

【窓口】子育て支援課 子育て支援係 ☎497-3487

■未熟児養育医療

身体の発育が未熟な状態(出生時体重2,000g以下)で生まれ、入院を必要とする乳児に対し、指定医療機関でその治療にかかる医療費を公費で負担する制度です。

なお、世帯の所得により一部自己負担があります。

【窓口】子育て支援課 子育て支援係 ☎497-3487

■子ども医療費の助成

お誕生から中学生までの子どもの保険診療分の医療費を助成します。助成を受けるには、受給資格の申請・登録が必要です。

なお、県外で受診をした場合などの医療費については、領収書で償還払い（払い戻し）の手続きをしてください。

【助成内容】

年齢・学年	助成内容（自己負担額）
誕生～中学生	入院：1日300円または無料 通院：1回300円または無料 調剤：無料

【申請に必要なもの】

- ・子ども医療費助成申請書
- ・子どもの加入している（加入予定の）健康保険証の写し
- ・パスポートの写し（1月1日に国内に不在の場合）
- ・振込先のわかるもの

【償還払い（払い戻し）の申請に必要なもの】

- ・子ども医療費助成金給付申請書
- ・領収書（子どもの氏名・保険点数・医療内容の明細のあるもの）
- ・高額療養費や付加給付などがあるときはその額を証する書類

※詳細は窓口にお問い合わせください。

【窓口】子育て支援課 子育て支援係

☎497-3487

■子育て支援事業等利用料金の助成

生後6か月から12歳に達した日の属する学年の終わりまでの児童を養育している低所得の世帯を対象として、一時保育、ファミリーサポートセンター、社会福祉協議会のまごころサービスの利用料について、1か月あたり2万円を限度に利用費用合計額の2分の1を助成します。

【所得制限】

ひとり親家庭	児童扶養手当支給水準世帯
上記以外の世帯	生活保護世帯または 市民税非課税世帯

【登録申請に必要なもの】

- ・世帯全員の住民票
- ひとり親家庭の場合：戸籍謄本・所得証明書
それ以外の世帯の場合：市民税非課税証明書

または生活保護受給証明書

【窓口】子育て支援課 子育て支援係

子どもの健康

■新生児訪問

子どもが生まれたら、できるだけ早めに母子健康手帳別冊の出生通知書を、提出してください。原則として生後28日以内の全ての乳児（新生児）を対象に、助産師・保健師が訪問し、相談に応じます。

【窓口】健康課 母子保健係 ☎497-3472

■おめでとう訪問

生後3～4か月の乳児がいるすべてのお宅に母子保健推進員が訪問し、お母さんとお子さんのご様子を伺います。

【窓口】健康課 母子保健係 ☎497-3472

■新生児聴覚検査・乳児一般健康診査

母子健康手帳交付時の別冊の受診票により、生後50日までの期間内に聴覚検査を、生後3～6か月および9～11か月の期間内に、健康診査をそれぞれ1回千葉県内の医療機関で受けられます。県外での受診を希望する人は、お問い合わせください。

【窓口】健康課 母子保健係 ☎497-3472

■あかちゃん育児相談（4か月育児相談）

4～5か月の子どもを対象に、子どもの発育発達・栄養・育児などについて、保健師・助産師・栄養士が相談を行います。対象者には通知します。

【窓口】健康課 母子保健係 ☎497-3472

■かみかみ教室

満9か月の子どもの対象に、栄養士が離乳食の進め方やレシピについてお話しします。また、歯科衛生士がむし歯予防についてお話しし、助産師が育児相談を行います。対象者には通知します。

【窓口】健康課 母子保健係 ☎497-3472

■ 1歳6か月児健康診査

1歳6か月の幼児を対象に、発育・発達の確認、疾病などの早期発見をするために、医師・歯科医師の診察と保健師・助産師・栄養士・歯科衛生士などが、育児相談を行います。対象者には通知します。

【健診内容】

身長・体重測定、問診、医師・歯科医師診察、栄養・歯科・育児相談

【窓口】健康課 母子保健係 ☎497-3472

■ 2歳児歯科健康診査

2歳6か月の幼児を対象に、発育の確認、疾病などの早期発見をするために、歯科医師の診察と保健師・栄養士・歯科衛生士などが、育児相談を行います。希望者にはフッ素塗布を行います。対象者には通知します。

【健診内容】

歯科診察、保健・栄養・歯科相談

※フッ素塗布（希望者のみ）

【窓口】健康課 母子保健係 ☎497-3472

■ 3歳児健康診査

3歳6か月の幼児を対象に、発育・発達を確認、疾病などの早期発見をするために、医師・歯科医師の診察と保健師・助産師・栄養士・歯科衛生士などが、育児相談を行います。対象者には通知します。

【健診内容】

身長・体重測定、問診、尿検査、視覚・聴力検査、医師・歯科医師診察、栄養・歯科・育児相談

※視力検査（該当者のみ）

【窓口】健康課 母子保健係 ☎497-3472

■ ベビーサロン 「いっぽいっぽ」

おおむね生後8か月までの乳児と家族が、情報交換や仲間づくりをする気軽に立ち寄れる場です。親子のふれあい遊びの紹介などを行います。日程は「広報しろい」や「白井市健康カレンダー」でお知らせします。

【窓口】健康課 母子保健係 ☎497-3472

■ 母子保健推進員

子どもが生まれた家庭を訪問する活動や、

妊婦さんや生後8か月までの親子のためにベビーサロンを運営しています。育児相談・健康診査などにも協力しています。

【窓口】健康課 母子保健係 ☎497-3472

■ 予防接種

市では予防接種法による定期接種を行っています。10～11ページの表を参照し接種してください。

お子さんの予防接種スケジュールの自動作成や、接種予定日が近づくとメールでお知らせしてくれる「なし坊・かおりの子育て応援ナビ」をご利用ください。子育て応援ナビでは、希望者に子育て情報のメール配信も行っています。

なし坊・かおりの子育て応援ナビ

登録はこちらから

（二次元コード）

パソコンからは、「白井市予防接種ナビ」で検索

URL:<http://shiroi.city-hc.jp>



【窓口】健康課 保健予防係 ☎497-3495



■定期予防接種の種類

令和5年4月1日現在

種 別		対 象 者	回 数	接種方法と接種間隔
ロ タ ウ イ ル ス	ロタリックス (1価)	出生6週0日後 ～24週0日まで	2回	27日の間隔をあけて2回
	ロタテック (5価)	出生6週0日後 ～32週0日まで	3回	27日の間隔をあけて3回
ヒブ ※		生後2か月 ～5歳未満	初回3回	4週間以上の間隔をあける (標準は4～8週間までの間隔)
			追加1回	3回目終了後7か月以上あける
小児用肺炎球菌 ※		生後2か月 ～5歳未満	初回3回	4週間以上の間隔をあける
			追加1回	3回目終了後60日以上あけ、かつ1歳以上
4種混合 ・百日せき ・ジフテリア ・破傷風 ・ポリオ		生後2か月 ～7歳6か月未満	初回3回	3週間以上の間隔をあける (標準は3～8週間までの間隔)
			追加1回	3回目終了後6か月以上あける (標準は1年～1年6か月)
BCG		1歳未満	1回	
B型肝炎		1歳未満	3回	1回目から4週間以上あけて2回目 1回目から5か月以上あけて3回目
麻しん風しん 混合(MR)		第1期：1歳～2歳未満	1回	
		第2期：年長児	1回	
日本脳炎		第1期：生後6か月 ～7歳6か月未満	初回2回	1週間以上の間隔をあける (標準は1～4週間までの間隔)
			追加1回	2回目終了後6か月以上あける (標準は概ね1年後)
		第2期：9歳～13歳未満	1回	
2種混合 ・ジフテリア ・破傷風		11歳～13歳未満	1回	※乳幼児期に3種混合または 4種混合が完了していること
水痘		1歳～3歳未満	2回	3か月以上あけて2回(標準は6か 月～1年以内)
子 宮 頸 がん	9価	・12歳になる年度初日～15歳未満 ・15歳から16歳に達する日以降の 最初の3月31日まで	2回 3回	※キャッチアップ接種として、令和 7年3月末まで、平成9年4月2 日から平成19年4月1日生まれの 人で未接種の人は接種が可能で す。 詳細は健康課へ問い合わせしてくださ い
	2価	・12歳になる年度初日～16歳に達 する日以降の最初の3月31日まで (小学校6年生相当～高校1年生 相当)の女子	3回	
	4価			

※ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンは、接種を開始する月齢により、接種回数が変わります。詳しくは、健康課へ問い合わせてください。

子育てのいろは

【市内契約医療機関】

医療機関名	電話番号	所在地(白井市)
伊藤診療所	491-1888	復1450-23
ニュータウンクリニック	491-8051	清水口3-25-1
菊地医院	492-2121	根1720-7
森川産婦人科クリニック	492-3511	大山口2-3-3
桜台メディカルクリニック	491-6668	桜台2-5-2
西白井クリニック	498-3333	根1778-6
白井由井内科	492-1115	堀込1-2-7 白井Fビル2F
晴クリニック 皮ふ科・泌尿器科	498-2002	堀込1-2-7 白井Fビル2F
もりや内科・呼吸器科 クリニック	498-6622	富士129-29
とりうみこども クリニック	498-7788	富士129-31
駅前ファミリア クリニック西白井	497-1237	清水口2-6 白光舎西白井 駅前ビル1F
白井駅前せあらし クリニック	497-0072	笹塚2-2-2
白井聖仁会病院	491-3111	笹塚3-25-2
北総白井病院	492-1001	根325-2-1
千葉白井病院	497-6800	復1439-2

※上記以外の主治医のもとで接種を希望する人は、健康課保健予防係に問い合わせてください。
※西白井クリニックは1歳以上児のみ

保育等

■保育所

保育所は、保護者が働いていたり病気などにより、子どもの保育ができない家庭に代わって保育をする施設です。利用には、「保育を必要とする事由」の認定を受ける必要があります。

【入所できる年齢】

清水口保育園、南山保育園、桜台保育園では生後57日目以降から、白井保育園、こざくら保育園、A I A I NURSERY西白井では生後6か月以降から預かります。

【保育時間】※ 認定こども園・小規模保育所は別記

保育所名		保育時間	
通常	全ての 保育園	平日	午前8:30～午後4:30
		土曜	午前8:30～正午
時間外 (延長 保育)	A I A I NURSE RY 西白井	平日	午前7:30～午後6:30 (上記通常時間を除く)
		土曜	午前7:30～午後5:00 (上記通常時間を除く)
	上記以外の 保育園	平日	午前7:00～午後7:00 (上記通常時間を除く)
		土曜	午前7:00～午後5:00 (上記通常時間を除く)

【保育料】

『保育所等利用のご案内』(窓口配布・市のホームページ)に掲載されている「保育料」により、両親の市民税所得割額とお子さんの入所年度のクラス年齢から保育料を確認することができます。

【時間外保育料】 ※公立保育園

認定区分	利用時間		金額
標準時間	月曜～金曜	午後6:00～午後6:30	50円
		午後6:00～午後7:00	100円 (月額) 1,500円
短時間	月曜～土曜	午前7:00～午前8:30	150円
		午前7:30～午前8:30	100円
		午前8:00～午前8:30	50円
		午後4:30～午後5:00	50円
	月曜～金曜	午後4:30～午後5:30	100円
		午後4:30～午後6:00	150円
		午後4:30～午後6:30	200円
		午後4:30～午後7:00	250円

私立保育園の時間外保育料については、直接保育園に問い合わせてください。

【入所申請】

市役所所定の申込用紙一式および申請に必要な書類を提出してください。

申し込みの締切りは、入所希望月の前々月の末日です。(土、日、祝日の場合はその前日) 他の市区町村への入所を申し込む場合は、希望保育所のある市区町村の締切日より2週間前に白井市の保育課へ申し込みをお願いします。1・2・3・4月からの入所につきましては、特別期間を設けます。

【申請に必要なもの】

- ・入所申請書類一式
- ・家庭において保育できないことを証明する書類(就労証明など)
- ・その他

【保育所一覧】

※認定こども園・小規模保育所以外

	保育所名	所在地(白井市)	電話番号
市立	清水口保育園	清水口2-8-1	491-8082
	南山保育園	南山1-7-1	491-1413
	桜台保育園	桜台2-9	492-6101
私立	白井保育園	白井429	497-0359
	こぞくら保育園	根1832-1	401-1181
	A I A I NURSERY 西白井	根1922-14	401-0953

※市立保育園のサービスに関する苦情解決制度は21ページをご覧ください。

【窓口】 保育課 保育係 ☎497-3488

■認定こども園

認定こども園とは、幼稚園の機能と保育所の機能や特徴をあわせ持った施設です。

【対象児童】

生後6か月から就学前まで

※ひまわりこども園は生後57日目以降から就学前まで

【保育時間】

	保育時間	
通常	平日	午前8:30～午後4:30
	土曜	午前8:30～正午
時間外	平日	午前7:00～午後7:00 (上記通常時間を除く)
	土曜	午前7:00～午後5:00 (上記通常時間を除く)

【保育料】

「保育所」の保育料(11ページ)をご覧ください。

【時間外保育料】

「保育所」の時間外保育料(12ページ)をご覧ください。

【入所申請】

「保育所」の入所申請(12ページ)をご覧ください。

【申請に必要なもの】

「保育所」の申請に必要なもの(12ページ)をご覧ください。

【認定こども園一覧】

認定こども園名	所在地(白井市)	電話番号	
私立	はなぶさ保育園	大山口2-2-4	497-7870
	ひまわりこども園	折立618-10	491-8384
	白井ふじこども園	富士239-1	402-2500

白井ふじこども園では療育と保育を一体的に提供するインクルーシブ保育を実施しています。詳細は直接白井ふじこども園に問い合わせください。

【窓口】 保育課 保育係 ☎497-3488

■小規模保育所

小規模保育とは、0歳児から2歳児までを対象とした、定員が6人以上19人以下の少人数で行う保育です。

【対象児童】

生後6か月から満3歳の年度末まで

【保育時間】

保育所名		保育時間	
通常	全ての保育園	平日	午前8:30～午後4:30
		土曜	午前8:30～正午
時間外 (延長保育)	白井ふたば 保育園	平日	午前7:00～午後7:00 (上記通常時間を除く)
		土曜	午前7:00～午後5:00 (上記通常時間を除く)
	ひなた 保育園・しろい	平日	午前7:30～午後6:30 (上記通常時間を除く)
		土曜	午前7:30～午後5:00 (上記通常時間を除く)
	ひなた 保育園・ ふおるて しろい	平日	午前7:00～午後7:00 (上記通常時間を除く)
		土曜	午前8:30～午後5:30 (上記通常時間を除く)

【保育料】

「保育所」の保育料(11ページ)をご覧ください。

【時間外保育料】

「保育所」の時間外保育料(12ページ)をご覧ください。

【入所申請】

「保育所」の入所申請(12ページ)をご覧ください。

【申請に必要なもの】

「保育所」の申請に必要なもの(12ページ)をご覧ください。

【小規模保育所一覧】

小規模保育所名	所在地(白井市)	電話番号
私立	白井ふたば 保育園	根1827-27 401-1187
	ひなた保育園・ しろい	根235-2 401-0401
	ひなた保育園・ ふおるてしろい	根476-1 404-3290

【窓口】 保育課 保育係 ☎497-3488

■子育て短期支援(ショートステイ)事業

子育て中の保護者が、病気・出産・仕事・育児疲れなどで、家庭で子どもをみるのが困難な場合、施設で一時的に預かります。

【対象児童】 市内在住の3歳未満の子ども

【利用期間】 7日以内

【入所する施設】

ほうゆうベビーホーム(八千代市上高野157)

【利用料金】

(1日あたり)

	2歳未満	2歳以上
生活保護世帯	0円	0円
市民税非課税世帯	1,100円	1,000円
その他の世帯	5,350円	2,750円

【申込方法】

利用する一週間前までに相談、申請書を提出してください。

【窓口】 子育て支援課 子育て支援係

☎497-3487

■一時保育(清水口保育園・南山保育園・送迎ステーション)

保護者の病気や、仕事の都合などで一時的に保育が必要なときに、小学校就学前の子どもを預かります。

【対象児童】

市内に住所がある満6か月～就学前の児童

【一時保育 保育料】

年齢	1時間あたり	給食費
0歳	500円	300円
1～2歳	400円	※送迎ステーション は250円
3歳以上	300円	

【清水口保育園・南山保育園一時保育時間】

月～金曜 午前8:30～午後4:30

土曜 午前8:30～午後0:30

土曜は清水口保育園のみ(私的用事の利用を除く)

【送迎ステーション一時保育時間】

月・火・木・金曜

午前10:00～午後1:30

水曜

午前10:00～正午まで

利用日数は内容により異なります。

【相談・利用の申し込み】

清水口保育園・南山保育園・送迎ステーション

■病児保育

保育認定を受けている児童や幼稚園・小学校に就学している児童が病気であり、保護者の就労などの理由により、家庭で保育を行うことが困難な場合に一時的にお子さんを預かります(事前登録が必要かつお預かりできない疾患があります)。

【対象児童】

市内に住所がある生後6か月から小学校6年生までの子ども

【保育料】

1時間300円

(別途 食事代・おやつ代 550円)

※生活保護世帯、市民税非課税世帯は無料になります。

【保育時間】

月～金曜 午前8:00～午後6:00

土曜 午前8:00～午後1:00 (金曜日前から継続する方のみ)

【保育場所】

白井聖仁会病院 うさぎ保育所

(白井市笹塚3-25-2)

【相談・利用の申し込み】

うさぎ保育所 ☎070-2656-5671

■病後児保育

保育園等に通所中の乳幼児等が病気の回復期であり、集団保育が困難な場合に一時的にお子さんを預かります(事前登録が必要です)。

【対象児童】

市内に住所がある生後3か月から小学校6年生までの子ども

【保育料】

1時間300円(ただし最小利用時間4時間)

※生活保護世帯、市民税非課税世帯は無料になります。

【保育時間】

月～金曜 午前8:30～午後6:00

土曜 午前8:30～午後1:00

【保育場所】

鎌ヶ谷総合病院病後児保育所

(鎌ヶ谷市初富929-6)

【相談・利用の申し込み】

鎌ヶ谷総合病院 ☎047-498-8111

■学童保育所

小学生のお子さんが放課後帰宅しても、保護者の就労などの理由で、その児童の保育ができない家庭に代わって保育をする施設です。

【保育時間】

区分	保育時間	
	通常保育	平日
長期休暇・振替休日等の平日休校日		午前8:00～午後7:00
土曜日		午前8:00～午後6:00
延長保育(早朝保育)	平日休校日・土曜日	午前7:30～午前8:00

【保育料】

区分	金額(月額)
通常保育	9,500円
延長保育	(8月) 1,500円 (8月以外の月) 500円

※低所得世帯等には減免制度あり

【入所期間】

入所日から、最長でその年度の3月31日までとなります。翌年度4月以降も入所を希望される場合は、新たに入所申請が必要となります。

※新1年生の児童についても、入学年度の4月1日から利用可能です。

【入所申請】

入所申請書類一式および申請に必要な書類を提出してください。申し込みの締め切りは、入所希望月の前月の15日までです(15日が休日の場合は翌開庁日)。4月からの入所につきましては、特別期間を設けます。

【申請に必要なもの】

〈全員提出〉

- ・入所申請書類一式
- ・児童の保育ができないことを証明する書類(就労証明など)
- 〈該当者のみ提出〉
- ・就労以外の理由で保育が必要な方…入所申立書
- ・障がいのある児童…身体障害者手帳・療育手帳等の写し
- ・生活保護受給者…受給証の写し

【学童保育所一覧】

学童保育所名	所在地(白井市)	電話番号
白井第一学童保育所	根105	492-2877
白井第二学童保育所	中181-2	402-4761
白井第三第1学童保育所	根336-15	404-2496
白井第三第2学童保育所		402-3487
大山口第1学童保育所	大山口2-2-1	401-1903
大山口第2学童保育所		404-8971
清水口学童保育所	清水口2-3-1	491-3565
南山第1学童保育所	南山1-7-1	492-0484
南山第2学童保育所		
七次台学童保育所	七次台3-17-1	492-6630
池の上学童保育所	池の上2-21	404-2948
桜台学童保育所	桜台3-28	401-8620

【窓口】 保育課 保育係 ☎497-3488

■児童館・児童ルーム

子ども達の思いやりや行動力・協調性・前向きに生きていく力・心の豊かさを育む「子どもの居場所づくり」を目的に、各地域のニーズに合った活動をしています。

【利用対象】

白井市在住・在学の0歳～18歳未満の児童及びその保護者。

※西白井コミュニティプラザ子ども室は、0歳～小学6年生以下の児童及びその保護者。

※未就学児は18歳以上の方の付き添いが必要です。

【開館時間】

午前9時から午後5時まで

白井駅前児童館、白井児童館、桜台児童館は中学生以上の児童を対象に開館時間を延長しています。

- ・白井駅前児童館
中学生：午前9時～午後7時
高校生：午前9時～午後8時
- ・白井児童館
中学生から18歳未満の児童：毎月第1～4金曜日
午前9時～午後7時(祝日の場合は閉館)
- ・桜台児童館
中学生から18歳未満の児童：毎月第1～4金曜日
午前9時～午後7時(センターが休館の場合、閉館)

【休館日】

毎週月曜日(白井児童館、西白井コミュニティプラザ子ども室は毎週火曜日、公民センター児童ルームは毎週日曜日)、国民の祝日、年末年始

【入館料】 無料

児童館名	所在地(白井市)	電話番号
西白井児童館	清水口1-2-1	492-1011
白井駅前児童館	堀込1-2-2	497-1151
桜台児童館	桜台2-14	491-7111
白井児童館	復1458-1	491-0166
公民センター児童ルーム	中98-17	492-5266
富士センター児童ルーム	富士239-2	446-1911
西白井コミュニティプラザ子ども室	西白井2-16-1	497-5771

■ファミリー・サポート・センター

子育てをお手伝いしたい人(提供会員)と手助けをしてほしい人(利用会員)、そして手助けをしてもらうが時には助けることも可能な人(両方会員)という三者を地域で組織化し、人と人が助け合う相互援助活動を行う制度です。

保護者が急な用事などの際に保育園に迎えに行ってもらったり、家庭にいる人も急用ができたり病院に行く時など、お子さんを預かってもらうなどの支援を行います。提供会員・利用会員・アドバイザーが事前に活動の日時やお子さんのことについて細かい打合せをします。

【対象者】 白井市に在住かお勤めの方で、生後6か月から小学校6年生までの子どもがいる方

【料金】

月～金 午前7時～午後9時	一時間あたり 700円
土、日、祝日、年末年始 並びに上記時間以外	一時間あたり 900円

【窓口】 しろいファミリー・サポート・センター
保健福祉センター 子育て支援課内
☎491-8277

■子育て支援センター

保育園の“子育て機能”を園の利用者だけでなく、地域の家庭にも役立てていただき、ゆとりある子育てを支援する場が子育て支援センターです。育児相談を専門とするスタッフによる育児アドバイスや育児情報の提供、親子で参加できる催しなどの活動を行います。

【窓口】

清水口保育園「スマイル」 ☎491-8201
南山保育園「ふれんど」 ☎491-1131

■つどいのひろば

子育て中の親子（おおむね0歳～就園前の子どもと保護者）が集い、育児の情報交換や、子育ての悩みを相談したり、仲間づくりをしたりできる場です。子育てに役立つ講演会や親子で参加できる活動も行います。

【窓口】

はなぶさ保育園「ドリーム☆ポケット」
☎497-7872
白井ふじこども園「いづみ」
☎070-1431-4339
こざくら保育園「こざくらキッズ」
☎401-8383
ひまわりこども園「ひまわりルーム」
☎491-8384

■ほっとハート

主任児童委員が子育て支援センターやつどいのひろば（上記）に出向いて、子どもや親の悩み、心配ごとについてお話を聞きます。

【開催日時】

開催日時は下記窓口にお問い合わせください。

【窓口】 子育て支援課 子育て支援係

☎497-3487

■ママヘルプサービス

市内在住で家事や育児などを手伝ってくれる人がいない産後8週間以内の人にヘルパーを派遣し、産後の生活を支援します。

※お母さんの体調により期間延長できる場合がありますので、ご相談ください。

※切迫早産などで体調の悪い人は相談してください。

※多胎児家庭は産後6ヶ月まで利用できます。

【サービス内容】

- ・育児に関すること
（授乳、沐浴、オムツ交換など）
- ・家事に関すること（食事の準備や片付け、買い物、居室の掃除、洗濯など）
- ・相談に関すること（育児の相談、助言など）

【利用時間】

1日1回 午前9時から午後4時までの間で1時間以上4時間以内

【利用料】

生活保護世帯または市民税非課税世帯は無料
上記世帯以外は1時間500円

【申込方法】

出産予定日の1か月前までに連絡してください。後日ヘルパーが訪問し、打合せをします。ただし、緊急の場合は相談してください。

【窓口】 子育て支援課 子育て支援係

☎497-3487

発達に心配のある子どものために

■こども発達センター

心身の発達上心配のある子どもに即応した生活指導（集団・個別）などを行い、心身の発達を支援します。

【支援対象者】

- ・児童発達支援事業
市内在住で障がいを持つ児童及び発達に不安がある就学前の児童
- ・児童発達支援事業：0歳～就学前の児童
- ・保育所等訪問支援：0歳～市内の保育園や幼稚園、小学校等に通う小学6年生までの児童

【サービスの内容】

《児童発達支援》

- ・個別支援計画の作成
- ・グループ指導（基本的な生活習慣や社会性の習得など心身の発達等の指導）
- ・発達個別指導（認知・言語・対人コミュニケーション等の対人・情緒等の指導）
- ・作業療法個別指導（姿勢・運動および感覚・認知面の発達と日常生活動作の獲得等の指導）

※上記の指導内容および指導回数は、児童の

年齢や発達状況により異なります。

《保育所等訪問支援事業》

- ・子どもが通う幼稚園や認可保育園・小学校などに支援員が訪問し、集団生活への適応が難しい児童に支援を行います。

【利用料】

児童福祉法に基づき、原則として定率の1割が保護者負担となります。尚、3～5歳児は無償化となっており0円で、集団指導の給食費のみ実費で保護者負担となります。

【サービス提供時間】

個別指導	午前 9:00～	午後 3:00
集団指導	午前 9:30～	午後 0:45
保育所等訪問	午前 9:00～	午後 5:00

※その他に、指定相談支援事業もおこなっています（詳細はP56に記載）。

※サービスに関する苦情解決制度は21ページを参照。

【休日】土曜・日曜・国民の祝日・年末年始

【契約に必要なもの】

- ・通所受給者証
- ・印かん

【窓口】こども発達センター ☎497-3489

教育の扶助・援護等

■就学費援助

市内に住所のある人で、経済的理由などにより、小・中学校に就学することが困難な児童や生徒（準要保護児童・生徒）のために、学用品費、給食費、校外活動費などを援助します。

【窓口】学校政策課 政策班 ☎401-9445

■特別支援教育就学奨励費補助

個別支援学級に通学している児童・生徒および学校教育法施行令第22条の3の障がいの程度に該当する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、就学に必要な経費の一部を援助します。

【窓口】学校政策課 政策班 ☎401-9445

■個別支援学級

心身に軽度の障がいのある児童・生徒を対象に、障がいに応じて個別の計画に基づいた教育を行うため、令和5年度小学校9校、中学校5校に計42学級設置されています。

【窓口】教育支援課 支援班 ☎401-9471

■言語通級指導教室

話し方・発音などに課題がある児童のために、指定された日時に通って、指導・訓練を受ける通級制の教室で、白井第三小学校および南山小学校に開設されています。

【窓口】教育支援課 支援班 ☎401-9471

■特別支援学校

心身に障がいのある児童・生徒が、生活や学習上の困難を改善・克服するため、適切な指導および支援を受けることができる学校です。入学については下記に相談してください。

【窓口】教育支援課 支援班 ☎401-9471

■教育相談

子どもの不登校や教育上の悩みごとなどの相談に応じます。気軽に相談してください。

（相談員による相談）

火～金曜日 午前10時30分～午後4時30分

【窓口】教育支援課 支援班 ☎492-2301

■教育支援センター（「ヤングハートしろい」）

学校に行きにくくなっていたり、行けない状態が続いたりしている児童生徒のための教室です。グループ活動や相談活動などを通して、専門の支援員が支援します。

【窓口】教育支援課 支援班 ☎401-9471

■就学相談

心身に障がいのある子どもの就学および学校生活などの相談に応じます。

【窓口】教育支援課 支援班 ☎401-9471

ひとり親家庭等援助

ひとり親家庭等とは…

- ◇死別、離婚などにより配偶者のいない母または父が満20歳未満の児童を扶養している家庭（母子家庭・父子家庭）
- ◇両親がいないか、両親が養育をしない満20歳未満の児童を扶養している家庭
- ◇かつて母子家庭の母であった人で、現在配偶者のいない人

■児童扶養手当

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日まで）を養育している父または母、養育者に支給されます。受給者本人または配偶者および扶養義務者（同居）の前年の所得額により、全部支給、一部支給、全部支給停止があります。

【対象者】

- ①父母が離婚した後、父または母と一緒に生活をしていない児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が重度（国民年金の障がい等級1級程度）の障がいにある児童
- ④父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥父または母が保護命令を受けた児童
- ⑦父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧未婚の母の児童
- ⑨その他、生まれたときの事情が不明である児童

【手当の額】

	全部支給	一部支給
児童1人(月額)	44,140円	44,130円 ～10,410円
児童2人(月額)	10,420円加算	10,410円～ 5,210円加算
児童3人目以降(月額)	1人につき 6,250円加算	1人につき 6,240円～ 3,130円加算

※児童、母、父等が公的年金等を受けることができるときであっても、公的年金等と児

童扶養手当の差額が支給される場合があります。

※一部支給は所得に応じて10円きざみの額になります。

※手当支給開始から5年と、支給要件に該当したときから7年を比較し、いずれか早い方を経過したときには、手当の一部が減額される場合があります。

【申請に必要なもの】

- ・申請者名義の振込先のわかるもの
- ・戸籍謄本
- ・養育費に関する申告書

※その他個別の事情により必要となる書類があります。

【所得制限】

扶養親族数	本 人		孤児等の養育者 配偶者 扶養義務者 所得額
	全部支給 所得額	一部支給 所得額	
0人	490,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	870,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	1,250,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人	1,630,000円	3,060,000円	3,500,000円
4人	2,010,000円	3,440,000円	3,880,000円
5人	2,390,000円	3,820,000円	4,260,000円

【窓口】 子育て支援課 子育て支援係

☎497-3487

■ひとり親家庭等医療費等助成

ひとり親家庭等の児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日まで）や児童を養育している人が、病気などで治療を受けた場合、保険診療による医療費の自己負担額の一部を助成します。ただし、児童扶養手当と同様の所得制限があります。

【申請に必要なもの】

- ・申請者名義の振込先のわかるもの
 - ・戸籍謄本
 - ・養育費に関する申告書・健康保険証の写し
- ※児童扶養手当証書を持っている人は健康保険証の写しのみで申請できます。

【窓口】 子育て支援課 子育て支援係

☎497-3487

■ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金

20歳未満の子どもを養育している母子家庭の母または父子家庭の父が、就職や転職、雇用の安定に向けて職業技能を身につけるため、雇用保険制度の教育訓練講座等を受講する場合、その受講費用の一部を助成します。
 ※教育訓練講座受講日のおおよそ2か月前に相談してください。

【助成額】 受講料の6割
 (12,001円から20万円を限度とします)

※専門実践教育訓練給付金の場合は、160万円(修学年数×40万を限度とします)。

※雇用保険制度による一般教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けている方は、その給付額を差し引いた額を支給します。

【講座の指定申請に必要なもの】

- ・戸籍謄本

【給付金の支給申請に必要なもの】

- ・申請者名義の振込先のわかるもの
- ・戸籍謄本
- ・対象講座指定決定通知書
- ・教育訓練修了証明書
- ・教育訓練経費の支払いに関する領収書
- ・雇用保険制度による一般教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けている方は、その給付額を証明する書類

【窓口】 子育て支援課 子育て支援係
 ☎497-3487

■ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等

20歳未満の子どもを養育している母子家庭の母または父子家庭の父が、看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士などの資格を取得するために、養成機関で1年以上修業する予定がある場合、修業期間(上限4年)について、高等職業訓練促進給付金を支給します。

また、対象資格取得のため1年以上修業し、カリキュラムを終了した人に高等職業訓練終了支援給付金を支給します。

【支給額】

◆高等職業訓練促進給付金

市民税非課税世帯	市民税課税世帯
100,000円	70,500円

※支給対象期間内で、修学期間の最後の1年

間は4万円加算されます。

◆高等職業訓練終了支援給付金

市民税非課税世帯	市民税課税世帯
50,000円	25,000円

【申請に必要なもの】

- ・申請者名義の振込先のわかるもの
- ・戸籍謄本
- ・世帯全員の住民票 ・所得証明書
- ・非課税証明書(該当者のみ)
- ・養成機関の在籍に関する証明書

【窓口】 子育て支援課 子育て支援係
 ☎497-3487

■ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭等の親が、修学や疾病などのため、または、生活環境の激変等により一時的に日常生活を営むのに支障があるとき、家庭生活支援員を派遣し、生活援助(家事援助)や子育て支援(子どもの預かり)を行います。
 ※利用には、事前登録が必要です。

【登録申請に必要なもの】

- ・戸籍謄本

【窓口】 子育て支援課 子育て支援係
 ☎497-3487

■母子生活支援施設

母子家庭の母あるいはこれに準ずる事情のある人が、経済的な理由や住居がないなどの事情のため児童の監護が十分にできない場合、母と児童がともに入所し、生活の自立に向け支援を受ける施設です。利用については、子育て支援課へご相談ください。

【窓口】 子育て支援課 子育て支援係
 ☎497-3487

■ひとり親家庭自立支援員

ひとり親家庭の生活一般の相談に応じ、自立を支援するための助言や支援を行います。離婚等でこれからひとり親になる(その可能性がある)人も相談できます。

【相談先】

子育て支援課 家庭児童相談室
 ☎497-3477

■JR定期券の割引

児童扶養手当を受給している人とその人と同一世帯の人にJR東日本の通勤定期乗車券を3割引で購入できる「資格証明書」「乗車券購入証明書」を交付します。

【申請に必要なもの】

- ・児童扶養手当証書 ・通勤定期券を購入する人の顔写真（縦4cm×横3cm）
- ・印かん

【窓口】子育て支援課 子育て支援係
☎497-3487

■白井市駅前駐輪場（定期利用） の使用料金の免除

市内に住所があり、児童扶養手当を受給している人と受給の対象となる児童が駅前駐輪場を定期利用するときは、使用料金の免除を受けることができます。

【申請に必要なもの】

- ・児童扶養手当証書の写し

【窓口】都市計画課 交通政策班
☎492-1111（代表）

■母子・父子・寡婦福祉資金の貸付

20歳未満の児童を養育している母子家庭や父子家庭、寡婦の経済的自立を応援するための貸付制度です。

◆修学資金

児童の就学に必要な授業料、書籍代、通学費等

◆就学支度資金

児童の就学にあたり必要な入学金、被服購入費等

◆修業資金

児童の就職に必要な知識技能を習得するための授業料等

◆事業開始資金

母子家庭等の親が、事業を開始するにあたり必要となる設備費、材料購入費等

◆事業継続資金

母子家庭等の親が、現在営んでいる事業を継続・拡張するために必要な設備費・材料購入費等

◆技能習得資金

母子家庭等の親が、開業または就職に必要

な知識技能を習得するための授業料等

◆就職支度資金

母子家庭等の親または児童等が就職するに際して必要な被服・通勤用自動車購入費等

◆医療介護資金

母子家庭等の親または児童等が医療を受ける場合、または親が介護を受けるために必要な自己負担金、交通費、施術代等

◆生活資金

知識技能を習得している期間等の生活の安定に必要な生活費一般

◆住宅資金

住居の建設・購入費等、補修・改築費等

◆転宅資金

住居の移転に対し必要な敷金、一時金、運送代等

◆結婚資金

母子家庭等の親の結婚に際し必要な挙式代、家具購入費等

貸付限度額や利率などは、借り受ける資金の用途により異なりますので、問い合わせてください。

【相談先】印旛健康福祉センター

☎043-483-1120

【窓口】子育て支援課 家庭児童相談室

☎497-3477

相談業務

■育児や健康に関する相談

育児・健康のことで心配がありましたら、ひとりで悩まずに健康課へ連絡してください。保健師・看護師・栄養士・歯科衛生士が相談を受けます。

【受付時間】平日午前8時30分～午後5時

【窓口】健康課 母子保健係 ☎497-3472

■児童相談所

児童虐待など児童に関するあらゆる相談に応じ、問題の原因やどのようにしたら児童の健全育成が図れるかを専門的に調査・判定し、その児童に最も適した指導を行います。

また、児童福祉施設（乳児院、児童養護施設など）への入所などの措置を行っています。

【相談先】

千葉県中央児童相談所 ☎043-253-4101
 子ども家庭110番 ☎043-252-1152
 (24時間受付)
 〒263-0016 千葉市稲毛区天台6-5-2

■家庭児童相談

児童福祉の向上を図るため家庭児童相談員が、児童および家庭問題の相談に応じます。電話や窓口での相談のほか、必要により訪問します。

児童虐待に関する通報窓口にもなっています。

【相談先】

子育て支援課 家庭児童相談室
 ☎497-3477

■子育て電話相談（公立保育園）

育児などにひとりで悩んでいませんか。どんな小さなことでも、保育士が子育ての相談を受けます。

相談先	清水口保育園	☎491-8082
	南山保育園	☎491-1413
	桜台保育園	☎492-6101

■子育て世代包括支援センター

子育てに不安や悩みを抱えている保護者等が安心して、出産、子育てができるよう、妊娠・出産・子育てに関する業務を担当する、子育て支援課・健康課・保育課の三つの課が連携し、相談者に合わせた、切れ目のないきめ細やかな相談や支援を行っています。

【開館時間】 平日 8時30分～17時15分

【相談先】 保健福祉センター3階
 子育て世代包括支援センター
 ☎497-3487

■福祉施設サービス苦情解決制度

清水口保育園、南山保育園、桜台保育園、障害者地域活動支援センター、こども発達センターの利用者を対象に、サービスに関する苦情の解決に努める苦情解決制度を実施しています。各施設や市の窓口で申し立てを受けのほか、中立公正な立場で苦情の受け付けや

助言などを行う「福祉施設サービス苦情相談員」をおき、苦情解決の支援をします。

【苦情の受付窓口】

次のどこにでも申し立てることができます。

①社会福祉課 厚生係 ☎497-3482

②利用している各施設または担当課

・保育園については

保育課保育係 ☎497-3488

・こども発達センターについては

障害福祉課 ☎497-3483

・障害者地域活動支援センターについては

障害福祉課 ☎497-3485

③福祉施設サービス苦情相談員

※福祉施設サービス苦情相談員に申し立てた場合は、社会福祉課 厚生係にご連絡ください。

【対象となる苦情の範囲】

各施設を利用している際に受けたサービスの内容に関するもので、1年以内のもの

【窓口】 社会福祉課 厚生係 ☎497-3482



障がいのある人のために

心身障がいのある人へ

■身体障害者手帳

身体に障がいのある人が、身体障害者福祉法による各種の援護を受けるために必要な手帳を判定に基づき交付します。

【手帳の交付対象となる障がいは…】

- ・ 視覚
- ・ 聴覚・平衡機能
- ・ 音声・言語・そしゃく機能
- ・ 肢体不自由（上肢、下肢、体幹、脳原性運動）
- ・ 内部（心臓、腎臓、呼吸器、直腸、膀胱、小腸、免疫、肝臓機能）

に障がいがあり、程度により1から6級（一部7級）に区分されています（26・27ページ：「身体障がい者程度等級表」参照）。

【申請に必要なもの】

手続き		必要書類など
新規申請		申請書 指定の診断書（※） 顔写真（縦4cm×横3cm）2枚
再交付	程度変更・障がい名追加	再交付申請書 指定の診断書（※） 顔写真（縦4cm×横3cm）1枚
	紛失・破損	再交付申請書 顔写真（縦4cm×横3cm）1枚
返還	死亡	返還届 身体障害者手帳
住所変更	転居（市内）	居住地変更届 身体障害者手帳
	転出（市外）	転入先で居住地変更届を提出してください。 ※手当等を受給している場合は障害福祉課に失権届を提出してください。

（※）指定の診断書は、次の「主な身体障害者福祉法指定医師一覧表」を参照し、指定の医師に作成を依頼してください。

【窓口】 障害福祉課 ☎497-3483

【主な身体障害者福祉法指定医師一覧表】

医療機関の名称	診断する障がい												
	視覚	聴覚	平衡機能	音声・言語	そしゃく	肢体	心臓	腎臓	呼吸器	膀胱・直腸	小腸	免疫	肝臓
瀬野外科胃腸科医院						○	○		○	○			
伊藤診療所						○			○				
ちよだクリニック	○					○							
白井由井内科						○	○		○				
もりや内科・呼吸器科クリニック							○		○			○	
せきかわ整形外科						○							
白井聖仁会病院	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
北総白井病院		○	○	○		○	○		○	○	○		○
徳田クリニック								○		○			
斎藤おとな&こども眼科クリニック	○												
日本医科大学千葉北総病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鎌ヶ谷総合病院			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東邦鎌谷病院	○					○		○	○	○			
初富保健病院		○	○	○		○	○	○	○	○	○		
まるやま眼科	○												
船橋二和病院	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
船橋市立医療センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
セコメディック病院	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
船橋中央病院	○			○	○	○		○	○	○	○		○
北習志野花輪病院						○	○	○	○	○			
東京慈恵会医科大学附属柏病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
国立がんセンター東病院		○	○	○	○	○		○	○	○	○		○
市立柏病院	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○
松戸市立総合医療センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
千葉西総合病院	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
千葉白井病院		○	○	○	○	○	○	○		○	○		○
しだ内科・消化器クリニック									○	○			

※変更のある可能性があります。詳細や他の医療機関につきましては、直接医療機関または障害福祉課（☎497-3483）に問い合わせてください。

■療育手帳

知的障がいのある人に一貫した指導・相談などを行うとともに、各種の援護を受けやすくするために必要な手帳です。

【必要書類など】

手続き		必要書類等
新規申請		申請書 顔写真（縦4cm×横3cm）1枚
再判定		再判定申請書 顔写真（縦4cm×横3cm）1枚 ※個別に次回判定日が定められています。療育手帳の判定の記録を参照し、申請してください。
住所変更	転居（市内）	療育手帳記載事項変更届 療育手帳
	転出（県内の他市）	転入先で記載事項変更届を提出してください。※手当等を受給している場合は、障害福祉課に失権届を提出してください。

対象者の年齢に応じて下欄の判定機関で判定を受け、障がい認定基準に該当すると認められた場合、療育手帳が交付されます。

【判定機関】

区分	判定機関
18歳未満	中央児童相談所 ☎043-253-4101 〒263-0016 千葉市稲毛区天台6-5-2
18歳以上	東葛飾障害者相談センター ☎04-7165-2422 〒270-1151 我孫子市本町3-1-2けやきプラザ3階

【障がい程度の基準】

障がい程度	障がい程度の基準
最重度	① 知能指数がおおむね20以下の人で日常生活において常時介護を必要とする人
重度	Aの1 知能指数がおおむね21以上35以下の人で日常生活において常時介護を必要とする人
	Aの2 知能指数がおおむね36以上50以下の人で重複の障がいを有し日常生活において常時介護を必要とする人
中度	Bの1 上記以外の人で知能指数がおおむね36から50にある人
軽度	Bの2 知能指数がおおむね51から75にある人

※ただし、18歳以上の最重度については次のようになります。

障がい程度	障がい程度の基準
最重度	① Aの1 知能指数がおおむね20以下の人で日常生活において常時介護を必要とする人のうち、身辺処理全般において常時介護を必要とする人
	② Aの2 知能指数がおおむね20以下の人で日常生活において常時介護を必要とする状態にある人で①の1以外の人

【窓口】 障害福祉課 ☎497-3483

■精神障害者保健福祉手帳

社会復帰・自立・社会参加を図るため、各種の制度が利用できます。

【対象者】

精神障がいのため、長期（6か月以上）にわたり日常生活または社会生活への制約がある人

【必要な書類】

手続き	必要書類等	
新規申請 更新	申請書 顔写真（縦4cm×横3cm）1枚 医師の診断書または障害年金証書の写し	
住所変更	市内転居・県内他市町村（千葉市を除く）からの転入	記載事項変更届 障害者手帳
	県外・千葉市からの転入	記載事項変更届 申請書 障害者手帳 顔写真（縦4cm×横3cm）1枚

【障がい程度】

1級・2級・3級

【手帳により受けられる主な制度】

- ①税制上の控除
- ②バスや航空運賃の減免
- ③後期高齢者医療制度（65歳以上の手帳1・2級所持者は75歳未満であっても、後期高齢者医療制度を受けることができます）
- ④障害者雇用枠での就労

【有効期限】

手帳の有効期限は、2年間です。
有効期限の3か月前から更新申請ができます。

【窓口】 障害福祉課 ☎497-3483

病院にかかったときの医療費の助成

■重度心身障害者医療費助成

重度の心身障がい者（児）が病院にかかった際の医療費（保険診療分）の自己負担金を助成します。ただし、所得制限があります。

【対象者】

- ・身体障害者手帳1・2級所持者
- ・療育手帳①～④の2所持者
- ・精神障害者保健福祉手帳1級所持者

【申請に必要なもの】

- ・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
- ・健康保険証
- ・振込先のわかるもの ・印かん

※医療機関で保険診療を受けた場合の自己負担の中から、高額療養費・付加給付・一部負担金（本人負担金）を控除した額を助成します。

※64歳までに対象者となった方が申請できます。

【窓口】 障害福祉課 ☎497-3483

■後期高齢者医療制度への加入

65歳以上の人で一定の障がいがある場合、申請により、千葉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けることで、75歳以上の人加入する後期高齢者医療制度に加入できます。

【対象者】

- ・65歳以上75歳未満の人で次に掲げる障がいのある人
- ①身体障害者手帳1～4級に該当する人（4級については、政令で定めるものに該当する場に限り）
- ②精神障害者保健福祉手帳1・2級に該当する人
- ③療育手帳①の1、①の2、Aの1、Aの2に該当する人
- ④国民年金証書1、2級（障害基礎年金等）に該当する人

【給付内容】

- ①医療の給付
医療機関（病院・薬局など）で、被保険者証を提示して医療（診療・投薬など）を受けた場合、窓口での本人負担が、かかった

医療費の1割となります。

現役並み所得者は3割となります（79ページ【負担割合の判定基準】参照）。

入院時の食事代や療養病床入院時の食事代・居住費については、81ページ【入院時の食事負担】・【療養病床に入院したとき】のとおりです。

【窓口】 保険年金課 保険税係

☎401-3918

■高額療養費の支給

入院等により医療費（保険診療分）の自己負担額が一定額を超えた場合、加入している健康保険組合等に申請すると超えた分が高額療養費として支払われます。

【窓口】 加入している健康保険組合へ
国民健康保険は保険年金課 保険年金係

☎401-3942

■自立支援医療（精神通院）

精神科等への通院医療費の1割を自己負担とし、残りの9割を保険と公費で負担する制度です。ただし、所得制限があります。

【対象者】

通院により精神障がいの治療を受けている人

【申請に必要なもの】

- ・申請書
- ・健康保険証
- ・自立支援医療用診断書（精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療（精神通院）を同時申請の場合は、手帳用の診断書）

【有効期限】 1年間

【窓口】 障害福祉課 ☎497-3483

■自立支援医療（更生医療）

疾病・事故・災害等による身体損傷に対する医療（一次医療）がすでになされ、残された障がいの除去・軽減を目的に行われる医療です。

【対象者】

18歳以上で、身体障害者手帳の交付を受け障がいを軽減するために治療や手術を必要とする人

【申請に必要なもの】

- ・身体障害者手帳
- ・申請書

- ・健康保険証
- ・要否意見書

【対象となる医療】

- ・視覚障がい
- ・聴覚障がい
- ・音声・言語機能障がい
- ・肢体不自由
- ・心臓機能障がい
- ・じん臓機能障がい
- ・小腸機能障がい
- ・そしゃく機能障がい
- ・免疫機能障がい
- ・肝臓機能障がい

※対象医療内容は、問い合わせてください。
※申請には、手術の前に身体障害者手帳の交付を受けていることが必要です。

※指定された医療機関に限られます。

※原則医療費の1割を自己負担とし、残りの9割を保険と公費で負担します。

※手術等が決定し申請が必要な場合は、早めに相談してください。(手術後の申請は更生医療の対象になりません)

【窓口】 障害福祉課 ☎497-3483

■自立支援医療（育成医療）

身体に障がいがある児童（18歳未満）で治療、手術により障がいの回復・軽減される疾病の治療費の一部を負担する制度です。

【申請に必要なもの】

- ・申請書
- ・健康保険証
- ・意見書

【対象となる障がい】

- ・視覚・聴覚・平衡機能
- ・音声・言語・そしゃく機能
- ・肢体不自由（上肢・下肢・体幹・脳原性運動）
- ・心臓・腎臓・その他先天性内臓疾患

※保護者の所得に応じ、自己負担金がありません。

【窓口】 障害福祉課 ☎497-3483



■身体障がい者程度等級表

級別	視覚障がい	聴覚障がいまたは平衡機能の障がい		音声機能、言語機能又はそしやく機能の障がい	肢体不自由	
		聴覚障がい	平衡機能障がい		上肢機能障がい	下肢機能障がい
1級	視力の良い方の眼の視力(万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ)が0.01以下のもの				1. 両上肢の機能を全廃したものの 2. 両上肢を手関節以上で欠くもの	1. 両下肢の機能を全廃したものの 2. 両下肢を大腿の二分の一以上で欠くもの
2級	1. 視力の良い方の眼が0.02以上0.03以下のもの 2. 視力の良い方の眼が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度(1/4視標による、以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(1/2視標による、以下同じ。)が28度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)			1. 両上肢の機能の著しい障がい 2. 両上肢のすべての指を欠くもの 3. 一上肢の上腕の二分の一以上で欠くもの 4. 一上肢の機能を全廃したものの	1. 両下肢の機能の著しい障がい 2. 両下肢を下腿の二分の一以上で欠くもの
3級	1. 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く。) 2. 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障がい	音声機能・言語機能又はそしやく機能の喪失	1. 両上肢の親指および人さし指を欠くもの 2. 両上肢の親指および人さし指の機能を全廃したものの 3. 一上肢の機能の著しい障がい 4. 一上肢のすべての指を欠くもの 5. 一上肢のすべての指の機能を全廃したものの	1. 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2. 一下肢を大腿の二分の一以上で欠くもの 3. 一下肢の機能を全廃したものの
4級	1. 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く。) 2. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3. 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1. 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話語を理解し得ないもの) 2. 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下のもの		音声機能・言語機能又はそしやく機能の著しい障がい	1. 両上肢の親指を欠くもの 2. 両上肢の親指の機能を全廃したものの 3. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したものの 4. 一上肢の親指および人さし指を欠くもの 5. 一上肢の親指および人さし指の機能を全廃したものの 6. 親指又は人さし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7. 親指又は人さし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したものの 8. 親指又は人さし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障がい	1. 両下肢のすべての指を欠くもの 2. 両下肢のすべての指の機能を全廃したものの 3. 一下肢を下腿の二分の一以上で欠くもの 4. 一下肢の機能の著しい障がい 5. 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したものの 6. 一下肢が健側に比して、10cm以上又は健側の長さの十分の一以上短いもの
5級	1. 良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2. 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3. 両眼中心視野角度(1/2視標による)が56点以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5. 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障がい		1. 両上肢の親指の機能の著しい障がい 2. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障がい 3. 一上肢の親指を欠くもの 4. 一上肢の親指の機能を全廃したものの 5. 一上肢の親指および人さし指の機能の著しい障がい 6. 親指又は人さし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障がい	1. 一下肢の股関節は又は膝関節の機能の著しい障がい 2. 一下肢の足関節の機能を全廃したものの 3. 一下肢が健側に比して5cm以上又は健側の長さの十五分の一以上短いもの
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1. 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40cm以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) 2. 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの			1. 一上肢の親指の機能の著しい障がい 2. 人さし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3. 人さし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したものの	1. 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2. 一下肢の足関節の機能の著しい障がい
7級					1. 一上肢の機能の軽度の障がい 2. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障がい 3. 一上肢の手指の機能の軽度の障がい 4. 人さし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障がい 5. 一上肢の中指、薬指および小指を欠くもの 6. 一上肢の中指、薬指および小指の機能を全廃したものの	1. 両下肢のすべての指の機能の著しい障がい 2. 一下肢の機能の軽度の障がい 3. 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障がい 4. 一下肢のすべての指を欠くもの 5. 一下肢のすべての指の機能を全廃したものの 6. 一下肢が健側に比して、3cm以上又は健側の長さの二十分の一以上短いもの

障がいの程度を調べる目安

級別	肢体不自由		心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障がい							
	体幹機能障がい	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	心臓機能障がい	腎臓機能障がい	呼吸器機能障がい	膀胱又は直腸機能障がい	小腸機能障がい	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	肝臓機能障がい	
	上肢機能障がい	移動機能障がい								
1級	体幹の機能障がいにより座っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	腎臓の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	膀胱又は直腸の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓機能の障がいにより日常生活がほとんど不可能なもの
2級	1. 体幹の機能障がいにより座位又は起立位を保つことが困難なもの 2. 体幹の機能障がいにより立ち上がるのが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより日常生活が極度に制限されるもの	肝臓機能の障がいにより日常生活が極度に制限されるもの
3級	体幹の機能障がいにより歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活活動が制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内の日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能の障がいにより家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	腎臓の機能の障がいにより家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障がいにより家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	膀胱又は直腸の機能の障がいにより家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障がいにより家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより日常生活が極度の制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く）	肝臓機能の障がいにより日常生活が極度の制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く）
4級		不随意運動・失調等により上肢の機能障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	腎臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	膀胱又は直腸の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	体幹の機能の著しい障がい	不随意運動・失調等による上肢の機能障がいにより社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの	【備考】 ①同一の等級について二つの重複する障がいがある場合には、一級上の級とする。ただし、二つの重複する障がいがある場合に、本表中に指定されているものは、該当等級とする。 ②肢体不自由においては、7級に該当する障がいがある場合は、6級とする。 ※ただし、7級の二項目のみでは、障害手帳の認定はされない。 ③異なる等級について二つ以上の重複障がいがある場合については、障がいの程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。 ④「指を欠くもの」とは、親指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。 ⑤「指の機能障がい」とは、中手指関節以下の障がいをいい、親指については対抗運動障がいを含むものとする。 ⑥上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上肢においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものを用いる。 ⑦下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端まで計測したものを用いる。						
6級		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの							
7級		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの							

障がい程度別該当事業一覧

ほぼ該当 一部該当 本文参照 詳しくは障害福祉課 497 - 3483へ

障がい種別	制度	医療費			手当				年金		税金		補助・助成						
		重度心身障害者医療費助成	後期高齢者医療制度への加入	自立支援医療(精神通院)	自立支援医療(更生医療・育成医療)	障害児福祉手当	特別児童扶養手当	児童扶養手当	特別障害者手当	在宅重度知的障害者およびねたきり身体障害者福祉手当	障害基礎年金	心身障害者扶養年金	税の控除(所得税・住民税・相続税・贈与税・事業税)	自動車税・自動車取得税の減免	自動車運転免許取得費の助成	自動車改造費の助成	障害者(児)施設等通所交通費助成	障害者グループホーム等入居者家賃助成	心身障害者(児)一時介護料の助成
掲載ページ		24			32	31	18	31	32	88	33	46	50	49		42			
身体障害者手帳	肢体不自由	1	△	○		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○	△	○
		2	△	○		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○	△	○
		3		○		△		△				△	△	△	△		○	△	
		4		△		△		△					△	△	△		○	△	
		5				△							△	△			○	△	
		6				△							△	△			○	△	
	聴覚・平衡	2	△	○		△	△	△	△			△	△	△	△		○	△	
		3		○		△		△				△	△	△	△		○	△	
		4				△							△		△		○	△	
		5・6				△							△				○	△	
	音声言語	3		○		△		△				△	△	△	△	△		○	△
		4		○		△								△		△		○	△
	視覚障害	1	△	○		△	△	△	△	△		△	△	△	△		○	△	
		2	△	○		△	△	△	△	△		△	△	△	△		○	△	
		3		○		△		△				△	△	△	△		○	△	
		4				△								△	△		○	△	
		5				△								△			○	△	
		6				△								△			○	△	
	内部障害	1	△	○		△	△	△	△	△		△	△	△	△	△		○	△
		2	△	○		△	△	△	△	△		△	△	△	△	△		○	△
3			○		△		△				△	△	△	△	△		○	△	
4					△								△	△	△		○	△	
療育手帳	① ②	△	○			△	△	△	△	△	△	△	△	△		○	△	○	
	A1	△	○				△	△		△	△	△	△	△		○	△	○	
	A2	△	○				△	△		△	△	△	△	△		○	△	○	
	B1						△	△			△	△		△		○	△	○	
	B2						△					△	△		△		○	△	
福祉手帳	1	△	○			△	△	△			△	△	△	△		○	△		
	2		○								△	△	△			○	△		
	3											△				○	△		
所得制限		有		有	有	有	有	有	有	有							有		

障がいの種別

障がい程度別該当事業一覧

ほぼ該当 一部該当 本文参照 詳しくは障害福祉課 497 - 3483へ

障がい種別	制度	補助・助成										給付等			居宅・施設サービス		
		放送受信料の免除		JR運賃の割引	バス運賃・航空運賃の割引		有料道路通行料金の割引	タクシー料金		携帯電話基本使用料等の割引	住宅の改造費助成	日常生活用具の給付と貸与	補装具費の支給	在宅福祉サービス	障害福祉サービス	訪問入浴サービス	障害者地域活動支援センター
		全額免除	半額免除		本人運転	介護者運転		一割引	福祉タクシー								
掲載ページ		35	51	52	48	35	36	34	33	73	54	35	52				
身体障害者手帳	肢体不自由	1	△	△	△	△	△	△	○	○	○	△	△	△	△	△	○
		2	△	△	△	△	△	△	○	○	○	△	△	△	△	△	○
		3	△		△	△	△	△	○	△	○	△	△	△	△		○
		4	△		△	△	△	△	○		○	△	△	△	△		○
		5	△		△	△	△		○		○	△	△	△	△		○
		6	△		△	△	△		○		○	△	△	△	△		○
	聴覚・平衡	2	△	△	△	△	△	△	○	○	○		△	△	△	△	○
		3	△	△	△	△	△	△	○		○		△	△	△	△	○
		4	△	△	△	△	△	△	○		○		△	△	△	△	○
		5・6	△	△	△	△	△		○		○		△	△	△	△	○
	音声言語	3	△		△	△	△		○		○		△	△	△	△	○
		4	△		△	△	△		○		○		△	△	△	△	○
	視覚障害	1	△	△	△	△	△	△	○	○	○	△	△	△	△	△	○
		2	△	△	△	△	△	△	○	○	○	△	△	△	△	△	○
		3	△	△	△	△	△	△	○	○	○		△	△	△	△	○
		4	△	△	△	△	△	△	○		○		△	△	△	△	○
		5	△	△	△	△	△		○		○		△	△	△	△	○
		6	△	△	△	△	△		○		○		△	△	△	△	○
	内部障害	1	△	△	△	△	△	△	○	○	○		△	△	△	△	○
		2	△	△	△	△	△	△	○	○	○		△	△	△	△	○
3		△		△	△	△	△	○		○		△	△	△	△	○	
4		△		△	△	△	△	○		○		△	△	△	△	○	
療育手帳	① ②	△	△	△	△		△	○	○	○		△		△	△	○	
	A1	△	△	△	△		△	○	○	○		△		△	△	○	
	A2	△	△	△	△		△	○	○	○		△		△	△	○	
	B1	△		△	△			○		○				△	△	○	
	B2	△		△	△			○		○				△	△	○	
福祉精神保健手帳	1	△	△		△				○	○				△	△	○	
	2	△			△					○				△	△	○	
	3	△			△					○				△	△	○	
所得制限		有									有	有	有	有			

障がいのある人のために

障がい程度別該当事業一覧

ほぼ該当

一部該当

本文参照

詳しくは障害福祉課

497 - 3483へ

障がい種別	制度	その他											
		駐車禁止除外標章	ちば障害者専用駐車区画利用証	声の広報しろい	手話通訳者の派遣	公共施設使用料・利用料金の免除	ヘルプカード・ヘルプマーク	救急医療情報キット	緊急時要援護者登録制度(消防・救急)	避難行動要支援者名簿の登録(災害時)	福祉車両の貸出	水道料金の一部(8%)免除	生活福祉資金貸付
掲載ページ		49	50・53	35	48	48	47・73	47	47	51	35	96	
身体障害者手帳	肢体不自由	1	○	○			○	○	○	○	△	△	△
		2	△	○			○	○	○	○	△	△	△
		3	△	△			○	○	○	△	△		△
		4	△	△			○	○	○	△	△		△
		5		△			○	○	○	△	△		△
		6		△			○	○	○	△	△		△
	聴覚・平衡	2	○	○		○	○	○	○	○	△	△	△
		3	○	○		○	○	○	○	○	△		△
		4				○	○	○	○	○	△		△
		5・6				○	○	○	○	○	△		△
	音言語	3				○	○	○	○	△	△		△
		4				○	○	○	○	△	△		△
	視覚障害	1	○	○	○		○	○	○	○	△	△	△
		2	○	○	○		○	○	○	○	△	△	△
		3	○	○	○		○	○	○	○	△		△
		4	△	○	○		○	○	○	○	△		△
		5			○		○	○	○	○	△		△
		6			○		○	○	○	○	△		△
	内部障害	1	○	○			○	○	○	△	△	△	△
		2	○	○			○	○	○	△	△	△	△
		3	○	○			○	○	○	△	△		△
		4		○			○	○	○	△	△		△
	療育手帳	① ① ②	○	○			○	○	○	○	△	△	△
		A1	○	○			○	○	○	○	△	△	△
A2		○	○			○	○	○	○	△	△	△	
B1						○	○	○	△	△		△	
B2						○	○	○	△	△		△	
福祉精神手帳	1	○	○			○	○	○	○		△	△	
	2					○	○	○	△			△	
	3					○	○	○	△			△	
所得制限											有		

障がいの程度別

■千葉県特定医療費指定難病助成

原因不明で治療方法が確立していない難病のうち、厚生労働大臣が定める疾病を「指定難病」といいます。治療がきわめて困難で、かつ、その医療費も高額に及ぶため、医療費の負担軽減を目的として、一定の認定基準を満たしている人に対し、その治療にかかる医療費の一部を県が助成しています。

令和3年11月1日に、対象となる疾患は338種類に拡大されました。105～108ページをご参照ください。

【対象となる人】

- ・千葉県内に住民登録をしている人
- ・指定難病の診断を受けており、国の定めた病状の基準を満たしている人
- ・国民健康保険や組合健康保険など、公的医療保険に加入している人または生活保護受給者

【窓口】 印旛健康福祉センター（印旛保健所）
地域保健課 ☎043-483-1134

■小児慢性特定疾病医療費助成

児童の慢性疾患は長期にわたり児童の健全育成に大きな支障を与え、その医療費も高額となります。自己負担の軽減と治療の促進を図るため、保険診療分医療費の自己負担金が助成されます。対象となる疾患は、令和3年11月1日に、16疾患群788疾病に拡大されました。詳細については下記に問い合わせてください。

【窓口】 印旛健康福祉センター（印旛保健所）
地域保健課 ☎043-483-1134

疾患群名	
悪性新生物	慢性腎疾患
慢性呼吸器疾患	慢性心疾患
内分泌疾患	膠原病
糖尿病	先天性代謝異常
血液疾患	免疫疾患
神経・筋疾患	慢性消化器疾患
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	皮膚疾患
骨系統疾患	脈管系疾患

手当のいろいろ

■特別児童扶養手当

心身に障がいのある児童（20歳未満）を養育している人（所得制限あり）に支給されます。

ただし、児童が施設に入所している場合や、障がいのために公的年金などを受けている場合は該当しません。

【手当の額】（令和5年4月現在）

- ・重度の障がい児（1級）
：月額53,700円
- ・中度の障がい児（2級）
：月額35,760円

【支給月】 4・8・12月

【申請に必要なもの】

- ・請求者名義の振込先のわかるもの
 - ・戸籍謄本
 - ・所定の認定診断書、身体障害者手帳の写し、療育手帳の写しのいずれか
- ※認定診断書が省略できる場合もあります。

【所得制限】

（本人所得の場合）令和3年8月以降適用

扶養親族数	収入額	所得額
0人	6,420,000円	4,596,000円
1人	6,862,000円	4,976,000円
2人	7,284,000円	5,356,000円
3人	7,707,000円	5,736,000円
4人	8,129,000円	6,116,000円
5人	8,546,000円	6,496,000円

※手当の額と、所得制限の限度額は変更になりますので注意してください。

【窓口】 障害福祉課 ☎497-3483

■特別障害者手当

20歳以上で重度の障がいのため日常生活において常時介護を要する在宅の障がい者本人に支給されます。

【対象者】

- ①身体障害者手帳1・2級の一部の人で障がいを重複して持っている人など
- ②療育手帳Aの1の判定を受けた人
- ③精神障がい・血液疾患・肝臓疾患で特に重度と認められる障がいと他の障がいとを重複している人またはこれらと同程度の状態の人

【申請に必要なもの】

- ・身体障害者手帳、療育手帳または所定の診断書
- ・所得状況届 ・年金証書等の写し
- ・前年中の年金収入がわかるもの
- ・振込先のわかるもの

※次のいずれかに該当するときは受給資格がなくなります。

- ①施設に入所した場合
- ②病院などに3か月以上入院した場合
- ③本人または配偶者、扶養義務者の所得が限度額を超える場合（特別児童扶養手当と同額）

【内 容】 支給額 27,980円／月

支給月	対象となる月
2月	11・12・1月分
5月	2・3・4月分
8月	5・6・7月分
11月	8・9・10月分

（令和5年4月現在）

【窓口】 障害福祉課 ☎497-3483

■障害児福祉手当

20歳未満で重度の障がいのために日常生活において常時介護を要する在宅の障がい児本人に支給されます。

【対象者】

- ・身体障害者手帳1・2級の一部の児童
- ・療育手帳Aの判定を受けた児童
- ・精神障がい・血液疾患・肝臓疾患で特に重度と認められる障がいをもつ児童

※次のいずれかに該当するときは受給資格がなくなります。

- ①施設に入所した場合
- ②障がいを事由とする公的年金の給付を受けるようになった場合
- ③本人または配偶者、扶養義務者の所得が限度額を超える場合

【申請に必要なもの】

- ・身体障害者手帳、療育手帳または所定の診断書
- ・所得状況届

- ・振込先のわかるもの

【内 容】 支給額 15,220円／月

支給月	対象となる月
2月	11・12・1月分
5月	2・3・4月分
8月	5・6・7月分
11月	8・9・10月分

（令和5年4月現在）

【窓口】 障害福祉課 ☎497-3483

■在宅重度知的障害者および

ねたきり身体障害者福祉手当

在宅重度知的障がい者およびねたきり身体障がい者を介護している人に手当を支給します。

ただし、介護保険でサービスを受けている人は受けられません。

【対象者（受給権者）】

- ①身体障がい者で自宅においておおむね6か月以上寝たきり状態であり、常時介護を要する20歳以上65歳未満の人の介護者
- ②療育手帳Aの2およびそれより重度で20歳以上の人の介護者

【申請に必要なもの】

- ・身体障害者手帳または療育手帳
- ・振込先のわかるもの

【内 容】

支給額…月額 8,650円

支給月…1・4・7・10月

※次のいずれかに該当するときは受給資格がなくなります。

- ①施設に入所した場合
- ②病院に3か月以上入院した場合
- ③特別障害者手当、福祉手当を受けている人
- ④本人又は配偶者、扶養義務者の所得が限度額を超える場合

【窓口】 障害福祉課 ☎497-3483

■心身障害者扶養年金

心身に障がいがあるため、独立して自活することが困難な人を扶養している人が、毎月一定の掛金を納めることにより、扶養者に万一のことがあった場合に心身障がい者に終身一定の年金（一口につき月額2万円）を支給します。

新規加入者	掛け金の額
35歳未満	9,300円
35歳以上40歳未満	11,400円
40歳以上45歳未満	14,300円
45歳以上50歳未満	17,300円
50歳以上55歳未満	18,800円
55歳以上60歳未満	20,700円
60歳以上65歳未満	23,300円

※加入時の年度の4月1日時点の保護者の年齢で掛金が決まります。

※加入口数は心身障がい者1人につき2口まで

【加入資格者】

次のいずれかに該当する障がい者の保護者で、65歳未満の人

- ①知的障害者（児）
- ②身体障害者手帳1・2・3級
- ③精神または身体に永続的な障がいのあるで、①②の人と同程度と認められる人

【優遇措置】

◆掛金の免除

加入者が65歳以上に達しかつ継続して20年以上加入した場合掛金が免除されます（ただし、昭和61年以前に45歳未満で加入した人は継続して25年以上の加入が必要です）。

◆掛金の減免

- ①生活保護を受けるようになったとき
- ②市民税が非課税または均等割のみのとき
- ③災害などの特別の事情があるとき

【弔慰金】

1年以上加入後、加入者より先に心身障がい者が死亡したときに支払われます。

【窓口】 障害福祉課 ☎497-3483

日常生活の援助

■補装具費の支給

職業・その他日常生活の能率向上を図るため補装具の交付・借受け・修理をします。

【対象者（児）】

◆身体障害者手帳所持者または難病患者

補装具の交付を受けるにあたっては障害者相談センターの判定が必要になる場合があります。

ただし、児童（18歳未満）については判定のかわりに指定医の意見書が必要です。

【申請に必要なもの】

- ・身体障害者手帳または難病にり患していることがわかる証明書（診断書または特定疾患医療受給者証）
- ・医師の意見書
- ・見積書

対象者	補装具名
視覚障がい児・者	・視覚障がい者用安全つえ ・義眼・眼鏡（2枚1組）
聴覚障がい児・者	・補聴器
肢体不自由児・者	・義肢・装具・車いす ・電動車いす・歩行器 ・歩行補助杖（T字状の杖は除く） ・座位保持装置
肢体不自由児	・座位保持いす・起立保持具 ・排便補助具・頭部保持具
呼吸器・心臓機能障がい児・者（電動でしか移動の出来ない者）	電動車いす
重度の肢体不自由かつ言語障がい児・者	重度障がい者用意思伝達装置

※介護保険など他の制度に該当する品目は、原則として他の制度が優先されます。

※すでに購入したものについては対象となりません。

※種目や対象者の状況によって、県の専門員および嘱託医による判定が必要となる場合もあります。**必ず事前に相談してください。**

※原則1割負担ですが、基準額を超えた分については全額自己負担となります。

また、本人および家族の市民税課税状況に応じて自己負担の月額負担上限額が設定されます。

※市民税課税状況により公費負担の対象外となる場合があります。

【窓口】 障害福祉課 ☎497-3483

■日常生活用具の給付と貸与（障害）

在宅重度障がい者（児）の日常生活の便利を図るため次表のような用具を給付・貸与します。ただし、所得制限があります。

【対象者・品目】

身体障害者手帳・療育手帳所有者または指定難病患者

37～41ページの表のとおり

ただし介護保険に該当する品目は、原則として介護保険が優先されます。

難病患者の方は、医師の意見書が必要です。

【申請に必要なもの】

・身体障害者手帳・療育手帳または指定難病にり患していることがわかる証明書（診断書または特定疾患医療受給者証）

・見積書

※原則1割の自己負担金がありますが、基準額を超えた分については、全額自己負担となります。

※身体障害者手帳の等級および障がいの箇所によって用具が異なります。

※すでに購入したものについては対象となりません。必ず事前に相談してください。

【窓口】 障害福祉課 ☎497-3483

■日常生活用具の給付（小児慢性特定疾病児）

小児慢性特定疾病児が、快適な日常生活が送れるように、45ページ表のような用具を給付します。

※所得税額等により自己負担金があります。

【対象】

千葉県が実施する医療の給付を受けている小児慢性特定疾病児

※児童福祉法、障害者総合支援法などの対象者は除きます。

【申請に必要なもの】

・小児慢性特定疾病児日常生活用具給付申請書

・小児慢性特定疾病医療受給者証

・対象者の同一世帯で収入のある方全員の当該年度分市民税の課税額を証明する書類

・源泉徴収票 ・対象品目の見積書

【窓口】 障害福祉課 ☎497-3483

■軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成制度

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対し、言語の習得や社会性の発達を支援するため、補聴器等の購入費用を助成します。

【対象者】

次の要件をすべて満たす人

- ・白井市に住所を有する18歳未満の人
- ・両耳の聴力が原則30dB以上70dB未満で、身体障害者手帳の交付対象とならない人、30dB未満で医師が必要と認めた人
- ・補聴器装用が必要と医師に診断された人
- ・市町村民税所得割額46万円以上の人がいらない世帯に属する人

【助成額】

・決められた基準額の範囲内で購入費用の3分の2を助成

【申請に必要なもの】

・申請書 ・見積書 ・意見書

※申請には所定の書式の医師意見書等が必要となりますので、必ず事前に問い合わせてください。

【窓口】 障害福祉課 ☎497-3483

■在宅福祉サービス

詳細は、73ページの在宅福祉サービスを参照ください。

◆緊急通報装置の貸与

在宅で身体障害者手帳1・2級を所持している人で単身世帯の人へ緊急通報装置を貸与します。

◆外出支援サービス

在宅の身体障害者手帳1・2級所持者が外出する際に、車いすで乗車できる自動車により市役所、病院などへの送迎を行います。

◆訪問理美容サービス

在宅の重度心身障がい者の自宅へ理美容師が訪問し、散髪を実施します。

◆紙おむつ等の給付

在宅の身体障害者手帳1・2級の人で紙おむつを使用している人に紙おむつを給付します。

■訪問入浴サービス

家庭において自力あるいは家族のみでは入浴が困難な人のために移動入浴車により訪問入浴サービスを行います。

【内容】

入浴・清拭および洗髪、血圧・脈拍・体温の測定による健康調査、相談など（入浴時家族の立合いが必要です）

【入浴回数】 週2回まで

【費用】 1回1,250円（令和5年4月現在）

【対象】 おおむね6か月以上寝たきりで入浴の介助が必要な満65歳未満の人

【窓口】 障害福祉課 ☎497-3483

■声の広報しろい

目が不自由な方など向けに、広報しろいなどの内容を音訳しCDに録音をした「声の広報しろい」を配布しています。

【料金】

無料

【窓口】 秘書課 ☎401-6913

■放送受信料の免除

障がい者のいる家庭では、障がいの程度や課税状況により、NHK放送受信料の減免が受けられます。

【免除基準】

障がいの区分	全額免除 障がい者が 世帯構成員の場合	半額免除 障がい者が世帯主 で受信契約者の 場合
身体障がい者	世帯構成員全員が 市民税非課税	重度の身体障がい者 (1級・2級) 視覚・聴覚障がい者
知的障がい者	世帯構成員全員が 市民税非課税	重度の知的障がい者 ①の1・①の2 Aの1・Aの2
精神障がい者	世帯構成員全員が 市民税非課税	重度の精神障がい者 (1級)

【申請に必要なもの】

- ・各種手帳
- * 障害福祉課で減免申請書に証明を受け、NHK新浦安営業センターに送付または集金係に渡してください。
- * 手帳の記載事項や免除要件に変更が生じた場合は、再度申請が必要です。

【窓口】 障害福祉課 ☎497-3483

【送付先】 NHK新浦安営業センター

〒279-8790

浦安市入船1-5-2

プライムタワー新浦安11F

☎047-316-8300

■NTT番号案内料の免除（全額免除）

名前と住所から、電話番号を案内するサービスです。事前登録が必要です。

◆ふれあい案内（音声による案内）

◆NTTファクス104（ファクスによる案内）

【対象】

- ①身体障害者手帳を所持する視覚障がい者
- ②身体障害者手帳1・2級の肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期の非進行性の脳病変による機能障がい）の者
- ③療育手帳所持者
- ④精神障害者保健福祉手帳所持者
- ⑤身体障害者手帳を所持する聴覚障がい者、音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい者

【窓口】 NTT東日本

☎0120-104-174

FAX0120-104-134

■携帯電話基本使用料等の割引

携帯電話の基本使用料などの割引が受けられる場合があります。

【対象】 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者

【問い合わせ・申込先】

各契約会社へ問い合わせてください。

■千葉県営水道 水道料金の一部免除

水道料金の一部（基本料金と従量料金の合計額の8%相当額）を免除します。ただし、給水装置を共有する共同住宅については対象外となります。

【対象】

身体障害者手帳1, 2級、療育手帳Aの2以上、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた人がいる世帯で、世帯員または同居の人が市町村民税（所得割）非課税の世帯

【申請】 下記に連絡して、申請書類を取り寄せてください。千葉県営水道のホームページ

からも申請書がダウンロードできます。

【問い合わせ】 県水お客様センター

☎0570-001-245

FAX043-272-3333

■障害基礎年金

20歳以前、もしくは国民年金加入中に病気やけがなどにより障がい者になった場合に受けられる年金です。

詳細は88ページを参照ください。

■住宅の改造費助成

障がい者の居住する住宅の改造費を助成します。

【対象者】

身体障害者手帳1・2級（肢体不自由または視覚障がい）所持者

【内容】

居室、浴室、洗面所、便所、台所、玄関などの改造費用、簡易スロープ、手すりなどの取り付け費用を助成します。

【助成額】

生計中心者	補助額
市民税課税	改造費用の1/2 ※限度額20万円
市民税非課税	全額 ※限度額20万円

※必ず住宅の改造前にご相談ください。

※介護保険に該当する改修の支給を受けた人、又は支給を受けることができる人は該当になりません。

【窓口】 障害福祉課 ☎497-3483

■成年後見制度の申立費用助成・報酬助成

本人（成年被後見人等）の収入や財産が十分でなく、成年後見制度の利用が困難と認められる場合、申立費用や報酬の助成が受けられます。詳細は72ページを参照ください。



【日常生活用具の給付 在宅重度障がい者（児）】

※34ページに制度の説明

種別	種目	対象者	性能	基準額	介護保険
介護・訓練用支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者（児）	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として身体障がい者の頭部および脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000円	○
	特殊マット	下肢又は体幹機能障がい1級で常時介護を必要とする身体障がい者（身体障がい児の場合は2級を含む）、および重度又は最重度の知的障がい者（児）ただし、原則として3歳以上の者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600円	○
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障がい1級で常時介護を要する身体障がい者（児）ただし、原則として学齢児以上の者	尿が自動的に吸引されるもので、身体障がい者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000円	○
	入浴担架	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者（子）で、入浴に当たり家族等他人の介助を要する者に限るただし、原則として3歳以上の者	身体障がい者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400円	
	体位変換器	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者（児）で、下着交換等に当たり家族等他人の介助を要する者ただし、原則として学齢児以上の者	介助者が身体障がい者（児）の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000円	○
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者（児）ただし原則として3歳以上の者	介護者が身体障がい者（児）を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く	159,000円	○
訓練用支援用具	訓練いす	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい児で原則3歳以上の者	原則として付属のテーブルを付けるものとする	33,100円	
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい児で原則学齢児以上の者	腕又は脚の訓練等できる器具を備えたもの	159,200円	
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能に障がい有する身体障がい者（児）で入浴に介助を必要とする者 ただし、原則として3歳以上の者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、身体障がい者（児）又は介助者が容易に使用し得るもの ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く	90,000円	○
	便器	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者（児） ただし、原則として学齢児以上の者	身体障がい者（児）が容易に使用し得るもの（手すりつきのもの含む） ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く	9,850円	○ (ポータブル含)
	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がい3級以上の身体障がい者（児） ただし、原則として学齢児以上の者	身体障がい者（児）が容易に使用し得るもの	4,460円	

障がいのあつた人

【日常生活用具の給付 在宅重度障がい者（児）】

種別	種目	対象者	性能	基準額	介護保険	
自立生活支援用具	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がい有する身体障がい者（児）で、家庭内の移動等において介助を必要とする者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること 身体障がい者（児）の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く	60,000円 手すり 5,400円	○	
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がい有し、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒する恐れのある身体障がい者（児） 又は、重度又は最重度の知的障がい者（児）若しくは精神障がい者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	ヘルメット型で歩行が困難な者が転倒の際に頭部を保護できる機能を有するもの	ア スポンジおよび革を主材料としているもの イ スポンジ、革およびプラスチックを主材料としているもの	ア 15,200円 イ 36,750円	
			足踏ペダルで温水温風を出し得るものおよび知的障がい者（児）を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く	151,200円		
	火災警報器	障がい等級2級以上の身体障がい者（児）又は重度若しくは最重度の知的障がい者（児）であってそれぞれ火災発生感知および避難が著しく困難な者	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発生し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	15,500円		
	自動消火器	ただし、火災発生感知および避難が著しく困難な者のみの世帯又はこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700円		
	電磁調理器	視覚障がい2級以上の視覚障がい者で視覚障がい者のみの世帯およびこれに準ずる世帯又は重度若しくは最重度の知的障がい者で知的障がい者のみの世帯およびこれに準ずる世帯	視覚障がい者又は知的障がい者が容易に使用し得るもの	41,000円		
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障がい2級以上の身体障がい者（児） ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	7,000円		
	聴覚障がい者屋内信号装置	聴覚障がい2級以上の聴覚障がい者（児）で聴覚障がい者（児）のみの世帯およびこれに準ずる世帯	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400円		

【日常生活用具の給付 在宅重度障がい者（児）】

種別	種目	対象者	性能	基準額	介護保険
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障がい3級以上の身体障がい者（児） ただし、原則として3歳以上の者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500円	
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい者（児）であって、必要と認められる者	身体障がい者（児）が容易に使用し得るもの	36,000円	
	電気式たん吸引器			56,400円	
	酸素ボンベ運搬車		医療保険における在宅酸素療法を行う身体障がい者（児）	17,000円	
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	157,000円	
	視覚障がい者用体温計（音声式）	視覚障がい2級以上の視覚障がい者（児）で視覚障がい者のみの世帯およびこれに準ずる世帯 ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	9,000円	
	視覚障がい者用体重計	視覚障がい2級以上の視覚障がい者（児）で視覚障がい者のみの世帯およびこれに準ずる世帯 ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	18,000円	
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	肢体不自由又は音声機能若しくは言語機能障がいであって、発声・発語に著しい障がいをもつ身体障がい者（児） ただし、原則として学齢児以上の者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、身体障がい者（児）が容易に使用し得るもの	98,800円	
	情報・通信支援用具	上肢機能障がい2級又は視覚障がい2級以上の身体障がい者（児）	障がい者向けのパーソナルコンピューター周辺機器や、アプリケーションソフト 上肢機能障がい者（児） インテリキー、ジョイスティック等 視覚障がい者（児） 画面拡大ソフト、画面音声化ソフト等	100,000円	
	点字ディスプレイ	視覚障がいおよび聴覚障がいの重度重複障がいをもつ（原則として視覚障がい2級かつ聴覚障がい2級以上）身体障がい者で、必要と認められる者	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことのできるもの 文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500円	
	点字器	視覚障がい2級以上の視覚障がい者（児） 原則として学齢児以上の者	視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもので次のとおりとする （1）標準型 ア 両面書真鍮板製 イ 両面書プラスチック製 （2）携帯用 ア 片面書アルミニウム製 イ 片面書プラスチック製	(1)標準型 ア 10,400円 イ 6,600円 (2)携帯用 ア 7,200円 イ 1,650円	
	点字タイプライター	視覚障がい2級以上の視覚障がい者（児）で就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者	視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	63,100円	

【日常生活用具の給付 在宅重度障がい者（児）】

種別	種目	対象者	性能	基準額	介護保険
情報・意思疎通支援用具	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	視覚障がい2級以上の視覚障がい者（児） ただし、原則として学齢児以上の者	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	85,000円	
	視覚障がい者用活字文書読上げ装置	視覚障がい2級以上 ただし、原則として学齢児以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	99,800円	
	視覚障がい者用拡大読書器	視覚に障がいを有する視覚障がい者（児）であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者 ただし、原則として学齢児以上の者	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	198,000円	
	視覚障がい者用時計	視覚障がい2級以上の視覚障がい者（児） なお、音声時計は、手指の触覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	触読式 10,300円 音声式 13,300円	
	視覚障がい者用ワードプロセッサ（共同利用）	視覚障がい者（児）で就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者	編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成および音声化ができるもの	1,030,000円	
	点字図書	市長が別に定める			
	聴覚障がい者用通信装置	聴覚障がい又は発声・発語に著しい障がいを有するために、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる聴覚障がい者（児）等とする ただし、原則として学齢児以上の者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、聴覚障がい者（児）等が容易に使用できるもの	71,000円	
	聴覚障がい者用情報受信装置	聴覚障がい者（児）であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕および手話通訳付きの聴覚障がい者（児）用番組並びにテレビ番組に字幕および手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者（児）向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	88,900円	
	人工喉頭（笛式）	喉頭摘出者	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化し得るもの	8,100円	
	人工喉頭（電動式）		顎下部等にあてた電動板を振動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	70,100円	
人工喉頭（埋込型用人工鼻）	障がい者が容易に使用し得るもの		月額 23,100円		

【日常生活用具の給付 在宅重度障がい者（児）】

種別	種目	対象者	性能		基準額	介護保険
情報・意思疎通支援用具	福祉電話 (貸与)	聴覚又は音声機能若しくは言語機能に障がいを有する聴覚障がい者等又は外出困難な身体障がい者（原則として2級以上）であってコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者又はファックス被貸与者 ただし、聴覚障がい者等又は身体障がい者のみの世帯およびこれに準ずる世帯	聴覚障がい者等又は身体障がい者が容易に使用し得るもの		新規設置 83,300円 回線切換のみ 2,000円	
	ファックス (貸与)	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障がい3級以上の聴覚障がい者等であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者 ただし、電話(福祉電話を含む)によるコミュニケーション等が困難な聴覚障がい者等のみの世帯およびこれに準ずる世帯	聴覚障がい者等が容易に使用し得るもの		7,700円	
排泄管理支援用具	ストマ装具	人工肛門又は人工膀胱造設者	蓄便袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型でラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋 蓄尿袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型のラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋で尿処理用のキャップ付のもの		蓄便袋 月額 8,858円 蓄尿袋 月額 11,639円	
	紙おむつ等	ストマの著しい変形等によりストマ装具の使用が困難な者又は3歳以上の者で高度の排便若しくは排尿機能障がいの者又は脳原性運動機能障がいかつ意思表示困難者	紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品		月額 12,000円	
	収尿器	高度の排尿機能障がい	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるもの	男性用 普通型 7,700円 簡易型 5,700円 女性用 普通型 8,500円 簡易型 5,900円		
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	市長が別に定める				

注1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいの場合は、表中の上肢若しくは下肢又は体幹機能障がいに準じ取り扱うものとする。

注2 聴覚障がい者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障がい者用目覚時計および聴覚障がい者用屋内信号灯を含む。

■心身障害者（児）一時介護料の助成

在宅の重度心身障がい者（児）を介護しているご家族が病気や事故・冠婚葬祭などの理由により、一時的に心身障がい者（児）を施設に預けて有料で介護を受けた場合、介護料の一部を助成します。

【対象者】

- ①または②に該当する65歳未満の人
- ①療育手帳所持者
- ②身体障害者手帳所持者（肢体不自由1・2級）

【内容】

対象期間：原則7日以内

助成限度：一時介護料の100分の90に相当する額とします。ただし、限度額があります。

【申請に必要なもの】

- ・領収書
- ・一時介護証明書
- ・振込先のわかるもの

【窓口】 障害福祉課 ☎497-3483

■障害者施設等通所交通費助成

市内外の障害福祉サービス事業所等に市内の居宅等から通所している人に、通所に要する交通費の一部を助成します。

【申請に必要なもの】

- ・各種障害者手帳の写し
- ・申請者名義の振込先のわかるもの

支給月	該当する月
7月	4・5・6月分
10月	7・8・9月分
1月	10・11・12月分
4月	1・2・3月分

【支給額】

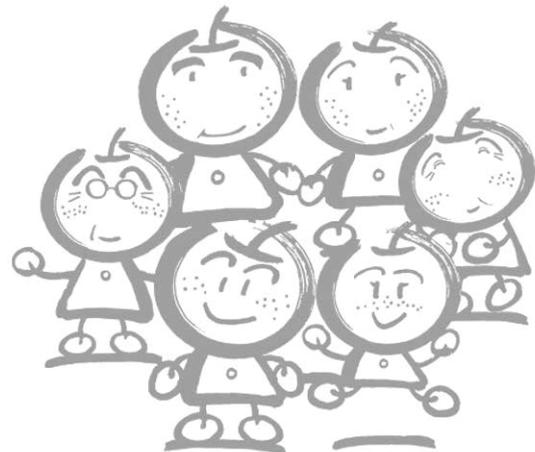
公共交通機関	1か月につき、その月の通所に要した運賃額の実費から、事業所から別に支給される交通費等を控除した額。（上限額は1万円） ※障害者割引制度が利用できる区間は、割引運賃で算定します。		
	通所距離（往復）	助成額日額	1か月の上限額
自家用車（市外のみ）	2km以上5km未満	50円	1,000円
	5km以上10km未満	75円	1,500円
	10km以上15km未満	100円	2,000円
	15km以上20km未満	125円	2,500円
	20km以上	150円	3,000円

【窓口】 障害福祉課 ☎497-3483

■障害者グループホーム等入居者家賃助成

障がい者グループホーム等に入居している人に、家賃の一部を助成します。ただし、市町村民税を課税されている人、生活保護を受けている人は対象外です。助成の対象となる人には、市から通知しますので、事前申請の必要はありません。

【窓口】 障害福祉課 ☎497-3483



「日常生活用具の給付（指定難病）対象疾患一覧」*34ページに制度の説明

障がいのある人
のために

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカルディ症候群	62	完全大血管転位症	123	5p欠失症候群
2	アイザックス症候群	63	眼皮膚白皮症	124	コフィン・シリス症候群
3	I g A腎症	64	偽性副甲状腺機能低下症	125	コフィン・ローリー症候群
4	I g G 4 関連疾患	65	ギャロウェイ・モワト症候群	126	混合性結合組織病
5	亜急性硬化性全脳炎	66	急性壊死性脳症 ○	127	鰓耳腎症候群
6	アジソン病	67	急性網膜壊死 ○	128	再生不良性貧血
7	アッシャー症候群	68	球脊髄性筋萎縮症	129	サイトメガロウイルス角膜炎 ○
8	アトピー性脊髄炎	69	急速進行性糸球体腎炎	130	再発性多発軟骨炎
9	アペール症候群	70	強直性脊椎炎	131	左心低形成症候群
10	アミロイドーシス	71	巨細胞性動脈炎	132	サルコイドーシス
11	アラジール症候群	72	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)	133	三尖弁閉鎖症
12	アルポート症候群	73	巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)	134	三頭酵素欠損症
13	アレキサンダー病	74	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	135	CFC症候群
14	アンジェルマン症候群	75	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)	136	シェーグレン症候群
15	アントレー・ビクスラー症候群	76	筋萎縮性側索硬化症	137	色素性乾皮症
16	イソ吉草酸血症	77	筋型糖尿病	138	自己貪食空胞性ミオパチー
17	一次性ネフローゼ症候群	78	筋ジストロフィー	139	自己免疫性肝炎
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	79	クッシング病	140	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
19	1 p 36欠失症候群	80	クリオピリン関連周期熱症候群	141	自己免疫性溶血性貧血
20	遺伝性自己炎症疾患	81	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	142	四肢形成不全 ○
21	遺伝性ジストニア	82	クルーゾン症候群	143	シトステロール血症
22	遺伝性周期性四肢麻痺	83	グルコーストランスポーター1欠損症	144	シトリン欠損症
23	遺伝性腓炎	84	グルタル酸血症1型	145	紫斑病性腎炎
24	遺伝性鉄芽球性貧血	85	グルタル酸血症2型	146	脂肪萎縮症
25	ウィーバー症候群	86	クロウ・深瀬症候群	147	若年性特発性関節炎
26	ウィリアムズ症候群	87	クローン病	148	若年性肺気腫
27	ウィルソン病	88	クロンカイト・カナダ症候群	149	シャルコー・マリー・トゥース病
28	ウエスト症候群	89	痙攣重積型(二相性)急性脳症	150	重症筋無力症
29	ウェルナー症候群	90	結節性硬化症	151	修正大血管転位症
30	ウォルフラム症候群	91	結節性多発動脈炎	152	ジュベール症候群関連疾患
31	ウルリッヒ病	92	血栓性血小板減少性紫斑病	153	シュワルツ・ヤンベル症候群
32	HTLV-1 関連脊髄症	93	限局性皮膚異形成	154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症
33	A T R - X 症候群	94	原発性局所多汗症 ○	155	神経細胞移動異常症
34	A D H 分泌異常症	95	原発性硬化性胆管炎	156	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
35	エーラス・ダンロス症候群	96	原発性高脂血症	157	神経線維腫症
36	エプスタイン症候群	97	原発性側索硬化症	158	神経フェリチン症
37	エプスタイン病	98	原発性胆汁性胆管炎	159	神経有棘赤血球症
38	エマヌエル症候群	99	原発性免疫不全症候群	160	進行性核上性麻痺
39	遠位型ミオパチー	100	顕微鏡的大腸炎 ○	161	進行性骨化性線維異形成症
40	円錐角膜 ○	101	顕微鏡的多発血管炎	162	進行性多巣性白質脳症
41	黄色靂帯骨化症	102	高 I g D 症候群	163	進行性白質脳症
42	黄斑ジストロフィー	103	好酸球性消化管疾患	164	進行性ミオクローヌステんかん
43	大田原症候群	104	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	165	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
44	オクシタル・ホーン症候群	105	好酸球性副鼻腔炎	166	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
45	オスラー病	106	抗糸球体基底膜腎炎	167	スタージ・ウェーバー症候群
46	カーニー複合	107	後縦靂帯骨化症	168	スティーヴンス・ジョンソン症候群
47	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	108	甲状腺ホルモン不応症	169	スミス・マギニス症候群
48	潰瘍性大腸炎	109	拘束型心筋症	170	スモン ○
49	下垂体前葉機能低下症	110	高チロシン血症1型	171	脆弱X症候群
50	家族性地中海熱	111	高チロシン血症2型	172	脆弱X症候群関連疾患
51	家族性良性慢性天疱瘡	112	高チロシン血症3型	173	成人スチル病
52	カナバン病	113	後天性赤芽球癆	174	成長ホルモン分泌亢進症
53	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	114	広範脊柱管狭窄症	175	脊髄空洞症
54	歌舞伎症候群	115	膠様滴状角膜炎ジストロフィー ※	176	脊髄小脳変性症多系統萎縮症を除く。
55	ガラクトース・1-リン酸グリシリン転移酵素欠損症	116	抗リン脂質抗体症候群	177	脊髄髄膜瘤
56	カルニチン回路異常症	117	コケイン症候群	178	脊髄性筋萎縮症
57	加齢黄斑変性 ○	118	コストロ症候群	179	セピアブレリン還元酵素(SR)欠損症
58	肝型糖尿病	119	骨形成不全症		
59	間質性膀胱炎(ハンナ型)	120	骨髄異形成症候群 ○		
60	環状20番染色体症候群	121	骨髄線維症 ○		
61	関節リウマチ	122	ゴナドトロピン分泌亢進症		

△ 表記が変更された疾病
○ 障害者総合支援法独自の対象疾病
※ 新たに追加された疾病

番号	疾病名
180	前眼部形成異常
181	全身性エリテマトーデス
182	全身性強皮症 △
183	先天異常症候群
184	先天性横隔膜ヘルニア
185	先天性核上性球麻痺
186	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症
187	先天性魚鱗癬
188	先天性筋無力症候群
189	先天性グリコシルホスファチルイノシトール(GPI)欠損症
190	先天性三尖弁狭窄症
191	先天性腎性尿崩症
192	先天性赤血球形成異常性貧血
193	先天性僧帽弁狭窄症
194	先天性大脳白質形成不全症
195	先天性肺静脈狭窄症
196	先天性風疹症候群 ○
197	先天性副腎低形成症
198	先天性副腎皮質酵素欠損症
199	先天性ミオパチー
200	先天性無痛無汗症
201	先天性葉酸吸収不全
202	前頭側頭葉変性症
203	早期ミオクロニー脳症
204	総動脈幹遺残症
205	総排泄腔遺残
206	総排泄腔外反症
207	ソトス症候群
208	ダイヤモンド・ブラックファン貧血
209	第14番染色体父親性ダイソミー症候群
210	大脳皮質基底核変性症
211	大理石骨病
212	ダウン症候群 ○
213	高安静脈炎
214	多系統萎縮症
215	タナトフォリック骨異形成症
216	多発血管炎性肉芽腫症
217	多発性硬化症/視神経脊髄炎
218	多発性軟骨性外骨腫症 ○
219	多発性嚢胞腎
220	多脾症候群
221	タンジール病
222	単心室症
223	弾性線維性仮性黄色腫
224	短腸症候群 ○
225	胆道閉鎖症
226	遅発性内リンパ水腫
227	チャージ症候群
228	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群
229	中毒性表皮壊死症
230	腸管神経節細胞僅少症
231	TSH分泌亢進症
232	TNF受容体関連周期性症候群
233	低ホスファターゼ症
234	天疱瘡
235	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症
236	特発性拡張型心筋症
237	特発性間質性肺炎
238	特発性基底核石灰化症
239	特発性血小板減少性紫斑病
240	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)
241	特発性後天性全身性無汗症

番号	疾病名
242	特発性大腿骨頭壊死症
243	特発性多中心性キャスルマン病
244	特発性門脈圧亢進症
245	特発性両側性感音難聴
246	突発性難聴 ○
247	ドラベ症候群
248	中條・西村症候群
249	那須・ハコラ病
250	軟骨無形成症
251	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
252	22q11.2欠失症候群
253	乳幼児肝巨大血管腫
254	尿素サイクル異常症
255	ヌーナン症候群
256	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)LMX1B関連腎症
257	脳腱黄色腫症
258	脳表ヘモジゲリン沈着症
259	膿疱性乾癬
260	嚢胞性線維症
261	パーキンソン病
262	バージャー病
263	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症
264	肺動脈性肺高血圧症
265	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)
266	肺胞低換気症候群
267	ハッチンソン・ギルフォード症候群 ※
268	バッド・キアリ症候群
269	ハンチントン病
270	汎発性特発性骨増殖症 ○
271	P C D H 19関連症候群
272	非ケトosis高グリシン血症
273	肥厚性皮膚骨膜炎
274	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
275	皮膚下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
276	肥大型心筋症
277	左肺動脈右肺動脈起始症
278	ビタミンD依存性くる病骨軟化症
279	ビタミンD抵抗性くる病骨軟化症
280	ビッカースタッフ脳幹脳炎
281	非典型溶血性尿毒症症候群
282	非特異性多発性小腸潰瘍症
283	皮膚筋炎/多発性筋炎
284	びまん性汎細気管支炎 ○
285	肥満低換気症候群 ○
286	表皮水疱症
287	ヒルシュスブルグ病(全結腸型又は小腸型)
288	VATER症候群
289	ファイファー症候群
290	ファロー四徴症
291	ファンコニ貧血
292	封入体筋炎
293	フェニルケトン尿症
294	フォンタン術後症候群※ ○
295	複合カルボキシラーゼ欠損症
296	副甲状腺機能低下症
297	副腎白質ジストロフィー
298	副腎皮質刺激ホルモン不応症
299	ブラウ症候群
300	プラダー・ウィリ症候群
301	プリオン病
302	プロピオン酸血症
303	PRL分泌亢進症(高プロラクチン血症)

番号	疾病名
304	閉塞性細気管支炎
305	β-ケトチオラーゼ欠損症
306	ベーチェット病
307	バスレムミオパチー
308	ヘパリン起因性血小板減少症 ○
309	ヘモクロマトーシス ○
310	ペリー症候群
311	ペルーシド角膜炎縁変性症 ○
312	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)
313	片側巨脳症
314	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
315	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
316	発作性夜間ヘモグロビン尿症
317	ポルフィリン症
318	マリネスコ・シェーグレン症候群
319	マルファン症候群
320	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多発性運動ニューロパチー
321	慢性血栓性肺高血圧症
322	慢性再発性多発性骨髄炎
323	慢性膵炎 ○
324	慢性特発性偽性腸閉塞症
325	ミオクロニー欠伸てんかん
326	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
327	ミトコンドリア病
328	無虹彩症
329	無脾症候群
330	無βリポタンパク血症
331	メープルシロップ尿症
332	メチルグルタコン酸血症
333	メチルマロン酸血症
334	メビウス症候群
335	メンケス病
336	網膜色素変性症
337	もやもや病
338	モワット・ウイルソン症候群
339	薬剤性過敏症症候群 ○
340	ヤング・シン普森症候群
341	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
342	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
343	4p欠失症候群
344	ライソゾーム病
345	ラスムッセン脳炎
346	ランゲルハンス細胞組織球症 ○
347	ランドウ・クレフナー症候群
348	リジン尿性蛋白不耐症
349	両側性小耳症・外耳道閉鎖症 ○
350	両大血管右室起始症
351	リンパ管腫症/ゴーハム病
352	リンパ脈管筋腫症
353	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)
354	ルビンシュタイン・テイビ症候群
355	レーベル遺伝性視神経症
356	リンチコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
357	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
358	レット症候群
359	レノックス・ガストー症候群
360	ロスモンド・トムソン症候群
361	肋骨異常を伴う先天性側弯症

【日常生活用具の給付 小児慢性特定疾病児】

*34ページに制度の説明

障がいのある
人
の
た
ま
に

種 目	対 象 者	性 能 等
便 器	常時介助を要する人	小児慢性特定疾患児が容易に使用し得るもの (手すりをつけることができる)
特殊マット	寝たきりの状態にある人	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの
特殊便器	上肢機能に障がいのある人	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く
特殊寝台	寝たきりの状態にある人	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部および脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの
歩行支援用具	下肢が不自由な人	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること ア 小児慢性特定疾患児の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒防止、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの
入浴補助用具	入浴に介助を要する人	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾患児又は介助者が容易に使用し得るもの
特殊尿器	自力で排尿できない人	尿が自動的に吸引されるもので 小児慢性特定疾患児又は介助者が容易に使用し得るもの
体位変換器	寝たきりの状態にある人	介助者が小児慢性特定疾患児の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの
車いす	下肢が不自由な人	小児慢性特定疾患児の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する人	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障がいのある人	小児慢性特定疾患児又は介助者が容易に使用し得るもの
クールベスト	体温調節が著しく難しい人	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障がいを起こすことがある人	紫外線をカットできるもの
ネブライザー(吸入器)	呼吸機能に障がいのある人	小児慢性特定疾患児または介助者が容易に使用し得るもの
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な人	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの

障害福祉課

■税の控除

下表のとおり、障がいのある人本人、および障がいのある人を扶養している人の税負担が軽減される場合があります。(障がい者控除・扶養控除の金額は、所得額から差し引かれる金額です。税額から差し引かれる金額ではありません。)

種類	対象者および内容	窓口									
所得税	<p>障がい者控除 本人または控除対象配偶者、同一生計配偶者、扶養親族が次に該当する場合に受けることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者手帳などの発行を受けている人 ・65歳以上で、介護保険の要介護認定を受けており障がい者に準ずるものとして市区町村長等の認定を受けている人 (詳しくは高齢者福祉課にお問い合わせください) (上記以外にも障がい者と認められる場合があります。詳しくは問い合わせください) <p>※上記に該当する人のうち、次に該当する人は特別障がい者となります。 身体障害者手帳1・2級 療育手帳(A)の1・(A)の2・Aの1・Aの2 精神障害者保健福祉手帳1級 など</p> <p>○所得から差し引かれる金額</p> <table border="0"> <tr> <td><u>障がいのある人本人の場合</u></td> <td>障がい者：27万円</td> <td>特別障がい者：40万円</td> </tr> <tr> <td><u>障がいのある人を扶養している場合</u></td> <td>障がい者：27万円</td> <td>特別障がい者：40万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">特別障がい者と同居している場合 : 75万円</td> </tr> </table>	<u>障がいのある人本人の場合</u>	障がい者：27万円	特別障がい者：40万円	<u>障がいのある人を扶養している場合</u>	障がい者：27万円	特別障がい者：40万円		特別障がい者と同居している場合 : 75万円		成田税務署
	<u>障がいのある人本人の場合</u>	障がい者：27万円	特別障がい者：40万円								
<u>障がいのある人を扶養している場合</u>	障がい者：27万円	特別障がい者：40万円									
	特別障がい者と同居している場合 : 75万円										
	<p>住宅借入金等特別控除、住宅特定改修特別税額控除 バリアフリー改修工事は、一定の要件を満たせば控除を受けられる場合があります。</p>										
住民税 (市・県民税)	<p>障がい者控除 要件は所得税と同じです。 (住民税は、前年の所得額や控除額によって税額が決定されます)</p> <p>○所得から差し引かれる金額</p> <table border="0"> <tr> <td><u>障がいのある人本人の場合</u></td> <td>障がい者：26万円</td> <td>特別障がい者：30万円</td> </tr> <tr> <td><u>障がいのある人を扶養している場合</u></td> <td>障がい者：26万円</td> <td>特別障がい者：30万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">特別障がい者と同居している場合 : 53万円</td> </tr> </table>	<u>障がいのある人本人の場合</u>	障がい者：26万円	特別障がい者：30万円	<u>障がいのある人を扶養している場合</u>	障がい者：26万円	特別障がい者：30万円		特別障がい者と同居している場合 : 53万円		白井市役所 課税課
	<u>障がいのある人本人の場合</u>	障がい者：26万円	特別障がい者：30万円								
<u>障がいのある人を扶養している場合</u>	障がい者：26万円	特別障がい者：30万円									
	特別障がい者と同居している場合 : 53万円										
	<p>◇障がいのある人は、前年の合計所得が135万円以下なら非課税となります。 〔<u>給与収入のみの場合は、年収204万4千円未満であれば合計所得が135万円</u>〕 以下になります</p>	市民税係									
相続税	障がいのある人が相続により財産を取得した場合、85歳に達するまでの年数1年につき10万円(特別障がい者の場合は20万円)が相続税額から差し引かれます。	成田税務署									
贈与税	<p>特定障がい者を受益者とする信託契約に基づいて財産が信託された場合、その信託受益権の価額のうち、特別障がい者である特定障がい者は6,000万円まで、特別障がい者以外の特定障がい者は3,000万円までは贈与税がかかりません。</p> <p>※特定障がい者とは、特別障がい者又は特別障がい者以外の障がい者のうち精神に障がいのある方となります。</p>										
このほかに、心身障害者扶養共済制度に基づく給付金の非課税、少額貯蓄の利子等の非課税の特例があります。											
事業税	重度の視力障がい者(失明または両眼の視力が0.06以下の人)が行う、あんま、はり等の医業に類する事業は非課税となります。	佐倉 県税事務所									

※問い合わせは課税課市民税係、または成田税務署、佐倉県税事務所まで

【窓口】課税課 市民税係 ☎401-4576

《成田税務署》 ☎0476-28-5151 〒286-8501 成田市加良部1-15

《佐倉県税事務所》 ☎043-483-1114 〒285-8503 佐倉市鎬木仲田町8-1

■緊急時要援護者登録制度

消防・救急活動等の緊急時に、特別の支援を必要とする方を対象に登録申請（かかりつけ病院等）をして、事故支援活動に消防自動車、救急自動車等が速やかに出動できる制度です。

申請書は、障害福祉課の窓口と印西地区消防組合消防本部のホームページから取得できます。

【対象者】

- (1) 自力で避難することが困難な人
- (2) 65歳以上で一人暮らしの人
- (3) その他緊急時において特別な活動または対応を必要とする人

【登録の流れ】

緊急時要援護者登録申請書を印西地区消防組合消防本部に提出すると、消防緊急指令システム等に登録され、緊急時要援護者登録通知書が発行されます。

※登録を行った後個人情報のデータ管理は、印西地区消防組合住民情報記録データ保護規程より遵守します。年月の経過に伴う変更については、申し出により随時更新を行い、常に最新情報となるよう努めてください。

【窓口】印西地区消防組合 消防本部所在地

☎ 0476-46-4321

FAX 0476-46-9914

e-mail fire-inzaichiku@nifty.com

ホームページ <http://fire-inzaichiku.eco.coocan.jp/index.htm>

〒270-1387千葉県印西市牧の原2-3

■避難行動要支援者名簿の登録

災害等が起きた時に一人で避難することが困難な方が登録する名簿です。名簿は災害時等に活用される他、平時から希望する地域の団体等に提供され、災害等への備えに活用されます。

【対象者】

- 1 身体障害者手帳所持者のうち
 - ・視覚障がい
 - ・聴覚障がい
 - ・上肢機能障がい（1，2級）
 - ・下肢、体幹機能障がい（1級から3級）
 - ・呼吸器機能障がい（1，2級）

- 2 療育手帳の㊤からA所持者
- 3 精神障害者保健福祉手帳の1級所持者
- 4 介護認定者のうち要介護度が3以上の方
- 5 上記のほか、避難支援を必要とする方（自ら申請が必要です）

※名簿の登録・変更・削除については、危機管理課までお問い合わせください。

【窓口】危機管理課 ☎401-4650

■ヘルプカード・ヘルプマーク

障がい等により支援や配慮を必要とすることが外見からは分からない人、災害時や緊急時に臨機応変に対応することが困難な人が、ヘルプカードやヘルプマークを使って、周囲の理解や助けを求めることができます。

※障害者手帳の有無に関わらず配布しますが、在庫限りとなります。

※必要な支援が具体的にわかるよう、カードとマークの両方を携帯してください。

◆ヘルプカード

必要な配慮の内容や緊急連絡先などの詳細な情報が記載できるため、具体的な援助が得やすくなるカードです。

【配布場所】

障害福祉課、市内の地域包括支援センター

◆ストラップ型ヘルプマーク

周囲の人に支援等を必要としていることを知らせるためのストラップ型マークです。

カバン等に取り付けて使用します。

【配布場所】

障害福祉課 ☎497-3483

■救急医療情報キットの配布

自宅でのけがや急病に際して、救急車要請時に救命活動を迅速に行うためのキットを配布します。詳細は、73ページの「救急医療情報キットの配布」を参照ください。

【配布場所】障害福祉課 ☎497-3483



社会参加の促進

■手話通訳者の派遣

聴覚または音声・言語機能に障がいのある人の社会参加の促進を図るため、手話通訳者を派遣します。

【申し込み】 障害福祉課

☎497-3483 FAX492-3033

■青い鳥郵便はがき

日本郵政グループでは、毎年4月から5月頃に身体障害者手帳1・2級または、療育手帳A、Aの人に青い鳥郵便はがきを無料で配布します。白井郵便局に申し込んでください。

【申し込み】 白井郵便局 ☎492-0501

■公共施設の使用料・利用料金の免除

障害者手帳を所持している人が、次の施設を利用するときは、使用料・利用料金の免除を受けることができます。

【対象施設】

- ・文化センター・プラネタリウム館
※使用料を免除していないイベント等もあります。
- ・保健福祉センター健康増進ルーム
- ・運動公園陸上競技場の個人利用
- ・市民プール
- ・駅前駐輪場の定期利用

【対象者】

- ・身体障害者手帳所持者
- ・療育手帳所持者
- ・精神障害者保健福祉手帳所持者
- ・上記の手帳所持者に同行する介助者（障害者1人につき1人まで。健康増進ルーム、駅前駐輪場を除く。）

【窓口】

- ・文化センター・プラネタリウム館
☎492-1125
- ・健康増進ルーム ☎497-3476
- ・白井運動公園 ☎497-0222
- ・白井市民プール ☎492-3113
- ・駅前駐輪場（都市計画課交通政策班）
☎492-1111（代）

※上記ほか、印西温水センター、さわやかプラザ軽井沢にも使用料の減免制度があります。

また、民営や他市町村の施設でも減免や割引が適用される場合がありますので、各施設に直接お問合せください。

■福祉タクシー

重度心身障がい者が社会参加や通院などのためにタクシーを利用した場合乗車料金の一部を助成します。

【対象者】

- ・身体障害者手帳1・2級所持者
- ・視覚障害者・下肢障害・体幹障害3級以上
- ・療育手帳AからAの2所持者
- ・精神障害者保健福祉手帳1級所持者

【利用方法】

- ・市の交付する福祉タクシー券を利用することにより乗車料金の半額を助成します。（ただし、限度額1,000円）
- ・利用券は1か月当たり3枚（年間36枚）交付します。申請月により枚数が変わります。
- *人工透析を受けている人には、1か月当たり15枚（年間180枚）交付します。

【利用できるタクシー業者】

※利用業者一覧は、タクシー券交付時にお渡ししています。業者については下記窓口まで問い合わせてください。

*ご存じですか？

身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの人は障がいの程度に関係なくメーター料金の10%割引が受けられます。乗車の際には各手帳を見せてください。

【窓口】 障害福祉課 ☎497-3483



■自動車運転免許取得費の助成

自動車運転免許証の取得により社会的活動を自力で行えると認められた場合、教習費用の一部を助成します。

【対象者】

身体障害者手帳4級以上の人および療育手帳所持者

※運転免許取得教習に要した費用の2/3

※助成限度額 100,000円

※免許取得後6か月以内の申請に限ります。

【窓口】 障害福祉課 ☎497-3483

■自動車改造費の助成

重度の身体障がい者の方が自ら所有し運転する自動車の駆動、走行装置等を改造する場合、その費用の一部を助成します。

【対象者】

身体障害者手帳2級以上の肢体不自由者

※所得の制限があります。

※助成限度額 100,000円

※改造前、または改造後6か月以内の申請に限ります。

【窓口】 障害福祉課 ☎497-3483

■駐車禁止除外標章

障がい者が千葉県公安委員会（受付窓口は住所地を管轄する警察署）から駐車禁止除外標章を交付されると、公安委員会が指定した駐車禁止区域での規制外措置を受けることが出来ます。

※平成19年9月1日から身体障がい者等で歩行が困難な人への標章の交付は、車両特定交付から身体障がい者本人に対する交付へ変更されました。

これにより車両を所有していなくても標章交付基準に該当する人は、標章の交付が受けられ、タクシー等を利用する場合にも標章が使用できます。

【対象者】

(1) 身体障害者手帳、戦傷病者手帳の交付を受け、次の表に該当する人

障がいの区分	障がいの級別 身体障害者	重度障がいの程度 戦傷病者	
視覚障がい	1級から3級までと4級の1	特別項症から第四項症まで	
聴覚障がい	2級および3級		
平衡機能障がい	3級		
上肢不自由	1級・2級の1 2級の2	特別項症から第三項症まで	
下肢不自由	1級から4級までの各級		
体幹不自由	1級から3級	特別項症から第四項症まで	
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能の障がい	上肢機能	1級・2級（一上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く）	—
	移動機能	1級から2級	
心臓機能障がい	1級および3級	特別項症から第三項症まで	
腎臓機能障がい			
呼吸器機能障がい			
膀胱又は直腸の機能障がい	1級および3級	特別項症から第三項症まで	
小腸機能障がい			
肝臓機能障がい	1級から3級までの各級	—	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい			

(2) 療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、次の表に該当する人

区分	障がいの程度
知的障がい	重度以上（A～Aの2）
精神障がい	1級

(3) 小児慢性特定疾患児手帳（色素性乾皮症に限る）の交付を受けている人

【手続き】

(1) 申請先

印西警察署交通課または印西警察署白井分庁舎（即日交付不可）

申請前に問い合わせてください。

(2) 申請書類等

ア. 駐車禁止除外指定車標章交付申請 2通
イ. 添付書類等 標章交付の対象となるものであることを証明するもの（身体障害者

手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、診断書等の写し)

【お問い合わせ】

印西警察署白井分庁舎 ☎498-4228

■ちば障害者等用駐車区画利用証

ショッピングセンターや公共施設などにある「障害者等用駐車区画」の利用を必要とする障がい者、介護が必要な高齢者、妊産婦、けが人など、歩行が困難と認められる人に、利用証を発行し、利用しやすくするための制度です。

申請に必要な書類、窓口などの詳細は53ページの表を参照してください。

■自動車税などの減免

心身障がい者本人または生計をともにする人が所有し、心身障がい者のために使用する車が1台減免されます。

【申請書提出期限】

◆自動車税（種別割）

- ・納税通知書の納期限（5月末日）
- ・自動車の登録日又は障害者手帳などの交付日から1か月以内
- ・減免を受けていた車の抹消登録日から1か月以内

◆自動車税（環境性能割）・軽自動車税（環境性能割）

自動車登録の日から1か月以内

◆軽自動車税（種別割）

納期限（5月末日）

※4月1日現在において、障害の程度などの条件が該当している人が対象です。

【申請に必要なもの】

◎自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税（環境性能割）の場合

- ・各種手帳 ・車検証（写）
- ・運転免許証（写） ・印かん

※自動車の所有者または運転者が家族の場合は次のいずれかの書類も必要です。

- ・生計同一証明または常時介護証明書（対象者1・3は障害福祉課で発行）
- （対象者2・4は印旛健康福祉センターで発行）
- ・使用目的を証する書類（通院・通学証明など）

ど)

◎軽自動車税（種別割）の場合

- ・軽自動車税納税通知書
- ・運転する方の運転免許証（写）
- ・各種手帳
- （1回目の申請のみ車検証（写））

【対象者】

1. 身体障害者手帳所持者

障がい区分	障がいの級別	
視覚障がい	1～3級、4級の1	
聴覚障がい	2級、3級	
平衡機能障がい	3級	
音声機能又は言語機能障がい	3級（喉頭摘出に係るものに限る）	
上肢不自由	1級、2級	
下肢不自由	1～6級	
体幹不自由	1～3級、5級	
心臓機能障がい	1級、3級、4級	
腎臓機能障がい		
呼吸器機能障がい		
膀胱機能障がい		
直腸機能障がい		
小腸機能障がい	1～4級	
肝臓機能障がい	1～3級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1～3級	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級、2級
	移動機能	1～6級

2. 戦傷病者手帳所持者

障がい区分	障がいの程度
視覚障がい	特別項症から第4項症までの各項症
聴覚障がい	
平衡機能障がい	
音声・言語機能障がい	特別項症から第2項症までの各項症（喉頭摘出に係るものに限る）
上肢不自由	特別項症から第3項症までの各項症
下肢不自由	特別項症から第6項症までの各項症および第1款症から第3款症までの各款症
体幹不自由	
心臓機能障がい	特別項症から第5項症までの各項症
腎臓機能障がい	
呼吸器機能障がい	
膀胱機能障がい	
直腸機能障がい	
小腸機能障がい	
肝臓機能障がい	

3. 療育手帳所持者

- ・Aの1、Aの2またはAの1の人
- ・Aの2で音声もしくは言語または上肢の機

障がいの程度

能障がいがあり、身体障害者手帳に3級と記載されている人

4. 精神障害者保健福祉手帳所持者

・1級

【窓口】

◆自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税（環境性能割）

《千葉県自動車税事務所》 ☎043-243-2721
〒260-8523 千葉市中央区問屋町1-11

《佐倉県税事務所》 ☎043-483-1403

〒285-8503 佐倉市鍋木仲田町8-1

《千葉県ホームページ》

<http://www.pref.chiba.lg.jp>

◆軽自動車税（種別割）

課税課 市民税係 ☎401-4576

■福祉車両の貸出

心身障がい者の社会参加を目的として福祉車両（リフト付きワゴン車）を貸し出します。

【貸出対象者】

◎市内に住所があり車いすを利用している次の人

- ・心身障がい者（児）およびその家族
- ・社会福祉団体 ・社会福祉施設
- ・社会福祉ボランティア

※車いすを利用している65歳以上の高齢者およびその家族も対象になります（75ページ参照）。

【期間】

1回につき7日間までです。

【費用負担】

- ・貸し出しは無料です。
- ・使用した燃料は返還時に補給してください。

【窓口】 障害福祉課 ☎497-3483

■運賃等の割引

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している人は、鉄道・バス・航空運賃（国内線）の割引が受けられる場合があります。

割引率や割引となる対象者については、各社で異なりますので、詳しくはご利用になる交通機関に確認してください。

◆鉄道運賃

【JR運賃の場合】

種類	対象者	適用区間	割引率
普通乗車券	第1種の人とその介護者（1名）	全線	50%
	第1種の人が1人で乗車	片道100kmを超える区間	
	第2種の人		
回数券（特急券を除く）	第1種の人とその介護者（1名）とともに利用する場合	全線	50%
急行券（特急券を除く）		全線	
定期乗車券（小児定期を除く）	第1種の人とその介護者（1名）※同時に利用する場合に限る 第2種の障がい者（12歳未満）の介護者※通勤定期に限る	全線	

【北総線の場合】

種類	対象者	適用区間	割引率
普通乗車券	第1種・第2種の人が一人又は介護者と乗車	全線	50%
回数券（昼間割引回数券・土休日割引回数券を除く）	第1種・第2種の人が一人又は介護者と乗車	全線	
※その他の乗車券についてや、他社線までご利用の方は駅係員にご確認ください。			

◆バス運賃

【主要な路線バスの例】

種類	対象者	割引率
普通乗車券	・第1種の人とその介護者（1名） ※1人で乗車する場合も可	50% 乗車時に手帳提示
定期乗車券	・第2種の人	30% 購入時に手帳提示

※コミュニティバス「ナッシー号」は手帳またはミライロID提示により料金が50円になります。

（一般は150円）

◆航空運賃

【主要な航空会社の例】

手帳所持者本人および介護者1名。

割引率は航空便によります。

■有料道路通行料金割引

有料道路を利用する場合、料金の半額の割引が受けられます。

【対象者】

- ・身体障害者手帳所持者で自ら運転する場合
- ・第1種の身体障がい者または第1種の知的障がい者を乗せて介護者が運転する場合

【申請に必要なもの】

▼ETCを利用しない場合

- ・身体障害者手帳または療育手帳
- ・自動車検査証又は軽自動車届出済証
- ・運転免許証(障がい者本人が運転する場合)

▼ETCを利用する場合

- ・身体障害者手帳または療育手帳
- ・自動車検査証又は軽自動車届出済証
- ・運転免許証(障がい者本人が運転する場合)
- ・ETCカード(障がい者本人名義のもの)
- ・ETC車載器の管理番号が確認できるもの(ETC車載器セットアップ申込書・証明書等)

※この他に、要件確認のために別途書類等が必要な場合があります。

※マイナンバーカードと、マイナポータルの利用できるスマートフォンをお持ちの方は、オンライン割引申請ができます。

【窓口申請】 障害福祉課 ☎497-3483

【オンライン申請(スマートフォンのみ)】

<https://www.expressway-discount.jp/>



障がい者のための施設

■障害者地域活動支援センター

心身障がい者の社会参加促進のため、各種相談や創作的活動、レクリエーションなどの機会を提供する施設です。また、センター内の研修室は、障がい者団体等の自主的な活動に利用できます。

【各種講座】

創作活動やスポーツ、レクリエーションなどの講座があります。講師の指導を受けながら、初めての人にも分かりやすく、楽しい内容となっています。できない部分は一緒に行いますので、安心して参加してください。

【相談事業】

◆医療・福祉・生活などの相談：随時受けています。お気軽にご相談ください。

◆理学療法士による相談：脳卒中や整形外科疾患の後遺症がある人に対して、ストレッチや筋力トレーニング方法の指導、日常生活に合わせた体の動かし方のアドバイスや練習を行っています。事前に申し込みの上おいでください。

【対象者】 市内に住所があり、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療(精神通院)受給者証を所持している人、難病の人

【申し込み】 障害者地域活動支援センター

☎497-3485



＜ちば障害者等用駐車区画利用証 交付対象者・必要書類・有効期限・申請窓口一覧＞

区分		交付基準	申請に必要な書類	有効期間	申請窓口 (来所のみ)	
身体障害者	視覚障害	4級以上	身体障害者手帳	無期限 (対象者としての 基準に該当しな くなるまで)	障害福祉課 497-3483	
	聴覚障害	3級以上				
	平衡機能障害	5級以上				
	肢体不自由	上肢				2級以上
		下肢				6級以上
		体幹				5級以上
		脳原性運動 機能障害				上肢
	移動					6級以上
内部障害（免疫機能障 害を含む）		4級以上				
知的障害者		療育手帳 Aの2以上	療育手帳			
精神障害者		精神障害者保健福祉 手帳1級	精神障害者保健福祉手帳			
難病患者		特定疾患医療受給者、 特定医療費（指定難 病）受給者、小児慢 性特定疾病医療受給 者	次に掲げるいずれか ・特定疾患医療受給者証 ・特定医療費(指定難病) 受給者証 ・小児慢性特定疾病医療 受給者証			
けが人等		医師の診断等により、 歩行が困難であるた めに特別な配慮が必 要であると認められ る者	次に掲げる全ての書類 ・医師の診断書若しくは 意見書又は公的機関の 証明書等 ・身分証明書（保険証、 運転免許証等）	必要と認める 期間 (原則1年以内)		
高齢者等		要介護1以上	介護保険被保険者証	無期限	高齢者福祉課 497-3484	
妊産婦 ※出産後は乳児と同 伴の場合のみ		妊娠7箇月～出産予 定日から1年	母子健康手帳	妊娠7箇月～ 出産予定日から1 年(※)	健康課 497-3495	

【郵送で申請する場合】

- ①から③の書類を、下記へ送付してください。市役所の窓口では、郵送は受付できません。
- ① 交付申請書（千葉県または市のホームページからダウンロード可）
 - ② 対象者であることがわかる書類（上記参照）の写し
 - ③ 140円切手を貼付し、送付先住所を記載した返信用封筒（A4サイズ）

【郵送先】

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1
千葉県健康福祉部 健康福祉指導課 地域福祉推進班

障がいの
ついで
のたすけ

障害者総合支援法による障害福祉サービス

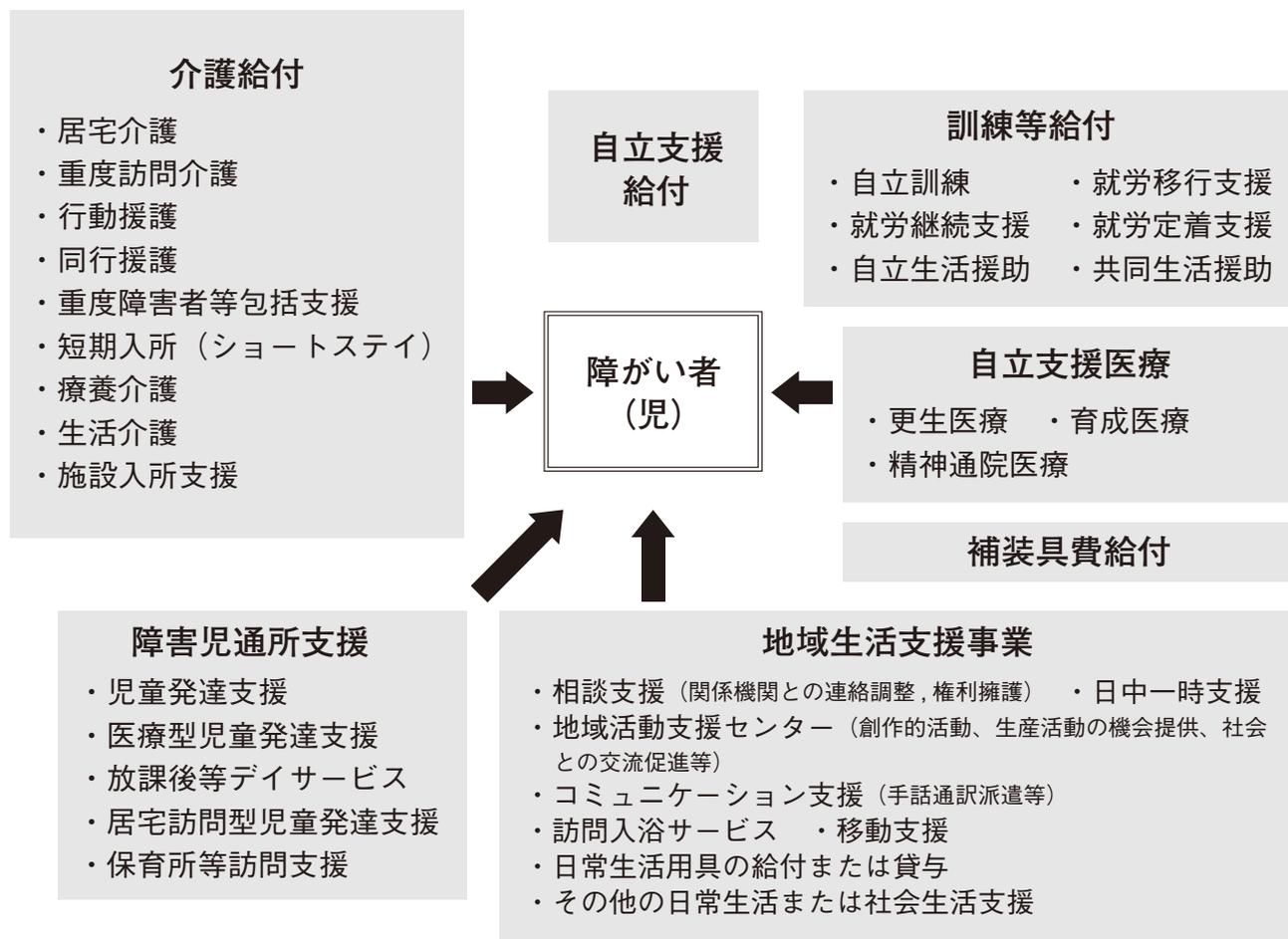
障害者総合支援法は、障がいのある人が自立した日常生活、社会生活を営むことが出来るよう、必要な支援を行うとともに、障がいのある、なしに関わらず安心して地域で暮らせる社会を実現することを目指しています。総合支援法によるサービスの主な特徴は次のとおりです。

1. 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者が制度の対象となり、共通の福祉サービスが受けられます。
2. 介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具費の支給、地域生活支援事業に大別され、障がいのある人の、地域での自立した生活を総合的に支援します。

3. 支援の必要度に関する客観的な尺度を導入しています。また、市の審査会から意見聴取を行うなど、支給決定の経過を透明化しています。
4. 自立支援給付、障害児通所支援および地域生活支援事業の利用にかかる費用は1割が自己負担となります（手話通訳派遣は無料）。また、施設サービスに係る食費や光熱水費が原則自己負担になります。なお、所得の低い人には軽減措置があります。

【窓口】 障害福祉課 ☎497-3483

障がいのあり方



障がい者福祉サービス提供事業者一覧表

名称	対象					主なサービスの種類													所在地	電話番号					
	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	難病	障がい児	地域活動支援センター	居宅介護	同行支援	行動支援	生活介護	移動支援	日中一時支援	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労定着支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	共同生活援助			放課後等デイサービス	児童発達支援	保育所等訪問支援		
白井市障害者地域活動支援センター	○	○	○	○		○																		復1123	497-3485
生活サポートさくら	○	○		○	○		○		○															根200-37	492-7822
にこにこケアステーション	○	○	○	○	○		○			○														根1726-4 ヴィラ西白井F	404-9299
ケアサービスたんぼ	○	○	○	○	○		○			○														神々廻1388-2	498-0399
ケアサービス優楽里	○	○	○	○	○		○	○		○														富士85-8-201	404-3181
介護ステーションSefro	○	○	○	○	○		○			○														根125-13	402-2686
ニチイケアセンター白井	○	○	○	○	○		○																	堀込1-1-15-202	401-3148
しいの木	○	○	○	○	○		○			○														清水口1-2-8 2-B	498-1266
デイサービス優楽里	○	○	○	○						○														根479-24	404-3111
きらり	○	○								○	○													南山1-8-1	401-0621
手塩宿	○	○								○	○													根200-37	492-7822
桜台デイサービスセンター	○	○								○														桜台2-7-3	491-6811
ガーデンスクエア	○	○								○														白井226-15	407-1033
第2ぼけっと			○								○						○							根66-5	404-4871
就職するなら明朗アカデミー・白井キャンパス	○	○	○	○							○		○	○										清水口1-1-25-3F	404-8855
フラットヴィレッジ	○	○	○	○							○					○	○							根460-1	401-8575
就労継続支援A型事業所 小さな翼	○	○	○													○								七次台3-45-12	404-5606
ユナイト	○	○	○													○								十余-31-2	497-2325
就労継続支援B型事業所 みのり	○	○	○														○							清戸766-1	492-2096
ぼけっと			○														○							白井430-19	498-2400
ワークルーチェ	○	○	○	○													○							根116-41	401-8962
ホームしろい	○	○	○															○						白井	492-7822
ソーシャルインクルーホーム白井			○	○														○						富士	402-4934
グループホーム いんざい西白井			○	○														○						西白井	080-3751-8130
グループホーム クラブハウス白井				○														○						西白井	402-3247
ビリーブ					○														○					南山1-8-1	492-0940
放課後デイサービス ミニナグサ(ソフィ)					○						○								○					富士294-18	441-0377
合同会社ジェスティ ばずる					○														○					根1094-3 岩佐ビル201	498-3305
放課後等デイサービス ゆらり					○														○					池の上2-15-1	401-8465
こばんはうすさくら 西白井教室					○														○	○				根1029-21	404-6864
多機能型事業所 ぷれも・白井					○														○	○				清水口1-1-25-2F	404-7941
ウィズ・ユー白井					○														○	○				富士118-4	498-9795
フラヴィキッズ					○														○					根460-1	401-0870
てんでんこ					○														○					富士240-1	446-4822
白井市こども発達センター					○														○	○				復1123	497-3489

障がい者
のたすけ

■障害者相談支援事業

次の相談支援事業所で障がいのある人や家族への相談支援を行っています。専任の職員が福祉サービスの紹介や利用支援を行います。来所相談については、事前に連絡をしてください。

◎市内指定相談支援事業

事業所名	所在地	連絡先	相談日時	主な対象者
座ぐり（手織り） （社会福祉法人フラット）	〒270-1423 南山1-8-1 白井市障害者 支援センター内	☎ 047-401-0637 Fax 047-491-7333 ※夜間・休日の緊急時 は、☎047-404-7100 で相談を受付けます。	月曜～金曜、第2・第4 土曜日 午前9時～午後5時 （年末年始、祝日を除く）	身体、知的、 精神、障がい 児、難病
にこにこ相談室 （一般社団法人SET）	〒270-1431 根1726-4 ヴィラ西白井F	☎ 047-401-7223 Fax 047-404-9298	月曜～金曜 午前9時～午後3時 （年末年始、祝日を除く）	身体、知的、 精神、障がい 児、難病
うぐいすのとまり木 （ゆめ合同会社）	〒270-1426 笹塚2-3-1-115	☎ 047-773-9668 Fax050-3737-4425	月曜～金曜 午前9時～午後5時 （年末年始、祝日を除く）	身体、知的、 精神、障がい 児、難病
レ・アーリ相談支援事業所 （有限会社Nikko）	〒270-1408 西白井1-9-28	☎ 047-497-5211 Fax 047-497-5212	月曜～金曜 午前9時～午後5時 （年末年始、祝日を除く）	精神
ケアプラン 優楽里	〒270-1431 根479-24	☎ 047-404-3111 Fax 047-404-3112	月曜～金曜 午前9時～午後5時 （年末年始、祝日を除く）	身体、知的、 精神、障がい 児、難病
白井市子ども発達 センター	〒270-1492 復1123 白井市保健福祉 センター内1F	☎ 047-497-3489 Fax 047-498-4832	月曜～金曜 午前9時～午後5時 （年末年始、祝日を除く）	障がい児

◎市外指定相談支援事業所（市内への出張相談もあります）

事業所名	成田地域生活支援センター（医療法人社団聖母会）
所在地	〒286-0118 成田市本三里塚226-1
連絡先	☎ 0476-35-7771 FAX 0476-40-4182
相談日時	月、水、木、金、日曜日 午前9時～12時、午後1時～5時（日曜・祝日は午後4時まで）
主な対象者	精神障がい者

■障がい者就労支援

市では、障がい者の就労の促進を図るため、就労支援を行っています。

一人で就職活動等が出来ない障がい者を対象に専任の相談員が相談を受け、障がい者の就労に関する情報の提供、企業や公共職業安定所等への同行のほか、就職先の企業に定着するための支援などを行ないます。

相談は無料です。

【窓口】 障害福祉課 就労支援員

☎497-3497

◆障がい者就労相談

【日時】 毎週水曜 10時から16時

*要予約 予約先：☎497-3497

■身体障害者・知的障害者相談員

身体障害者相談員・知的障害者相談員は、障がいのある人やその家族などの悩みや相談に応じます。相談したいときは障害福祉課に連絡ください。

相談員は、原則として身体障がい者・知的障がい者の保護者のうちから市長が委嘱しその活動にあたります。

【窓口】 障害福祉課 ☎497-3483

成人の健康づくり

成人の健康

■住民健（検）診

がんなどの生活習慣病は、生活習慣の改善とともに早期発見・早期治療が最良の予防策です。「自分の健康は自分で作り・まもる」ことが重要です。自身の健康管理のためにぜひ受診してください。申込方法などの詳細については「広報しろい」でお知らせします。概要については、62ページの表のとおりです。

【窓口】健康課 保健予防係 ☎497-3495

■健康相談

保健師や栄養士等が健康相談を行います。希望者は、血圧・体脂肪率・腹囲測定ができます。詳しい会場と日程は「広報しろい」で確認してください。

【窓口】健康課 健康づくり推進係
☎497-3494

■電話相談

保健師・看護師・栄養士・歯科衛生士が健康に関する相談を受けます。

【受付時間】午前8時30分～午後5時15分

【窓口】健康課

健康づくり推進係 ☎497-3494

保健予防係 ☎497-3495

母子保健係 ☎497-3472

■こころの健康相談

こころの問題を抱える人や家族を対象に、精神科医師、精神保健福祉士などが相談を受けます。事前の予約が必要です。日程は「広報しろい」でお知らせします。

【窓口】障害福祉課 障害支援係
☎497-3483

■エイズの相談・検査

エイズ(後天性免疫不全症候群)は正しい知識を得て家族などへの感染を防ぐことが大切です。

県の保健所(健康福祉センター)では相

談に応じるほか、HIV抗体検査を無料・匿名で行っています。希望者には、性感染症(クラミジア・梅毒)の検査も同時に無料で行っています。夜間HIV抗体検査も行っています。秘密は守られます。詳しくは下記に問い合わせてください。

※63ページに業務案内を掲載しています。

【窓口】印旛保健所(印旛健康福祉センター)
疾病対策課 ☎043-483-1466

■肝炎ウイルス検診

肝炎ウイルスに感染すると自覚症状がないまま経過し、肝硬変や肝がんに進行するといわれています。検診を希望する人は、住民検診のほか、保健所や県が委託した医療機関で受けることができます。

【窓口】健康課 保健予防係 ☎497-3495
印旛保健所(印旛健康福祉センター)
疾病対策課 ☎043-483-1466

■訪問指導

保健師・看護師・栄養士・歯科衛生士が、ご自宅を訪問して、健康に関する相談を受けます。

【窓口】健康課

健康づくり推進係 ☎497-3494

保健予防係 ☎497-3495

母子保健係 ☎497-3472

■健康教育(健康講座)

生活習慣病の予防や食生活・運動など健康づくりに関する健康講座を行います。詳しい内容や日程は「広報しろい」でお知らせします。

【窓口】健康課 健康づくり推進係
☎497-3494

■高齢者のインフルエンザ予防接種

かかると重症化しやすいインフルエンザを予防するものです。

【対象者】

①満65歳以上の人

※対象となる人には、個人通知します。

②満60歳以上65歳未満の人で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身の日常生

活活動が極度に制限される程度の障害を有する人及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する人。

【接種回数】 1回

【費用】 1,500円

※生活保護受給の人は、事前に健康課で手続きをすることで無料となります。

【実施期間】 10月～12月

【接種方法】

- ①満65歳以上の方は次ページの委託医療機関に直接申し込みをしてください。
- ②に該当する人は健康課に問い合わせてください。

【窓口】 健康課 保健予防係 ☎497-3495

■高齢者の肺炎球菌予防接種

肺炎球菌は、主な肺炎の原因となる細菌です。予防としては、ワクチンの接種が有効とされています。

【対象者】

- ①年度内に65歳となる人。
- ただし、令和5年度までの特例措置として、年度内に65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳になる人で、過去に一

度も肺炎球菌の予防接種を受けたことがない人も含みます。

※対象となる人には、個人通知します。

- ②60歳以上65歳未満の人で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する人及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する人。

【費用】

医療機関が設定する料金から4,000円を差引いた額。接種料金は、医療機関によって異なりますので、ご了承ください。

※生活保護受給の人は、事前に健康課で手続きをすることで無料となります。

【実施期間】

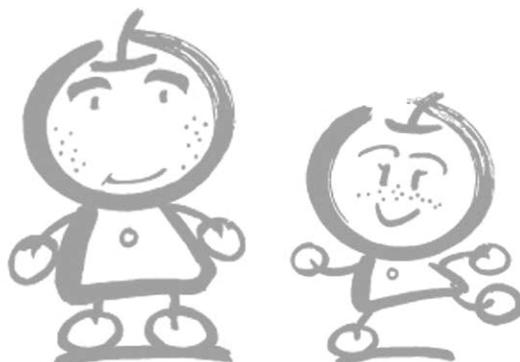
令和5年4月から令和5年3月31日まで

【接種方法】

医療機関での個別接種となります。

- ①対象となり、予診票が手元に届いた人は、次ページの委託医療機関へ直接申し込みをしてください。
- ②に該当する人は、健康課へ問い合わせてください。

【窓口】 健康課 保健予防係 ☎497-3495



【高齢者のインフルエンザ・肺炎球菌市内契約医療機関】

医療機関名	電話番号	所在地（白井市）	インフルエンザ	肺炎球菌
奥澤整形外科医院	491-8260	復1589-1	○	○
瀬野外科胃腸科医院	492-0720	根120-14	○	○
伊藤診療所	491-1888	復1450-23	○	○
ちよだクリニック	491-0221	根76-8	○	○
ニュータウンクリニック	491-8051	清水口3-25-1	○	○
菊地医院	492-2121	根1720-7	○	○
森川産婦人科クリニック	492-3511	大山口2-3-3	○	○
桜台メディカルクリニック	491-6668	桜台2-5-2	○	○
西白井クリニック	498-3333	根1778-6	○	○
白井由井内科	492-1115	堀込1-2-7 白井Fビル2F	○	○
晴クリニック皮ふ科・泌尿器科	498-2002	堀込1-2-7 白井Fビル2F	○	○
もりや内科・呼吸器科クリニック	498-6622	富士129-29	○	○
せきかわ整形外科	498-5005	富士129-30	○	
とりうみこどもクリニック	498-7788	富士129-31	○	
徳田クリニック	492-8981	清水口1-1-25	○	○
白井駅前せあらしクリニック	497-0072	笹塚2-2-2	○	○
しだ内科・消化器クリニック	498-3715	根1970-1-2	○	○
アインズ診療所	468-8800	南山2-2-3	○	○
白井聖仁会病院	491-3111	笹塚3-25-2	○	○
北総白井病院	492-1001	根325-2-1	○	○
千葉白井病院	497-6800	復1439-2	○	○

※上表以外でも接種可能な医療機関がありますので、かかりつけ医や施設入所などで接種したい場合は問い合わせてください。

【窓口】健康課 保健予防係 ☎497-3495



健康づくりのために

■健康情報コーナー

自分の健康は「自分でつくり・まもる」をテーマに健康に関する情報を提供する場として、保健福祉センターに健康情報コーナーがあります。血圧等を測定できます。

【利用時間】 午前8時30分～午後9時

【窓口】 健康課 健康づくり推進係
☎497-3494

■健康増進ルーム

介護予防や生活習慣病予防のための運動を行う施設です。

【利用時間】 午前9時～午後6時45分

ただし土日は午後5時45分まで

【休館日】 毎週木曜日、年末年始(12月29日～1月3日)、器具保守点検日等

【利用資格】

市内在住・在勤・在学で16歳以上の人
ただし、医師から運動を止められている人や妊婦は利用できません。

【使用料】 1人1回2時間以内

64歳までの人 220円

65歳以上の人 110円

【使用料の免除】

下記の人には使用料を免除します。
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者

◆新型コロナウイルス対策として1日3交代、事前予約・完全入れ替え制で運営しています。

変更となる場合がありますので、詳細についてはホームページをご覧ください。健康増進ルームまでお問い合わせください。

<利用時間>

Aグループ：午前9時～午前11時

Bグループ：午前11時15分～午後1時15分

Cグループ：午後2時15分～午後4時15分

※初めて利用する人および最終利用日から2年以上が経過した人は講習会の受講が必要です。

<予約・問合せ>

健康増進ルーム ☎497-3476

午前10時～午後4時45分

※検温や消毒作業などのため、すぐに対応できないことがあります。

【窓口】

健康課 健康づくり推進係 ☎497-3494

健康増進ルーム ☎497-3476

■各種料理教室・食育講座

生活習慣病予防や食育をテーマに調理実習などを行います。詳しい内容や日程は「広報しろい」でお知らせします。

【窓口】 健康課 健康づくり推進係
☎497-3494

■食生活改善推進員

「私たちの健康は私たちの手で」をスローガンに、食育や生活習慣病予防をテーマとした健康づくり教室を開催したり、イベントなどで健康づくりのための食事についてのお知らせをしています。

【窓口】 健康課 健康づくり推進係
☎497-3494

その他

■献血

尊い生命を救うために健康な血液が必要です。赤十字血液センターの採血車が市役所や市内の事業所などで採血を行います。

200ml・400ml献血があります。

【窓口】 健康課 健康づくり推進係
☎497-3494

■骨髄ドナー支援事業

市では骨髄移植の推進と移植提供者（ドナー）の増加を目指し、ドナーおよびドナーが従事する国内の事業所に助成金を交付しています。

【対象】

- ・提供者（ドナー）：市内に居住し（公財）日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業で骨髄・末梢血幹細胞の提供を完了したことを証明する書類の交付を受けた人
- ・提供者（ドナー）が従事する事業所：ドナ

ー（個人事業主を除く）が従事している国内の事業所

※骨髄・末梢血幹細胞の提供に必要な面接、通院および入院が対象

【助成金額】

- ・ドナー 1日につき2万円（上限14万円）
- ・ドナーが従事する事業所 1日につき1万円（上限7万円）

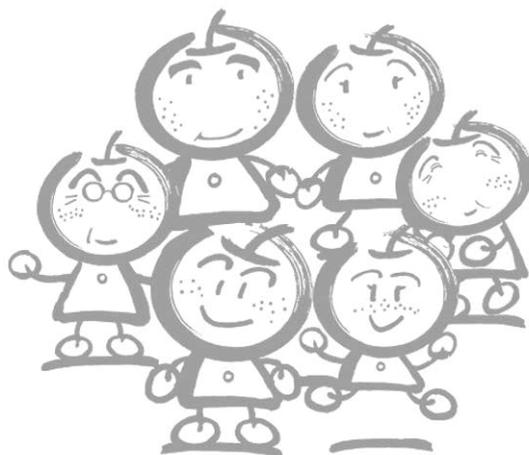
【申請方法】

所定の申請書（市のホームページからダウンロードも可）に、（公財）日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業で骨髄・末梢血幹細胞の提供を完了したことを証明する書類を添付し申請してください。

※申請期限は、骨髄等の提供に係る入院をして退院した日の翌日から起算して1年以内になります。

【窓口】 健康課 健康づくり推進係

☎497-3494



住民健（検）診（令和5年度）

各健（検）診は事前に申し込みが必要です。ただし、令和3年度または令和4年度に受診した検診と白井市国保特定健康診査は申し込みの必要はありません。

【窓口】健康課 保健予防係 ☎497-3495

特定健康診査は各医療保険者から案内があります。白井市国民健康保険被保険者には、市役所から通知します。

【窓口】保険年金課 ☎492-1111(市役所代表)

※各検診の詳細は年度ごとに変更になる場合があります。

※対象年齢は令和6年3月31日時点の年齢です（後期高齢者歯科健診を除く）。

※詳細は白井市ホームページで確認してください。日程は変更になる場合もあります。

『がん検診など』

事業名	対象	内容	実施方法	費用	実施時期	会場
胃がん検診	40歳以上の人	胃部レントゲン検査	集団検診	700円	9・11月	保健福祉センター 西白井複合センター 富士センター 桜台センター 公民センター
大腸がん検診	40歳以上の人	便潜血反応検査		300円	9・11月	
肺がん・結核検診	40歳以上の人	胸部レントゲン検査		無料	7～10月	
肝炎ウイルス検診	40歳以上の人で過去に市の肝炎ウイルス検診が未実施の人	血液検査		無料	7～10月	
子宮頸がん検診 (2年に1回)	20歳以上の女性	内診・細胞診検査	個別検診	1,000円	8月～令和6年1月	契約医療機関
			集団検診	500円	8・12月	保健福祉センター 西白井複合センター 富士センター 桜台センター
乳がん検診 (2年に1回)	40歳以上の女性	マンモグラフィ検査	集団検診	1,000円	8・12月	契約医療機関
	30歳代の女性	超音波検査	個別検診	1,000円	8月～令和6年1月	
前立腺がん検診 (2年に1回)	50歳以上の男性	血液検査 (PSA検査)	個別検診	1,000円	7月～令和6年1月	

『特定健康診査など』

事業名	対象	内容	費用	実施時期	会場
白井市国民健康保険特定健康診査	40歳以上の被保険者	医師診察、身体計測、尿検査、血圧測定、血液検査（肝機能・脂質・糖代謝） *貧血検査、心電図検査、眼底検査、血清クレアチニン検査（eGFR）は該当者のみ実施	集団健診 無料 個別健診 1000円 (後期高齢者は無料)	集団健診 7～10月 個別健診 7月～令和6年1月	保健福祉センター 西白井複合センター 富士センター 桜台センター 公民センター
後期高齢者健康診査	後期高齢者健康診査	*国保特定健診は、腹囲計測、血液検査（腎機能）を加えて実施			市内契約医療機関

『歯周疾患検診など』

事業名	対象	内容	実施方法	費用	実施時期	実施場所
歯周疾患検診	40・50・60・70歳の人	問診・口腔内診査	個別検診	500円	7～11月	市内指定医療機関
後期高齢者歯科口腔健康診査	令和5年度中に76歳になる後期高齢者医療被保険者	口腔診査・口腔衛生指導		無料	6～12月	千葉県内健診協力医療機関

【費用免除対象者】 次に該当する人は費用負担が免除になります。

- ①生活保護世帯に属する人 ②市民税非課税世帯に属する人
③65歳～69歳で後期高齢者医療被保険者 ④70歳以上の人（国保特定健診の個別健診を除く）

※①と②に該当する人は、無料券を発行するための申請が必要となります。

（マイナンバーがわかるものを持参し、健康課窓口に来てください）

担当課	事業名	印旛保健所	成田支所
		〒285-8520 佐倉市鏑木仲田町8-1 ☎043-483-1133（代表）	〒286-0036 成田市加良部3-3-1 ☎0476-26-7231 （代表）
疾病対策課 043-483-1466	HIV抗体検査 肝炎ウイルス検査	予約制 （日中検査）毎月 第2水曜日 受付 13:30～14:00 （夜間検査）偶数月第2水曜日 受付 17:30～18:00 * HIV検査のみ、即日結果報告 * 予約は検査月の初日（平日） から受付します。	予約制 毎月 第4月曜日 受付13:00～13:30 * 変更の場合あり * HIV検査のみ、即日 検査を実施 * 予約は検査月の初 日（平日）から受付 します。
	エイズ相談	月曜日から金曜日 8:30～17:15（随時）	月曜日から金曜日 9:00～17:00（随時）
	骨髄バンク登録事業	予約制 毎月第2水曜日 受付10:00～	
地域保健課 043-483-1135	B型・C型ウイルス 肝炎医療費助成	問い合わせ・申請 月曜日から金曜日 9:00～17:00	
	小児慢性特定疾病 医療費助成制度		
	指定難病医療費 助成事業		
	特定不妊治療費 助成事業		
	精神保健福祉相談 043-483-1136	予約制 毎月 第1木曜日 } 14:00～16:00 第3月曜日 } 第4火曜日 } 第4金曜日 } 毎月第2金曜日 9:30～11:30	
地域福祉課 043-483-1120	配偶者間暴力（DV） 相談	電話相談 月曜日から金曜日 9:00～17:00 面接相談 予約制 毎週火曜日 （専用電話：043-483-0711）	
	障害のある方の差別 に関する相談	電話相談 月曜日から金曜日 9:00～17:00 （専用電話：043-486-5991）	
検査課 043-483-1139	腸内細菌検査	電話などで問い合わせてください。	

※事前に電話などで確認してください。

健康
大人の
くらし

介護保険

介護保険の制度としくみ

介護保険は、長寿社会のなかでいつまでも安心していきいきと暮らせるように、皆さんの自立した暮らしを支援し、介護が必要になったときには、介護の不安や経済的な負担を、社会全体で連帯して支え合うためにつくられた相互扶助の制度です。

介護保険は、市区町村が保険者となって運営します。40歳以上の人が被保険者(加入者)となって保険料を負担し、介護が必要と認定されたときには、費用の一部(原則として1割、2割または3割)を支払って介護サービスを利用する仕組みとなっています。

また、65歳以上で要介護認定を受けていない人でも、地域包括支援センターで行う基本チェックリストで生活機能の低下が認められれば「介護予防・日常生活支援総合事業」で実施するサービスを受けることができます。

◆介護保険に加入する人

40歳以上の人介護保険に加入することになります。65歳以上の人と、40歳から64歳の人とでは、保険料や要介護・要支援認定申請のための条件が異なります。

	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	65歳以上の人	40歳以上65歳未満の医療保険に加入している人
利用できる人	介護や支援が必要とされた人 (原因は問わない)	老化が原因とされる病気(特定疾病16種類)により介護や支援が必要とされた人
保険料徴収方法	年金額が一定以上の人は原則特別徴収(年金からの引き落とし)それ以外は普通徴収(納付書)で市に納めます	医療保険の保険料と一括して医療保険者に納めます

◆介護が必要と感じたら

65歳以上の人で介護が必要と感じたら、地域包括支援センター(70ページ参照)に相談してください。心身機能や生活環境に合わせて、必要なサービスの紹介やそれを利用するための手続きなどの支援を行います。

また、40歳から64歳までの人でも、老化が原因とされる病気(※特定疾病・下表参照)により介護が必要となった場合には、介護保険のサービスを利用することができます。

※特定疾病とは

以下の16種の疾病が定められています。

- 1 がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)
- 2 関節リウマチ
- 3 筋萎縮性側索硬化症
- 4 後縦靭帯骨化症
- 5 骨折を伴う骨粗鬆症
- 6 初老期における認知症
- 7 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
- 8 脊髄小脳変性症
- 9 脊柱管狭窄症
- 10 早老症
- 11 多系統萎縮症
- 12 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
- 13 脳血管疾患
- 14 閉塞性動脈硬化症
- 15 慢性閉塞性肺疾患
- 16 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

■介護保険料

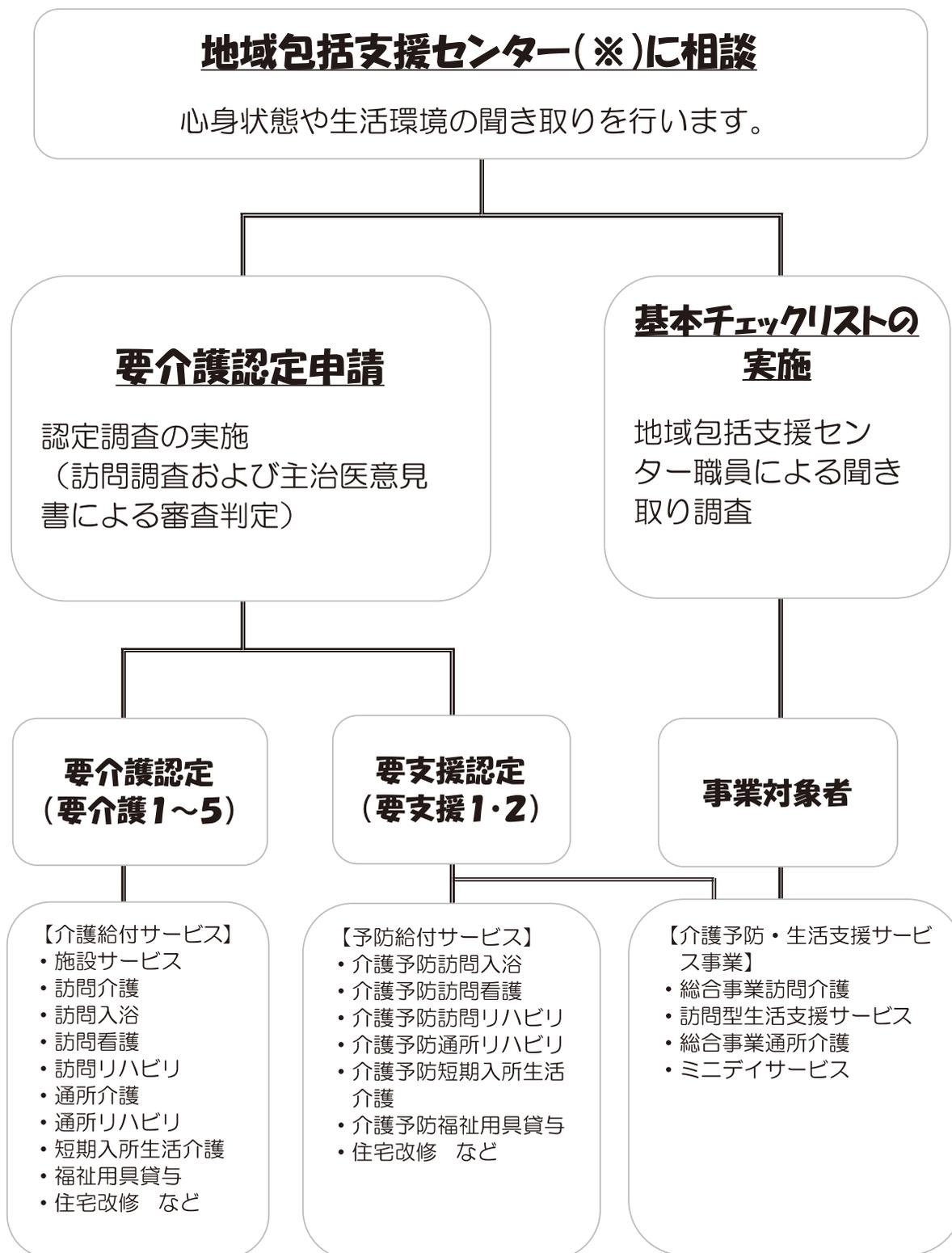
保険料は、本人や世帯員の所得の状況により12段階による設定がされています。

特別な事情などにより保険料の納付が困難な場合は、介護保険係において納付相談を実施しています。

【窓口】 高齢者福祉課 介護保険係

☎497-3473

介護サービスを利用するまでの流れ



※地域包括支援センターについては、70ページを参照ください。

介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業では、高齢者が安心して自立した日常生活を送るための支援を目的とした事業やサービスを提供します。

介護予防・生活支援サービス事業は「要支援1」または「要支援2」の認定を受けている人と「事業対象者」が利用することができます。

※すべて白井市が指定した事業者によるサービス提供となります。

◆利用できるサービス

①訪問型サービス（ホームヘルパー）

ホームヘルパーが自宅を訪問し、調理や掃除、洗濯などを利用者と一緒にするなど、利用者が自分でできることが増えるよう支援します。

②通所型サービス（デイサービス）

デイサービス等に通い、食事や入浴の支援、健康チェックなどのサービスや、機能訓練などのサービスを受けることができます。

【窓口】 高齢者福祉課 地域包括ケア推進係
☎497-3484

介護保険のサービス

「要支援1」または「要支援2」の認定を受けている人は介護予防サービスを、「要介護1」～「要介護5」の認定を受けている人は介護サービスを利用することができます。

サービスを利用するためにはケアプランを作成する必要があります。要介護認定を受けている人のケアプラン作成は居宅介護支援事業者に依頼します。要支援認定を受けている人のケアプラン作成は地域包括支援センターに依頼します。

◆在宅で利用するサービス

①訪問介護（ホームヘルパー）

訪問介護員（ホームヘルパーなど）が要介護者の自宅を訪問して食事、排泄、入浴などの介護、その他日常生活上の世話を行うサービ

スです。

②訪問入浴介護

要支援・要介護者の自宅を訪問して、浴槽を持ち込んで行われる入浴介護のサービスです。

③訪問看護

医学的な管理が必要な在宅の要支援・要介護者が安定した療養生活を送れるように、医師の指示に基づき、医療機関および訪問看護ステーションの看護師などが自宅を訪問し、療養上の世話や診察の補助を行うサービスです。

④訪問リハビリテーション

医師がリハビリの必要性を認めた在宅の要支援・要介護者に対し、理学療法士（PT）や作業療法士（OT）が自宅に訪問してリハビリを行うサービスです。

⑤居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが自宅を訪問し、療養に関するアドバイスを行うサービスです。

⑥通所介護（デイサービス）

在宅の要介護者がデイサービスセンターに通って、食事の提供やその他日常生活の世話、機能訓練などを受けるサービスです。

※定員が18人以下の事業所は原則として市内在住の方のみ利用できます。

⑦通所リハビリテーション

在宅の要支援・要介護者が老人保健施設、病院などに通って、心身機能の維持、回復や日常生活の自立を助けるために理学療法や作業療法などのリハビリを受けるサービスです。

⑧短期入所生活介護（ショートステイ）

在宅の要支援・要介護者が特別養護老人ホームなどに短期入所して、介護や日常生活上の世話、機能訓練などを受けるサービスです。

⑨短期入所療養介護

（医療型ショートステイ）

療養が必要な在宅の要支援・要介護者が介護老人保健施設などに短期入所して、看護や医学的な管理の下での介護やリハビリなどを受けるサービスです。

⑩認知症対応型通所介護

在宅の認知症の要支援・要介護者がデイサービスセンターに通って、認知症専門ケアや

食事の提供、その他日常生活の世話、機能訓練などを受けるサービスです。

※原則として市内在住の方のみ利用できます。

⑪小規模多機能型居宅介護

在宅の要支援・要介護者が通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系や泊まりのサービスを組み合わせ、同一事業所でサービスを受けられます。

※原則として市内在住の方のみ利用できます。

⑫定期巡回・随時対応型訪問介護看護

在宅の要介護者が、訪問介護と訪問看護を一体的に受けることができるサービスです。定期的な訪問によるサービスのほか、緊急時には随時対応のサービスが受けられます。

※要介護1以上の方が利用できます。

※原則として市内在住の方のみ利用できます。

◆その他のサービス

①福祉用具の貸与

電動ベッド、車椅子、リフト、歩行支援具などの福祉用具がレンタルできます。

※介護度などにより貸与の対象とならない品目がありますので、福祉用具専門相談員またはケアマネジャーに相談してください。

②福祉用具の購入

レンタルになじまない、ポータブルトイレ、シャワーチェアなど、入浴や排泄に使用する用具の購入費が支給されます。限度額の範囲内で自己負担分を除いた実費が支給されます。

※介護保険給付費の支給を受けるためには、県の指定を受けた事業者から購入する必要がありますので、事前に福祉用具専門相談員またはケアマネジャーに相談してください。

③住宅改修

手すりの取り付けや段差解消など、小規模な住宅改修に対して、限度額の範囲内で自己負担分を除いた実費が支給されます。

※住宅改修に際しては、事前にケアマネジャーまたは介護保険係に相談してください。相談を受けてケアマネジャーなどの有資格者が「住宅改修が必要な理由書」ならびに必要な書類を添えて介護保険係に事前申請を行い、当該申請に基づき介護保険係が着工の可否を審査します。

◆入所して利用するサービス

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護が必要で在宅での生活が困難な要介護者に対し、入浴、排泄、食事などの介護やその他日常生活の世話、機能訓練、健康管理や療養上の世話を行う施設です。

※原則要介護3以上の方が利用できます。

※定員が29人以下の施設は、原則として市内在住の方のみ利用できます。

②介護老人保健施設

医学的管理の必要な要介護者に対し、看護、医学的管理下における介護、機能訓練、その他の必要な医療、および日常生活上の世話を行う施設です。

※要介護1以上の方が利用できます。

③介護医療院

長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療ならびに日常生活上の世話を行う施設です。

④介護療養型医療施設

比較的長期にわたり療養を必要とする要介護者に対し、看護や医学的管理下における介護、機能訓練、その他日常生活上の世話、必要な医療を提供する病院で、介護保険法の指定を受けた施設です。

※要介護1以上の方が利用できます。

⑤認知症対応型共同生活介護

認知症の高齢者が、共同生活する住居に入居して、入浴、排泄、食事などの介護やその他日常生活上の世話などのサービスが受けられます。

※原則として市内在住の方のみ利用できます。

⑥特定施設入居者生活介護

県から「特定施設」の指定を受けた有料老人ホームなどに入居して、入浴、排泄、食事などの介護やその他日常生活上の世話などのサービスが受けられます。

※定員が29人以下の施設は、原則として市内在住の方のみ利用できます。

■介護サービス相談員派遣事業

市では、介護サービスの提供の場を訪ね、サービスを利用する人の話を聞いて、疑問や不満、不安の解消を図りながら、介護サービスの質の向上を図ることを目的に介護サービス相談員を派遣しています。

介護サービス相談員は、利用者と事業者の橋渡し役となる人ですので、介護サービスについて、気軽に相談してください。

【紹介窓口】 高齢者福祉課 介護保険係
☎497-3473

介護保険の負担について

■サービス利用時の負担割合

介護保険サービスを利用した場合の自己負担割合は、年金収入などの額に応じて定められます。要支援・要介護認定を受けている人および総合事業対象者に発行されている「負担割合証」でご確認ください。新たに介護認定を受けた人や転入者などについては、その都度発行します。

■高額介護サービス費

同じ月に利用した介護保険のサービス利用者負担が下表の上限額を超える場合、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。

上限額は、同じ世帯に複数の利用者がある場合には、1か月の利用者負担（1割、2割または3割）を世帯合算した額で確認してください。



【高額介護サービス費の上限額】

所得区分	上限額
課税所得約690万円以上	世帯 140,100円
課税所得約380万円以上 ～同約690万円未満	世帯93,000円
課税所得約145万円以上 ～同約380万円未満	世帯44,400円
一般	世帯44,400円
世帯全員が市民税非課税	世帯24,600円
・合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ・住民税世帯非課税で高齢福祉年金の受給者	個人15,000円
・生活保護受給者 ・利用者負担を15,000円に減額することで生活保護の受給者とならない人	個人15,000円 世帯15,000円

【窓口】 高齢者福祉課 介護保険係
☎497-3473

■介護サービス事業者が行う利用者負担軽減制度

介護サービス事業者が利用者の負担額を減額する制度です。利用者負担は7.5%となり、残りを市と介護サービス事業者で助成します。

【対象者】

市民税非課税世帯に属する人であって、生活保護受給者および次の各号のすべてに該当するもののうち、生計が困難なものとして市長が認めたもの

1. 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
2. 預貯金などの額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
3. 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
4. 負担能力のある親族などに扶養されていないこと。
5. 介護保険料を滞納していないこと。

【対象となる事業者】

市に申請した社会福祉法人や医療法人など

【窓口】 高齢者福祉課 介護保険係

☎497-3473

た場合、介護サービスに係る給付費は原則加害者が全額負担することになっていますが、介護保険が一時的にサービス給付費を立替払いし、あとで加害者に請求します。

この場合、必ず「第三者行為による傷病届」を提出してください。

【窓口】 高齢者福祉課 介護保険係

☎497-3473

◆交通事故に遭ったら

介護認定を受ける原因が、交通事故など第三者の行為によってけがをしたり病気になっ

■特定入所者介護（予防）サービス費

施設入所者（利用者）で、以下に該当する人は、申請により居住費および食費の利用者負担が軽減されます。

利用者負担段階	対象となる人		
	収入・所得要件		資産要件
第1段階	・生活保護を受給している人		
第2段階	住民税 非課税世帯	・老齢福祉年金を受給している人	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下
		・年金収入等の合計額が80万円以下の人	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下
第3段階	① ② 〔別世帯の配偶者含む〕	・年金収入等の合計額が80万円超120万円以下の人	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下
		・年金収入等の合計額が120万円超の人	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下

※年金収入等は、公的年金等の収入金額（非課税年金含む）に、その他の合計所得金額（給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した額）を合計した額

※第2号被保険者は段階を問わず資産要件が、単身：1,000万円以下、夫婦2,000万円以下となります。

利用者負担段階	1日あたりの居住費（限度額）				1日あたりの食費（限度額）	
	ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室	多床室		
第1段階	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円 〔300円〕	
第2段階	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円 〔600円〕	
第3段階	①	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円 〔1,000円〕
	②	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円 〔1,300円〕
基準費用額	2,006円	1,668円	1,668円 (1,171円)	377円 (855円)	1,445円	

※居住費の限度額（ ）内は介護老人福祉施設と短期入所生活介護の場合

※食費の限度額〔 〕内は短期入所生活介護の場合

【窓口】 高齢者福祉課 介護保険係 ☎497-3473

高齢者のために

支援を必要とする高齢者のために

高齢者が安心して暮らせるように、次のサービスを実施しています。

高齢者の相談・支援

■地域包括支援センター

地域包括支援センターでは、高齢者本人や家族などから、様々な相談を受け、解決に向け支援をします。また、市の保健・福祉サービスが受けられるよう申請を代行します。生活する上でお困りのことがあったら、居住する地区（小学校区）を担当する地域包括支援センターにご相談ください。家庭などに訪問して相談を受けることもできます。

【利用対象者】

おおむね65歳以上の高齢者と家族など

【利用方法】

- ・面接・電話・訪問により相談に応じます。
- ・直接、居住する小学校区を担当する地域包括支援センター（下表参照）へ問い合わせてください。

【地域包括支援センター一覧】

担当地区	名称	電話番号	所在地	開設曜日	運営
白井第一小学校区 白井第二小学校区 七次台小学校区 桜台小学校区	白井中央地域包括支援センター	497-3474	白井市復1123 白井市保健福祉センター内	月～金	委託先： 社会福祉法人 神聖会
南山小学校区 池の上小学校区	白井駅前地域包括支援センター	492-8100	白井市堀込1-2-2 白井駅前センター内	火～土	委託先： 社会福祉法人 阜仁会
白井第三小学校区 大山口小学校区 清水口小学校区	西白井駅前地域包括支援センター	497-5170	白井市清水口1-2-1 西白井複合センター内	火～土	委託先： 社会福祉法人 神聖会

※開設時間：いずれも8時30分～17時15分 開設曜日：年末年始・祝日を除く。

■実態調査

白井市に住む高齢者宅を訪問し、生活状況や健康状態を把握して、必要な支援につなげるため、調査を行います。調査員は、福祉や健康、介護保険などの専門知識を持った地域包括支援センターの職員です。「白井市高齢者実態調査員証」または「地域包括支援センター職員証」を携帯しています。万一の時の緊急連絡先も確認しますので、ご協力をお願いします。

【対象者】

65歳以上の人で独り暮らしや高齢者のみの世帯、その他支援が必要な人など

【お伺いする内容】

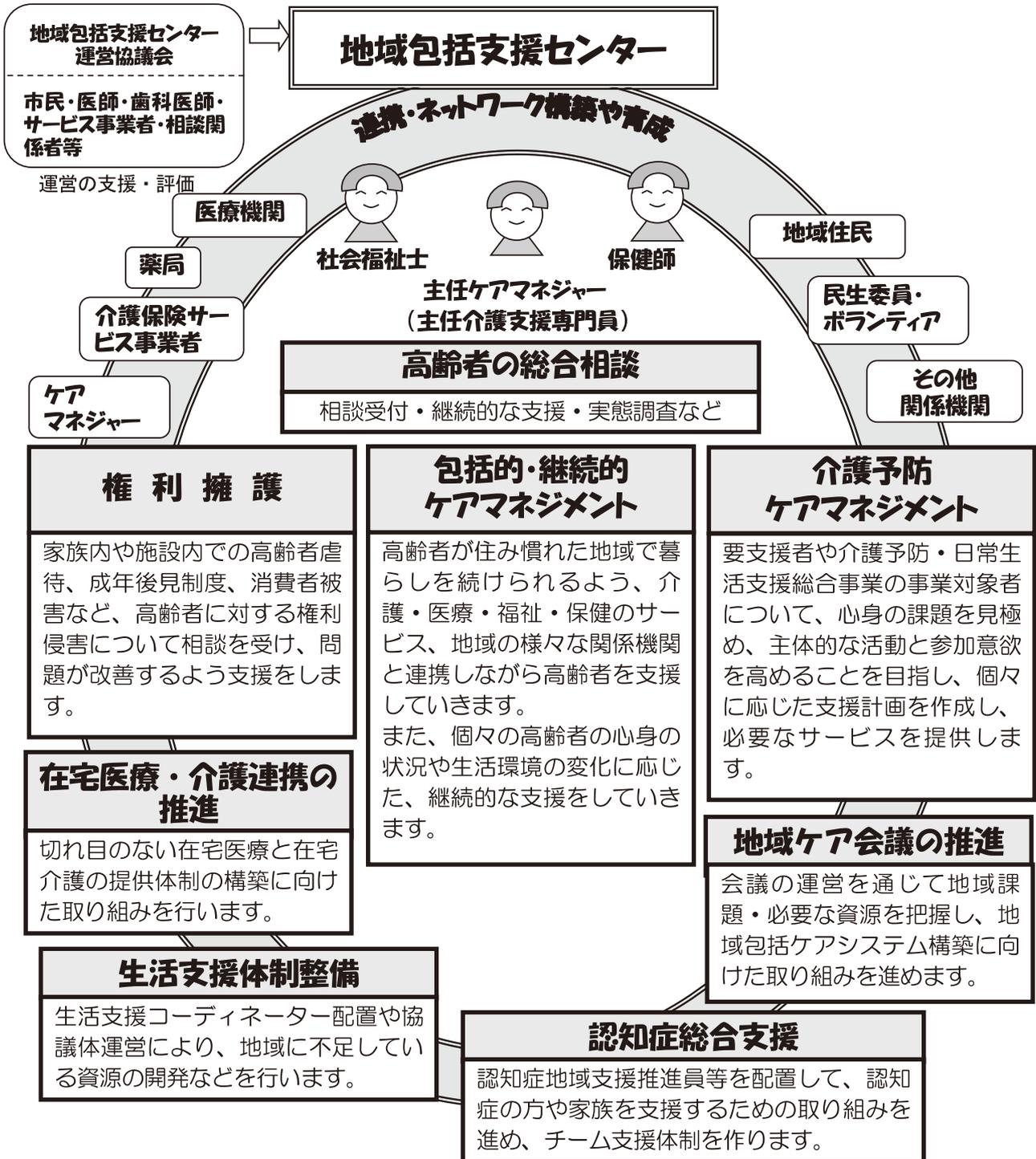
健康状態や家族構成、生活するうえでの困りごと、緊急連絡先など

【窓口】

居住地区を担当する各地域包括支援センター

■地域包括支援センター：高齢者を支援する総合窓口です

地域包括支援センターには、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーという、専門資格を有した職員が配置されており、高齢者の皆さんが、住み慣れた地域で安心して生き生きと生活できるよう、地域住民、関係機関と連携しながら、総合的・継続的な支援を行っています。



■認知症初期集中支援チーム

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるように、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を白井市高齢者福祉課地域包括ケア推進係内に設置し、早期診断・早期対応に向けた支援を行っています。まずは、担当地区の地域包括支援センターにご相談ください。

高齢者の
たのしみ

■成年後見制度の申立費用助成

家庭裁判所に成年後見制度の後見開始、保佐開始、補助開始の申立をした人で、下記の要件に該当する場合は、申立費用の助成が受けられます。

【利用対象者】 1. 2の両方に該当

1. 申立人の要件

以下のいずれかに該当

- (1) 生活保護を受給している
- (2) 活用できる収入、預貯金および即時に換金可能な資産が乏しく、申立費用の助成を受けなければ、本人の成年後見制度の利用が困難な状況にある

2. 本人の属する世帯の要件

以下のいずれかに該当

- (1) 生活保護を受給している
- (2) 申立に要する費用を負担可能な収入、預貯金および即時に換金可能な資産がない

【内容】

成年後見制度の申立に要した費用(収入印紙・郵便切手・診断書・鑑定費用など)を助成します。

【窓口】 高齢者福祉課 地域包括ケア推進係
☎497-3484
障害福祉課 ☎497-3483

■成年後見制度の報酬助成

本人(成年被後見人等)の収入や財産が十分ではなく、成年後見人等や成年後見監督人等への報酬の負担が困難であると認められる場合、報酬の助成が受けられます。

【利用対象者】

本人の属する世帯が以下のいずれかに該当

- (1) 生活保護を受給している
- (2) 生活保護法による保護の基準から算出した本人の属する世帯の生活保護基準額(各種加算を含む)に成年後見人等報酬金額を加えた合計金額が、その世帯の収入を超える
- (3) 本人の属する世帯が、収入や預貯金および換金可能な資産から成年後見人等報酬金額を支払うと、生計を維持することが困難になると認められる

【内容】

成年後見人等報酬および成年後見監督人等報酬について、家庭裁判所が審判により付与した額(限度額あり)

限度額(本人の状況)

- (1) 施設入所者・・・月額18,000円
- (2) 在宅生活者・・・月額28,000円

【窓口】 高齢者福祉課 地域包括ケア推進係

☎497-3484

障害福祉課 ☎497-3483

■お元氣まもり事業

(ひとり暮らし高齢者等見守り事業)

見守りパートナー(住民ボランティア)による自宅への訪問又は電話、福祉団体による電話などにより、利用対象者が元気に過ごしているかどうかを確認します。

【利用対象者】

市内に在住する高齢者で、原則公的サービスによる週1回以上の自宅訪問がなく、以下のいずれかに該当

- (1) 65歳以上の独居高齢者
- (2) 高齢者のみ世帯に属する75歳以上の人
- (3) 日中独居である75歳以上の人

【内容】

見守りパートナー(研修を受講して市に登録した住民ボランティア)による訪問又は電話、ネットワークパートナー(市に登録した福祉団体など)による電話などで、安否を確認します。訪問・電話の頻度は月2回程度です。

【費用負担】 なし

【見守りパートナー活動ポイント交付】

見守りパートナーとして訪問活動を行なった場合、1回毎に活動ポイントを交付し、活動ポイントは申請により換金します。見守りパートナー養成研修は、5人以上の住民が集まったら随時実施します。

【窓口】 高齢者福祉課 地域包括ケア推進係

☎497-3484

在宅福祉サービス

■緊急通報装置の貸与

在宅の独居高齢者などが、急病や災害などの緊急時に迅速に救援を求められるよう緊急通報装置を貸与します。

【利用対象者】

- ・ おおむね65歳以上の独居高齢者（日中独居を含む）、高齢者のみの世帯
- ・ 6か月以上寝たきりとなっている65歳以上の高齢者
- ・ 身体障害者手帳1・2級を所持している人で単身世帯の人

【内容】

- ・ 緊急通報装置（固定型もしくは携帯端末型）を貸与します。
- ・ 緊急時に、装置のボタンを押すことによりセンターが通報を受け、協力員などへ連絡します。

【費用負担】 1か月あたり

市民税課税世帯	市民税非課税世帯	生活保護世帯
300円	150円	無料

【窓口】 高齢者福祉課 地域包括ケア推進係
☎497-3484

■救急医療情報キットの配布

自宅での怪我や急病で救急要請を行った際、救急隊や病院が迅速に救命活動を行えるよう緊急時の連絡先や持病などを記載し、専用容器に入れて冷蔵庫に保管する「救急医療情報キット」を配布します。

【利用対象者】

- ・ 65歳以上の独居高齢者（日中独居の方含む）
- ・ 65歳以上の高齢者のみ世帯
- ・ 障害者手帳を所持している人

【内容】

救急医療情報キット（救急医療情報キット、シール、保管容器）を配布します。

【費用負担】

なし

【配布場所】

市内の地域包括支援センター、障害福祉課

【窓口】 高齢者福祉課 地域包括ケア推進係
☎497-3484

■ヘルプカードの配布

ヘルプカードを持ち歩くことにより、支援や配慮を必要としていることを周囲に理解してもらうことができます。また、災害時や緊急時など、ヘルプカードを使って周囲の人に助けを求めることができます。

【対象】

- 外見からは援助を必要としている事がわかりにくい方（義足や人工関節、内部障がい、難病の方、妊娠初期の方、認知症の方など）
- 突発的な出来事に対して臨機応変に対応することが難しい方
- 視覚や聴覚の障がいなどで周囲の状況把握が難しい方
- 65歳以上の独居高齢者
- 65歳以上の高齢者のみ世帯

【配布窓口】

市内の地域包括支援センター、障害福祉課

【窓口】 障害福祉課 ☎497-3483

■避難行動要支援者名簿の登録

災害等が起きた時に一人で避難することが困難な方が登録する名簿です。名簿は災害時等に活用される他、平時から希望する地域の団体等に提供され、災害等への備えに活用されます。

詳細は47ページを参照ください。

■外出支援サービス

在宅の高齢者などが外出する際に、車いすで乗車できる自動車により市役所、病院などへの送迎を行います。

【利用対象者】

一般の公共交通機関を利用するのが困難で車いすを使用することにより移動可能な下記の人

- ・ 要介護3・4・5の高齢者
- ・ 身体障害者手帳1・2級所持者

【内容】

市役所、在宅福祉サービスを提供する施設、医療機関へ送迎を行います。利用できる回数は、1人週一回、運行日時は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時で、片道20km以内です。

【費用負担】片道につき

	市民税課税世帯	市民税非課税世帯	生活保護世帯
市内	300円	150円	無料
市外	350円	170円	無料

【窓口】 高齢者福祉課 地域包括ケア推進係
☎497-3484

■高齢者等訪問理美容サービス

在宅の高齢者などの自宅へ理・美容師が訪問し、散髪を実施します。

【利用対象者】

在宅の寝たきりなどの高齢者や重度の心身障がい者で身体の状態などにより自分で、理容院・美容院へ行くことが困難な人

【内容】

高齢者の自宅へ理・美容師が訪問し、散髪をする際に、出張費用の一部を助成します。

利用できる回数は、1人年4回です。

【費用負担】1回につき

市民税課税世帯	市民税非課税世帯	生活保護世帯
300円	150円	無料

※散髪料金3,000円は自己負担です

【窓口】 高齢者福祉課 地域包括ケア推進係
☎497-3484

■紙おむつ等の給付

在宅の高齢者などに紙おむつを給付します。

【利用対象者】

・要介護認定3・4・5の高齢者等や重度身体障がい者1・2級の人で居宅でおむつを使用している人

・本人(18歳未満の者にあつては扶養義務者)が住民税非課税の者

※日常生活用具の給付に該当する人は、対象外です。

【内容】

紙おむつの種類ごとに上限枚数を設定しています。詳細については下記窓口へお問い合わせください。

【費用負担】無料

【窓口】 高齢者福祉課 地域包括ケア推進係
☎497-3484

障害福祉課 給付係 ☎497-3483

■介護支援型短期宿泊事業

在宅の高齢者などを抱える家族が疾病などにより、一時的にその高齢者を介護できない場合に、施設で介護します。

【利用対象者】

65歳以上の人で、介護保険法による要介護状態になる恐れの高い虚弱な状態にある人および緊急の保護が必要な人

【内容】

高齢者または高齢者の介護者が、疾病、冠婚葬祭、虐待などにより、その高齢者が居宅で生活することが困難になった場合に、施設などで一時的に介護します。

利用できる回数は、6か月で7日以内です。(虐待は20日以内)

【費用負担】1日あたり

市民税課税世帯	市民税非課税世帯	生活保護世帯
530円	260円	無料

【窓口】 高齢者福祉課 地域包括ケア推進係
☎497-3484

■福祉タクシー

要介護高齢者等がタクシーを利用した場合乗車料金の一部を助成します。

【対象者】

・要介護2・3・4・5の高齢者等

【利用方法】

・市の交付する福祉タクシー券を利用することにより乗車料金の半額を助成します。

(ただし、限度額1,000円)

・利用券は1か月当たり3枚(年間36枚)交付します。ただし申請月により枚数が変わります。

※利用できるタクシー業者一覧はタクシー券交付時にお渡ししています。業者については下記窓口へお問い合わせください。

【窓口】 高齢者福祉課 地域包括ケア推進係
☎497-3484

■福祉車両の貸出

高齢者の社会参加を目的として、福祉車両（リフト付きワゴン車）を貸し出します。

【貸出対象者】

◎市内に住所があり車いすを利用している次の人

- ・65歳以上の高齢者および高齢者のいる家族
- ・社会福祉団体、社会福祉施設
- ・社会福祉ボランティアなど

※車いすを利用している心身障がい者およびその家族も対象になります(51ページ参照)。

【期間】

1回につき7日間までです。

【費用負担】

- ・貸し出しは無料です。
- ・使用した燃料は返還時に補給してください。

【窓口】 障害福祉課 ☎497-3483

高齢者がいつまでも元気であるために

高齢者がいつまでも元気に生きがいをもって暮らせるよう、市では次のような事業を実施しています。

■老人福祉センター

高齢者の日常生活の相談に応じ、健康の増進、趣味の向上など、生きがいづくりを支援する施設です。

【開館時間および休館日】

月曜日から土曜日の午前9時から午後4時30分まで

※日曜日、国民の祝日、年末年始は休館します。

【利用できる人】

市内に住所がある60歳以上の人

【費用負担】

無料

【主な施設】

浴場、集会室、娯楽室、機能回復室、健康相談室

※浴場の利用時間は午前10時から午後4時まで

【利用の仕方】

市内在住の60歳以上の人に施設利用券を交

付します。

【所在地】 白井市清戸766-1 ☎492-2022

■老人憩いの家

市内に2か所整備しています。

【利用できる人】

市内に住所がある60歳以上の人

【開館時間および休館日】

開館時間は、午前9時から午後5時まで
月曜日、国民の祝日、年末年始は休館です。

【利用料】 無料

【施設の所在地】

西白井老人憩いの家	白井駅前老人憩いの家
白井市清水口1-2-1 西白井複合センター内 ☎492-1011	白井市堀込1-2-2 白井駅前センター内 ☎497-1151

■しろい楽トレ体操

「しろい楽トレ体操」は、体力に合わせて重さを調整できるバンドと手首・足首に巻き付け、歌を歌いながら筋力アップを目指す体操です。

65歳以上の人、5人以上により結成されたグループであれば、体操の実施が可能です。

詳細については、下記の窓口にお問い合わせ下さい。

【窓口】 高齢者福祉課 地域包括ケア推進係

☎497-3484

■高齢者就労指導センター

高齢者の就労に必要な技能の修得、教養の向上を図るため講習会などを開催しています。

【利用できる人】

市内に住所のある60歳以上の人

【開館時間】

午前9時から午後5時まで

【休館日】

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始

【講習会の内容】

植木の剪定、パソコンの操作、網戸・障子の張替えなどの講習会を開催しています。

※参加費用は、無料です。

【講習会の申込先】

白井市清戸765-2

高齢者就労指導センター ☎498-1717

■シルバー人材センター

働く意欲をもつ高齢者に、日常生活に密着した臨時的かつ短期的な仕事を提供し、高齢者の就業機会の拡大を図ります。

【会員になるには】

市内在住のおおむね60歳以上で、心身ともに健康で働く意欲のある人

【入会の手続】

人材センターに直接申し込んでください。

【主な仕事】

公園の清掃、樹木の剪定、障子張り、施設の管理、毛筆筆耕など

【所在地】

白井市清戸765-2

高齢者就労指導センター内

白井市シルバー人材センター ☎498-1717

■高齢者クラブ

高齢者が、老後の生活を健全で豊かなものにするため社会奉仕活動や生きがいと健康づくりに係る各種活動を行っている団体です。

【組織】

単位高齢者クラブをつくるには、次の要件が必要となります。

- ①会員の年齢は、おおむね60歳以上です。
- ②運営は、会員により自主的に行われ、活動費として、会費を徴収すること。
- ③クラブの活動は、年間を通じて恒常的かつ計画的に行い、相当数の会員が常時参加すること。

【活動内容】

美化などの社会奉仕活動、スポーツ大会などの健康づくり活動、その他地域との交流を図ります。

【会費】

クラブごとに決定しています。

【窓口】 高齢者福祉課 地域包括ケア推進係

☎497-3484

■いきいきボランティア

いきいきボランティア制度とは、65歳以上の人がいきいきボランティア活動により、社会貢献することを奨励し、社会参加活動を通して高齢者自身の介護予防を目指すことを目的としています。この制度は、ボランティ

アの活動実績に応じて、評価ポイントが得られ、そのポイントを換金し交付金として受け取ることができます。

【対象者】 市内在住の65歳以上の人
(介護保険第1号被保険者)

【窓口】 白井市ボランティアセンター

☎492-5716

後期高齢者医療制度

この制度は、高齢者の誰もが安心して医療を受けることができるよう、高齢者と現役世代の医療費負担を明確にし、社会全体で高齢者の医療費を支え合うためのもので、75歳以上の方(申請により、一定の障がいがあると認められた65歳以上の方)が加入する公的医療保険(健康保険)です。

運営は、千葉県後期高齢者医療広域連合が行い、市では保険料の徴収および窓口での各種申請・届出などの受付を行います。

【対象者】

- ・75歳以上の人
 - ・65歳以上75歳未満の人で次に掲げる障がいのある人(加入には申請が必要です。手帳を持参してください)
- ①身体障害者手帳1～4級に該当する人(4級については、政令で定めるものに該当する場合に限ります)
 - ②精神保健福祉手帳1・2級に該当する人
 - ③療育手帳(A)、Aの1、Aの2に該当する人
 - ④国民年金証書1、2級(障害基礎年金等)に該当する人

【窓口】 保険年金課 保険税係

☎401-3918

■保険料

後期高齢者医療制度の加入者は全員、保険料を負担します(年度の途中で加入者となった場合、加入の月から月割分となります)。

(1) 算定方法

保険料は、つぎの合計額となります。

- 「均等割額」 一人当たり43,400円
- 「所得割額」 加入者の所得に応じて算定した額(所得割率8.39%)

保険料は要件に該当した場合、軽減措置があります。

詳細は担当課まで問い合わせてください。

(2) 納付方法

次の2通りの方法があります。

原則として特別徴収となります。

●特別徴収 公的年金からの「天引き」による納付のことです。

●普通徴収 納付書や口座振替による納付の事です（特別徴収の要件に該当しない場合や年度途中で被保険者になった場合など）。

※特別な理由がなく保険料を滞納したときには、通常より有効期限の短い短期被保険者証が交付されます。

また、滞納が1年以上続いた場合には、被保険者証を返納していただいた上で、資格証明書が交付される場合があります。

【窓口】 保険年金課 保険税係

☎401-3918

■給付内容

①医療の給付

医療機関(病院・薬局など)で、被保険者証を提示して医療(診療・投薬など)を受けた場合、医療機関の窓口での本人負担が、かかった医療費の1～3割となります(79ページ【負担割合の判定基準】参照)。

また、入院時の食事代や療養病床入院時の食事代・居住費については81ページ【入院時の食事負担】・【療養病床に入院したとき】を参照ください。

②療養費の給付

●高額療養費

1か月の医療費の本人負担額の合計が、自己負担限度額(80ページ【高額療養費の支給】参照)を超えた場合は、超えた額を高額療養費として支給します(保険診療の医療費に限ります)。

●高額介護合算療養費

8月から翌7月までの1年間に世帯で医療費(保険診療に限る)と介護保険サービス利用費の自己負担額を合計した金額が、自己負担限度額(80ページ【高額介護合算療養費の支給】を参照)を超えた場合は、超えた額を高額介護合算療養費として支給します。

●その他の療養費

下記のような場合には、申請により内容を審査した上で、療養費を支給します。

・遠隔地などでやむを得ず被保険者証を提示せずに医療を受け、本来の負担割合以上の額を支払った場合

・医師が認めた治療器具代(コルセットなど)を支払った場合

・やむを得ず医師および広域連合が必要と認めた移送費を支払った場合

※このほかの事例や申請に必要な書類など詳細については、問い合わせてください。

③葬祭費の支給

被保険者が亡くなった場合、葬祭を行った人(喪主)に葬祭費として50,000円が支給されます。

申請の際には、被保険者証・喪主名義の振込先のわかるもの・葬祭を行ったことがわかるもの(葬儀の領収証や会葬礼状など)を持参してください。

●亡くなった方的高額療養費の支給

亡くなった方が高額療養費に該当している場合、相続人代表の方に高額療養費を支給します。

申請の際には、印かん・相続人代表の方名義の振込先がわかるものを持参してください。

【窓口】 保険年金課 保険年金係

☎401-3942

◆交通事故に遭ったら

後期高齢者医療制度の加入者が、交通事故など第三者の行為によってけがをしたり病気になる場合、その治療費は原則加害者が全額負担することになっていますが、届け出をすることによって保険証を使って診療を受けることができます。この場合、広域連合が一時的に医療費を立替払いし、あとで加害者に請求します。

この場合、必ず「第三者行為による傷病届」を提出してください。

【窓口】 保険年金課 保険年金係

☎401-3942

■人間ドック・脳ドック助成

人間ドック、脳ドックの検査を受けるとき、それぞれ受検費用の1/2の額を助成します。(限度額1万円)

※受検する前に保険年金課へ申請をお願いします。

【対象者】

白井市に在住で、後期保険料（納期到来分）を完納している者

【申請に必要なもの】

保険証・医療機関と検査日を確認できるもの
※医療機関の指定はありませんが、保険医療の対象で受けた場合は助成の対象になりません。

※受検費用は医療機関によって異なります。
※表1の医療機関で受検する場合には現物給付（あらかじめ市からの助成金額を差し引いた費用を医療機関に支払う）となります。申請時には受検するコース名とオプションを控えてくるようお願いします。

表1

(現物給付対象医療機関)

医療機関名	受検種別	
	人間	脳
白井聖仁会病院	○	○
北総白井病院	○	○
柏健診クリニック	○	○
鎌ヶ谷総合病院	○	○
東邦鎌谷病院	○	○
国際医療福祉大学 成田病院	○	○
セコメディック病院	○	○
ラーバン健診センター	○	○

【窓口】 保険年金課 保険年金係

☎401-3942

千葉県後期高齢者医療広域連合

〒263-0016

千葉市稲毛区天台6-4-3 国保会館内

◆保険料・被保険者の資格について
資格保険料課 ☎043-308-6768

◆医療の給付などについて
給付管理課 ☎043-216-5013

◆制度の運営・広報・議会について
総務課 ☎043-216-5011

土曜・日曜・祝日・年末年始を除く9時から17時



【届出が必要な場合】

届出事由	必要なもの	窓 口
転入・転居・転出・世帯変更・氏名変更等	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者証（転入は除く） 負担区分証明書（他の広域連合からの転入の場合） 	市民課で所定の手続きをした後保険年金課へ
死亡	被保険者証	
障がい認定	<ul style="list-style-type: none"> 現在加入している健康保険の保険証 障がいの程度がわかるもの（身体障害者手帳等） 	保険年金課
被保険者証再発行	<ul style="list-style-type: none"> 本人確認書類（運転免許証・パスポートなど） 被保険者証（汚損、破損の場合） 	保険年金課 ※本人確認ができない場合は即日で発行できないことがあります。
生活保護を受けはじめたとき	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者証 保護開始決定通知書 	保険年金課
生活保護を受けなくなったとき	<ul style="list-style-type: none"> 保護廃止決定通知書 	
外国籍の人が加入したとき	<ul style="list-style-type: none"> 在留カード 	
外国籍の人が脱退したとき	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者証・在留カード 	

※届出には対象となる方のマイナンバー（個人番号）が必要となります。

【負担割合の判定基準】

所得区分	判定基準	負担割合
現役並み所得者 Ⅰ Ⅱ Ⅲ	市民税の課税所得(課税標準額)が145万円以上の後期高齢者医療被保険者が同一世帯にいる人 ※ただし、後期高齢者医療被保険者の収入の合計が、2人以上の場合は520万円未満、1人の場合は383万円未満であるとき、または、年収383万円以上であっても同一世帯に属する70歳から74歳の人も含めた年収が520万円未満であるときは、申請により1割負担となります。	3割
一 般	市民税の課税所得（課税標準額）が28万円以上の後期高齢者医療被保険者が同一世帯にいる人で年金収入とその他の合計所得金額が被保険者1人の場合200万円以上、2人の場合320万円の人	2割
	現役並み所得者、低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰ以外の人	1割
低所得者Ⅱ	世帯全員が住民税非課税の人	
低所得者Ⅰ	世帯全員が住民税非課税で、各種所得から必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いた額が0円となる世帯の人	

下表の限度額を超えた部分が、申請により払い戻されます。該当する場合は通知します。申請の際には、印かん、被保険者証、本人名義の振込先のわかるものを持参の上、手続きをしてください（一度申請すると、次回より該当した場合は指定の金融機関に自動的に振り込まれます）。

自己負担限度額（月額）

区分	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
	現役並み所得者Ⅲ(課税所得690万円以上)	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% 1年以内に4回以上受ける場合は、4回目以降は140,100円
現役並み所得者Ⅱ(課税所得380万円以上)	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% 1年以内に4回以上受ける場合は、4回目以降は93,000円	
現役並み所得者Ⅰ(課税所得145万円以上)	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 1年以内に4回以上受ける場合は、4回目以降は44,400円	
一般Ⅱ	6,000円+(総医療費-30,000)×10% または18,000円のいずれか低い方を適用 (年間上限144,000円)	57,600円 1年以内に4回以上受ける場合は、4回目以降は44,400円
一般Ⅰ	18,000円 (年間上限:144,000円)	57,600円 1年以内に4回以上受ける場合は、4回目以降は44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

下表の限度額を超えた部分が、申請により払い戻されます。該当する場合は通知します。申請の際には、被保険者証、本人名義の振込先のわかるものを持参の上、手続きをしてください。

自己負担限度額（年額：毎年8月から翌年7月）

区分	医療+介護
現役並み所得者Ⅲ (課税所得690万円以上)	212万円
現役並み所得者Ⅱ (課税所得380万円以上)	141万円
現役並み所得者Ⅰ (課税所得145万円以上)	67万円
一般	56万円
低所得者Ⅱ	31万円
低所得者Ⅰ	19万円

※低所得者Ⅰで、介護保険の受給者が複数いる世帯は、限度額適用方法が異なります。

1食あたり

現役並み所得者および一般		460円※
低所得者Ⅱ	90日までの入院	210円
	90日を超える入院（過去12か月の入院日数）	160円
低所得者Ⅰ		100円

※所得区分がⅠ・Ⅱ以外の指定難病の方、所得区分が一般の方で平成28年4月1日時点で既に1年を超えて継続して精神病床に入院している方（合併症等により転退院した場合で、同日内に再入院する方を含む）は、260円。

※低所得者Ⅱ・Ⅰに該当する方は、「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要となります。また、低所得者Ⅱの人で、申請月から過去1年の間に90日を超える入院がある場合は申請により160円となります。

◎該当する場合は、被保険者証を持参の上、申請手続きをしてください。

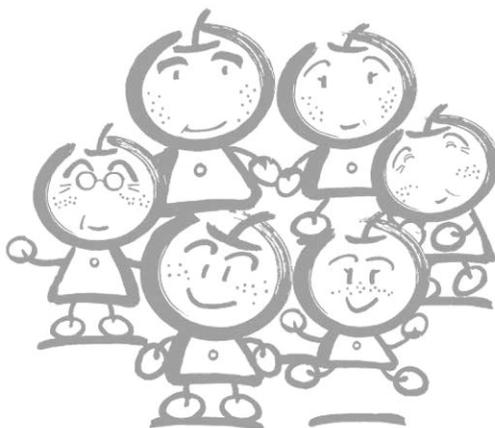
訪問看護に要する費用の1割（現役並み所得者は3割）。

在宅介護を受ける必要があると医師が認め、訪問介護ステーションを利用した場合は、かかった費用の1割（現役並み所得者は3割）を負担します。

所得に応じて次の費用を自己負担

区 分	食費（1食あたり）	居住費（1日あたり）
現役並み所得者および一般	460円	370円
低所得者Ⅱ	210円	370円
低所得者Ⅰ	130円	370円
老齢福祉年金受給者	100円	0円

※入院医療の必要性が高い状態が継続する患者および回復期リハビリテーション病棟に入院している患者については、入院時の食事負担と同額の食料費相当を負担します。



国民健康保険・年金

国民健康保険

国民健康保険は、加入者（被保険者）の方が、病気などをしたときに、安心して治療が受けられるよう、加入者の皆さんが税金（国民健康保険税）を出し合い、国と県からの補助金等を合わせて、医療費の給付などにあてる社会保険制度です。平成30年度から、「国民健康保険の広域化」が実施されたことにより、千葉県も国民健康保険の保険者となり、国民健康保険の運営に中心的な役割を担うこととなりました。（これまでどおり各種申請の受付や、賦課徴収の業務は白井市で行いますので、制度改正による手続きは必要ありません。）

◆国民健康保険に加入する人

わが国では、誰もが安心して医療を受けられるように、すべての人が医療保険に加入しなければなりません（国民皆保険制度）。

職場の医療保険（健康保険・共済組合・船員保険など）や後期高齢者医療制度に加入している人、生活保護を受けている人以外は、国民健康保険に加入します。

なお、次に該当する人は、現在加入している医療保険を脱退して、千葉県後期高齢者医療制度に移行します。

- 75歳以上の人
- 65歳から74歳の人で、申請により一定の障がいがある人で、後期高齢者医療広域連合の認定を受けた人

【加入や脱退の届け出】

加入や脱退、または家族に異動があった場合、世帯主は必ず14日以内に届け出なければなりません（次ページの表参照）。

◆国民健康保険税（国保税）

国保税は、国民健康保険の資格の発生した月から月割で計算されます。

（1）算定方法

国保税の算定は、右表〔国民健康保険税の算定方法〕の合計額となります。

（2）納付方法

納付方法は普通徴収と特別徴収があります。

普通徴収	納付書による納付のことです。（口座振替やコンビニでの納付ができます）
特別徴収	公的年金からの「天引き」による納付のことで、要件に該当した場合適用されます。

※国保税を滞納した場合

特別な理由がなく国保税を滞納したときには、通常より有効期限の短い「短期保険者証」が交付されます。

また、滞納が1年以上続いた場合には、保険証を返納していただいた上で、「資格証明書」が交付される場合があります。

「資格証明書」で医療機関を受診した場合は、医療費が全額（10割）負担となります。

【国民健康保険税の算定方法】

医療保険分 (0歳～74歳)	<ul style="list-style-type: none"> ・所得割額 基礎控除後の所得×7.03% ・均等割額 世帯内の加入数×26,300円 ・平等割額(1世帯)30,300円 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・最高限度額 650,000円
後期高齢者 支援金分 (0歳～74歳)	<ul style="list-style-type: none"> ・所得割額 基礎控除後の所得×2.10% ・均等割額 世帯内の加入数×4,300円 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・最高限度額 220,000円
介護保険分 (40歳～64歳)	<ul style="list-style-type: none"> ・所得割額 基礎控除後の所得×1.42% ・均等割額 世帯内の加入者数×11,400円 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・最高限度額 170,000円

※基礎控除後の所得とは前年の加入者のそれぞれの所得から基礎控除43万円を引いた金額です。

保険税は、要件に該当した場合、軽減措置があります。

【窓口】 保険年金課 保険税係 ☎401-3918

【国民健康保険で届出が必要な場合】

こ ん な と き		必 要 な も の
国保に加入するとき	他の都道府県から転入したとき	転出証明書、運転免許証・パスポート等写真付きの本人確認ができるもの
	他の健康保険などを脱退したとき	健保の資格喪失証明書
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳、保険証
	外国籍の人が加入したとき	在留カード
国保を脱退するとき	他の都道府県に転出したとき	保険証
	他の健康保険などに加入したとき	国保と健保の保険証
	生活保護を受けはじめたとき	保護開始決定通知書、保険証
	死亡したとき	死亡を証明するもの、保険証
	外国籍の人が脱退したとき	在留カード、保険証
その他	住所、世帯主、氏名などが変わったとき	保険証
	保険証をなくしたり、汚して使えなくなったとき	運転免許証・パスポート等写真付の本人確認ができるもの、保険証
	修学のため、子どもが他の市町村に住むとき	在学証明書、保険証

※届出には世帯主および対象となる方のマイナンバー（個人番号）が必要となります。

【窓口】 保険年金課 保険税係 ☎401-3918

■国民健康保険で受けられる給付

◆療養の給付

病気やケガをした時に、病院などの窓口で、保険証を提示することで、診療・調剤などの医療費が2割から3割の支払いになります。

<自己負担割合>

区 分	負担割合
70歳以上	2割または3割
義務教育就学以上～69歳	3割
義務教育就学前	2割

◆療養費の支給

84ページの表のようなときには、医療費はいったん全額自己負担となりますが、保険年金課の窓口へ申請し、審査（千葉県国民健康保険団体連合会が審査します）で決定すれば自己負担分を除いた金額が療養費として支給（払い戻し）されます。

『国民健康保険で受けられる給付と手続き』

項目	こんなとき	手続きおよび必要なもの
給付療養の	病気やケガ、歯の治療を受けるとき	国保を取り扱う病院・医療機関の窓口へ保険証を提出
療養費の支給	やむを得ない理由で保険証を持たずに診療を受けたとき	保険証、領収書、診療報酬明細書（レセプト）、世帯主の振込先がわかるもの
	手術などで輸血に第三者の生血を用いて生血代を支払ったとき	保険証、医師の診断書、世帯主の振込先がわかるもの、輸血用生血液受領証明書、血液提供者の領収書
	コルセット、ギプスなどの補装具をつくったとき	保険証、医師の証明書、明細のわかる領収書、世帯主の振込先がわかるもの
	骨折、捻挫などで柔道整復師の施術を受けたとき	保険証、明細のわかる領収書、世帯主の振込先がわかるもの
	はり・灸・マッサージなどの施術を受けたとき	保険証、医師の同意書、明細のわかる領収書、世帯主の振込先がわかるもの
	海外渡航中に病院受診したとき（診療目的の渡航の場合は支給されません）	保険証、診療内容明細書と領収明細書（外国語で作成されている場合は日本語の翻訳分が必要です）、パスポート、調査に関わる同意書、世帯主の振込先がわかるもの
	移送費がかかったとき（病気やケガなどで移動が困難な人が、医師の指示によりやむをえず移送に費用がかかったとき）	保険証、医師の意見書、領収書、世帯主の振込先がわかるもの

項目	こんなとき	手続きおよび必要なものおよび支給内容	
出産育児一時金	加入者が出産したとき（妊娠85日以降の出産で死産、流産も含む）	出産育児一時金直接支払制度を利用する場合	
		出産費用が一時金の支給額以上	出産費用が一時金の支給額未満
		市役所での給付の手続きはありません	医療機関等との合意文書、医療機関から発行された領収書・明細書、母子健康手帳、保険証、世帯主の振込先がわかるもの
葬祭費	加入者が亡くなったとき	葬祭を行った人（喪主）に葬祭費5万円が支給されます。葬祭を行ったことがわかるもの（葬儀の領収証や会葬礼状など）、保険証、葬祭を行った人の振込先がわかるもの	

【窓口】 保険年金課 保険年金係 ☎401-3942

項目	こんなとき	手続きに必要なものおよび支給内容																																	
高額療養費の支給	医療機関や薬局の窓口で支払った保険診療分の医療費が、月の初めから終わりまで、一定額（自己負担限度額）を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。自己負担限度額は、所得によって異なります。 〔70歳未満の人の自己負担限度額〕	<p>保険証、領収書の写し、世帯主の振込先がわかるもの</p> <p>※該当者には、申請通知（診療月の2～3か月後）を送付します（入院、外来は別計算で、入院中の食事代や差額ベット代などは対象外です）。</p> <p>※保険税係へ申請し（必要なもの：保険証）、「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関窓口へ提出すると、支払いが自己負担限度額までになります（保険税完納が条件）。</p> <p>※特定の病気で厚生労働大臣が指定したものの（血友病、人工透析治療を必要とする慢性腎不全及び抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群）については、保険税係へ申請し（必要なもの：保険証）、「療養受療証」の交付を受け、医療機関窓口へ提出すると、1万円（「慢性腎不全」で人工透析を要する70歳未満の上位所得者については2万円）で受診できます。</p>																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">所得区分 (住民税)</th> <th colspan="2">自己負担限度額</th> <th rowspan="2">記号</th> </tr> <tr> <th>年3回目まで</th> <th>年4回目以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>901万円超</td> <td>252,600円+ (医療費総額-842,000円) × 1%</td> <td>140,100円</td> <td>ア</td> </tr> <tr> <td>600万円超 901万円以下</td> <td>167,400円+ (医療費総額-558,000円) × 1%</td> <td>93,000円</td> <td>イ</td> </tr> <tr> <td>210万円超 600万円以下</td> <td>80,100円+ (医療費総額-267,000円) × 1%</td> <td>44,400円</td> <td>ウ</td> </tr> <tr> <td>210万円以下</td> <td>57,600円</td> <td>44,400円</td> <td>エ</td> </tr> <tr> <td>住民税非課税世帯</td> <td>35,400円</td> <td>24,600円</td> <td>オ</td> </tr> </tbody> </table>		所得区分 (住民税)	自己負担限度額		記号	年3回目まで	年4回目以降	901万円超	252,600円+ (医療費総額-842,000円) × 1%	140,100円	ア	600万円超 901万円以下	167,400円+ (医療費総額-558,000円) × 1%	93,000円	イ	210万円超 600万円以下	80,100円+ (医療費総額-267,000円) × 1%	44,400円	ウ	210万円以下	57,600円	44,400円	エ	住民税非課税世帯	35,400円	24,600円	オ							
	所得区分 (住民税)			自己負担限度額			記号																												
			年3回目まで	年4回目以降																															
	901万円超		252,600円+ (医療費総額-842,000円) × 1%	140,100円	ア																														
	600万円超 901万円以下		167,400円+ (医療費総額-558,000円) × 1%	93,000円	イ																														
210万円超 600万円以下	80,100円+ (医療費総額-267,000円) × 1%	44,400円	ウ																																
210万円以下	57,600円	44,400円	エ																																
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円	オ																																
所得とは、総所得金額等から基礎控除額（43万円）を引いた額。 ※70歳以上の人の高額療養費限度額は83ページの表を参照。																																			
高額介護合算療養費の支給	年間（8月から翌年7月）の医療費（保険診療に限る）が高額になった世帯で、介護保険の受給者がいる場合は、医療保険と介護保険両方の自己負担限度額を合算して、自己負担限度額を超えた分が申請により高額介護合算療養費として支給されます。 〔自己負担限度額〕	<p>保険証、世帯主の振込先がわかるもの</p> <p>※該当者には、3月頃に申請通知を送付します（転入者、転出者など、一部通知が届かない場合がありますのでその場合は問い合わせてください）。</p>																																	
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="5">70歳以上の 人</td> <td rowspan="3">現役並み</td> <td>課税所得690万円以上</td> <td>212万円</td> </tr> <tr> <td>課税所得380万円以上</td> <td>141万円</td> </tr> <tr> <td>課税所得145万円以上</td> <td>67万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">一般</td> <td>56万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">低所得者Ⅱ</td> <td>31万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">低所得者Ⅰ</td> <td>19万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">70歳未満の 人</td> <td colspan="2">所得901万超</td> <td>212万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">所得600万円超901万円以下</td> <td>141万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">所得210万円超600万円以下</td> <td>67万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">所得210万円以下(住民税非課税世帯除く)</td> <td>60万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">住民税非課税世帯</td> <td>34万円</td> </tr> </tbody> </table>		70歳以上の 人	現役並み	課税所得690万円以上	212万円	課税所得380万円以上	141万円	課税所得145万円以上	67万円	一般		56万円	低所得者Ⅱ		31万円	低所得者Ⅰ		19万円	70歳未満の 人	所得901万超		212万円	所得600万円超901万円以下		141万円	所得210万円超600万円以下		67万円	所得210万円以下(住民税非課税世帯除く)		60万円	住民税非課税世帯		34万円
	70歳以上の 人				現役並み	課税所得690万円以上	212万円																												
						課税所得380万円以上	141万円																												
				課税所得145万円以上		67万円																													
				一般		56万円																													
			低所得者Ⅱ		31万円																														
	低所得者Ⅰ		19万円																																
	70歳未満の 人		所得901万超		212万円																														
			所得600万円超901万円以下		141万円																														
所得210万円超600万円以下		67万円																																	
所得210万円以下(住民税非課税世帯除く)		60万円																																	
住民税非課税世帯		34万円																																	
入院中の 食事代	住民税非課税世帯、低所得者Ⅱ・Ⅰの人が入院し、食事療養費を支払うとき	<p>保険税係へ申請し（必要なもの：保険証）、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受け、医療機関の窓口へ提出してください。標準負担額1食につき460円が210円（ただし、過去1年間の入院日数が90日を超えている場合は申請により160円）に、低所得者Ⅰは100円に減額されます。</p>																																	
	人間ドック、脳ドックの検査を受けるとき ※白井市国民健康保険に加入している満40歳から74歳までの人で国保税（納期到来分まで）を完納していること	<p>保険証、医療機関と検査日を確認できるもの</p> <p>※受検する前に保険年金課へ申請をお願いします。</p> <p>人間ドック、脳ドックそれぞれ受検費用の1/2の額を助成します（限度額2万円）。</p> <p>医療機関の指定はありませんが、保険医療の対象で受けた場合は助成の対象になりません。</p> <p>受検費用は医療機関によって異なります。</p> <p>下表の医療機関で受検する場合には現物給付（あらかじめ市からの助成金額を差し引いた費用を医療機関に支払う）となります。申請時には受検するコース名とオプションを控えてくるようお願いします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">医療機関名</th> <th colspan="2">受検種別</th> </tr> <tr> <th>人間</th> <th>脳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>白井聖仁会病院</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>北総白井病院</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>柏健診クリニック</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>鎌ヶ谷総合病院</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>東邦鎌谷病院</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>国際医療福祉大学成田病院</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>セコメディック病院</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>ラーバン健診センター</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	医療機関名	受検種別		人間	脳	白井聖仁会病院	○	○	北総白井病院	○	○	柏健診クリニック	○	○	鎌ヶ谷総合病院	○	○	東邦鎌谷病院	○	○	国際医療福祉大学成田病院	○	○	セコメディック病院	○	○	ラーバン健診センター	○	○				
医療機関名	受検種別																																		
	人間	脳																																	
白井聖仁会病院	○	○																																	
北総白井病院	○	○																																	
柏健診クリニック	○	○																																	
鎌ヶ谷総合病院	○	○																																	
東邦鎌谷病院	○	○																																	
国際医療福祉大学成田病院	○	○																																	
セコメディック病院	○	○																																	
ラーバン健診センター	○	○																																	

区 分	給付の内容		
療養病床に入院する65歳以上の人の自己負担額 (国民健康保険)	所得に応じて次の費用を自己負担		
	区 分	食費 (1食あたり)	居住費 (1日あたり)
	現役並み所得者および一般	460円	370円
	低所得者Ⅱ	210円	
低所得者Ⅰ	130円		
※入院医療の必要性が高い状態が継続する人および回復期リハビリテーション病棟に入院している人については、入院時の食事負担と同額の食材料費相当を負担します。			

『高額療養費70歳以上の方の限度額』

所得区分		外来 (個人単位) A	外来+入院 (世帯単位)B
現役並み所得者	Ⅲ (課税所得690万円以上)	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% 1年以内に4回以上受ける場合は、4回目以降は140,100円	
	Ⅱ (課税所得380万円以上)	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% 1年以内に4回以上受ける場合は、4回目以降は93,000円	
	Ⅰ (課税所得145万円以上)	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% 1年以内に4回以上受ける場合は、4回目以降は44,400円	
一般	18,000円 (年間上限: 144,000円)	57,600円 1年以内に4回以上受ける場合は、4回目以降は44,400円	
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円	

70歳以上の人は外来でかかった自己負担額を外来(個人単位) Aに適用後、世帯で世帯単位の限度額Bを適用します。入院での負担は、世帯単位の限度額Bまでとなります。

◆交通事故に遭ったら

国民健康保険の加入者が、交通事故など第三者の行為によってケガをしたり病気になった場合、その治療費は原則加害者が全額負担することになっていますが、届け出をすることによって保険証を使って診療を受けることができます。この場合、国民健康保険が一時立替え払いをし、あとで加害者に請求します。

必ず「第三者行為による傷病届」を提出してください。

【窓口】 保険年金課 保険年金係

☎401-3942



国民年金

国民年金制度は、国の社会保障制度の一つで、高齢者になったときや、病気やけがなどで障がい者になったときに備えて加入します。

現役世代が保険料を支出し、高齢者世代を支えるしくみになっています。

◆国民年金に加入する人は

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の人は、国民年金に必ず加入しなければなりません。

【任意加入】

次の人でも希望すれば加入できます。

- ・60歳以上65歳未満の人
- ・海外在住の20歳以上65歳未満の日本国籍の人
- ・60歳未満の人で、老齢（退職）年金を受けている人
- ・65歳に達しても受給資格が足りない人（70歳まで加入できます）

【被保険者（加入者）の種類は3種類です】

第1号被保険者	学生、フリーアルバイター、自営業、自由業、農林漁業従事者など 厚生年金や共済組合の加入者に扶養されていない配偶者
第2号被保険者	サラリーマンなど厚生年金保険の被保険者本人、共済組合の組合員
第3号被保険者	厚生年金保険や共済組合の加入者に扶養されている配偶者

◆こんなときは届け出を

国民年金の資格を取得したときや喪失したとき、住所や氏名等の変更があるときに届け出を忘れると、将来、年金が受けられない場合がありますので、必ず届け出てください。

◆保険料の納付

保険料は、20歳から60歳までの40年間納めることになっています。老齢基礎年金を受けるためには、この間に最低10年以上の保険料を納めることが必要です。

保険料の納付は銀行や郵便局、コンビニエンスストア等、全国どこでも納付できます。納付案内書で納める他に、指定の口座から引き落とす口座振替やクレジットカードによる決済もあります。

納付期限はその月の翌月末です。一括納付

する場合は保険料の割引が受けられます（前納制度）。納付期限後でも2年以内であれば納付できます（追納）。

■国民年金保険料の免除制度

第1号被保険者は、保険料を納めなければなりません。世帯（本人、配偶者、世帯主）の収入が少なく納められないときは、保険料の納付を「免除」する制度がありますので、未納のままにせず、相談してください。

全額免除と3種類の一部納付（免除）の区分があります。

【申請に必要なもの】

- ・マイナンバーカードまたは年金手帳（基礎年金番号通知書）
- ・委任状（代理人が申請する場合）

※承認された期間の取り扱いは次のとおりです。

- ①将来受ける基礎年金の受給資格期間として合算されます。
- ②免除を受けた期間の保険料は、10年以内であればさかのぼって納めること（追納加算金あり）ができます。

【窓口】 保険年金課 保険年金係

☎401-3942

■国民年金保険料の産前産後期間の免除制度

第1号被保険者が平成31年2月1日以降に出産を行った際に、出産前後の一定の期間の保険料の納付が免除される制度が平成31年4月から始まりました。なお、出産とは、妊娠85日以上の出産（死産、流産、早産を含む）をいいます。

免除される期間は出産予定日又は出産日が属する月の前月から4カ月となります。

※多胎妊娠の場合は免除される期間が3カ月前から6カ月となります。

※産前産後の免除期間は保険料を納付した期間とみなされます。

【申請に必要なもの】

- ・年金手帳（基礎年金番号通知書）
- ・母子健康手帳（出産前）
- ・親子関係を明らかにする書類（出産後に被保険者と子が別世帯の場合）
- ・委任状（代理人が申請する場合）

【窓口】 保険年金課 保険年金係
☎401-3942

■納付猶予制度

納付が困難な50歳未満の人は、本人（配偶者も含む）の前年の所得額が一定以下の場合、保険料の納付を「猶予」する「納付猶予」があります。

【申請に必要なもの】

- ・マイナンバーカードまたは年金手帳（基礎年金番号通知書）
- ・委任状（代理人が申請する場合）

【窓口】 保険年金課 保険年金係
☎401-3942

■学生納付特例制度

在学中で、本人の前年度の所得額が一定以下の場合、保険料の納付を「猶予」する「学生納付特例」があります。

【申請に必要なもの】

- ・マイナンバーカードまたは年金手帳（基礎年金番号通知書）
- ・学生証（在学期間がわかるもの）
- ・委任状（代理人が申請する場合）

【窓口】 保険年金課 保険年金係
☎401-3942

■老齢基礎年金

10年以上（免除期間を含む）保険料を納めた人が、65歳になってから受けられる年金です。

◆年金を受けるためには

下記の期間を合算して、原則10年以上の期間が必要です。

※平成29年8月までは25年以上でした。

- ①保険料を納めた期間
- ②免除を受けた期間
- ③任意加入できる人が、加入しなかった期間
- ④昭和36年4月以降の厚生年金の期間

【老齢基礎年金の満額】（令和5年度の額）
795,000円（年額）

【老齢基礎年金の繰上げ、繰下げ請求】

老齢基礎年金は希望により60歳から75歳までの間で繰上げ・繰下げ請求ができます。

繰上げ請求の場合は月ごとに0.4%ずつ減

額され、繰下げ請求の場合は月ごとに0.7%ずつ増額されます。

ただし、繰上げ請求の場合は次のような点に注意してください。

- イ）減額率は一生変わりません。
 - ロ）遺族年金と老齢基礎年金は65歳までいずれか一つの年金になります。
 - ハ）障がい者になっても障害年金は受けられません。
- 二）寡婦年金は受けられません。

■障害基礎年金

国民年金に加入中に病気やけがなどによって障がい者になったときや、20歳以前の病気やけがなどによって障がい者になった場合に受けられる年金です。

◆年金を受けるためには

- ①障がいの原因となった病気やけががはじめて医師の診療を受けた日（「初診日」）に被保険者であるとき、または日本国内に住所があり、20歳前か60歳以上65歳未満のときに初診日があるとき（老年基礎年金は未請求）
- ②初診日から1年6か月を経過した日、または1年6か月以内に治った場合はその日（「障がい認定日」）の障がいの程度が、国民年金法で定める1級または2級であること
- ③初診日の属する月の前々月までに、被保険者期間のうち保険料納付済期間と免除期間を合算した期間が3分の2以上あること、または令和8年3月31日以前であって、初診日の前々月までの1年間保険料の滞納がないこと

※20歳前に初診日がある場合は、納付要件はありません。

【障害基礎年金の年金額】（令和5年度の額）

1級障害	993,750円
2級障害	795,000円

障害基礎年金の受給者によって生計を維持されている18歳未満（障がい者は20歳未満）の子があるときは、次の額が加算されます。

1人目・2人目	各 228,700円
3人目以降	各 76,200円

■遺族基礎年金

国民年金加入者または受給資格期間を満たした人が亡くなったとき、その人といっしょに生活していた子のある配偶者または子が受けられる年金です（子が18歳、障がい者は20歳を迎えた年の3月まで支給）。

◆年金を受けるためには

- ①亡くなった人が国民年金の被保険者であった人で、日本国内に住所を有し60歳以上65歳未満であること（老齢基礎年金は未請求）
- ②亡くなった人の老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上あること
- ③亡くなった月の前々月までに、被保険者期間のうち保険料納付済期間と免除期間を合算した期間が3分の2以上あること
または、死亡日の前々月までの1年間に保険料の滞納がないこと（令和8年3月31日まで）

【遺族基礎年金の年金額】（令和5年度の額）

- ①子のある配偶者が受ける年金の額
遺族基礎年金の額は、基本額に子の加算額を加えた額です。

子どもの数	基本額	加算額	年 額
1人のとき	795,000円	228,700円	1,023,700円
2人のとき		457,400円	1,252,400円
3人のとき		533,600円	1,328,600円

注：4人以上のときの加算額は、3人のときの額に1人につき76,200円を加算した額となります。

- ②子が受ける年金の額

遺族基礎年金の額は、受給権のある子が1人のときは基本額、また子が2人以上のときは基本額に2人目以降の子の数に応じた加算額を加えた額です。

子どもの数	基本額	加算額	年 額
1人のとき	795,000円	—	795,000円
2人のとき		228,700円	1,023,700円
3人のとき		304,900円	1,099,900円

注：4人以上のときの加算額は、3人のときの額に1人につき76,200円を加算した額となります。

■第1号被保険者の独自給付

◆付加年金

定額保険料に付加保険料（400円/月）を上乗せして納めることで、受給する年金額を増やせます。

付加年金額（月）＝200円×付加保険料納付月数

◆寡婦年金

寡婦年金は、老齢基礎年金を受ける資格のある夫が、年金を受けずに亡くなった場合、10年以上婚姻関係にあった妻に、60歳から65歳までの間支給されます。

年金額は、夫が受給できた老齢基礎年金の4分の3の額となります。妻が老齢基礎年金を受給している場合は支給されません。

◆死亡一時金

保険料を3年以上納めた人が国民年金を受けずに亡くなった場合に、支給されます。

【死亡一時金の支給額】

保険料納付済期間	金 額
3～15年未満	120,000円
15～20年未満	145,000円
20～25年未満	170,000円
25～30年未満	220,000円
30～35年未満	270,000円
35年以上	320,000円

■特別障害給付金

国民年金の任意加入期間に加入していなかったために、病気やけがなどで重い障がいを負って障害年金を請求できなかった人に支給されます。該当する場合は請求した月の翌月分から支給されます。

◆給付金を受けるためには

下記のうち、当時任意加入していなかった期間に病気やけがなどで最初に病院で診断を受け、65歳到達の前日までに、障害基礎年金1級または2級に該当する障がいを負っていること

- ①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象

であった学生

- ②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金・各共済組合加入者）の配偶者

■年金生活者支援給付金制度

年金を含めても所得が低い方の生活を支援するために、年金に上乘せして支給する制度です。消費税率が8%から10%に引き上げとなる令和元年10月1日から制度が施行されました。

◆給付金を受けるためには

支給要件（前年の所得等）を満たした上で、請求手続きを行う必要があります。

【問い合わせ】

船橋年金事務所 ☎047-424-8811

■国民年金の特典

◆物価スライド制

物価が変動すれば年金もスライドし、年金価値が維持されます。

◆全額社会保険料控除

納めた保険料は、年末調整や確定申告の時に全額社会保険料控除となります。

【問い合わせ】

船橋年金事務所 ☎047-424-8811
保険年金課 保険年金係 ☎401-3942

■国民年金基金制度

自営業者などが、サラリーマン並のゆとりのある老後を過ごすことができるように、掛金に応じた年金を支払う制度です。

これにより、国民年金も厚生年金などのように2階建てになり、より豊かな老後の生活設計が可能となります。

【国民年金基金の有利な特典】

- ①掛金は、全額社会保険料控除の対象になります。
②受給する年金は公的年金等控除が適用されます。

【加入できる人】

国民年金の第1号被保険者（自営業、自由業などの人および学生で、20歳以上60歳未満の人）で、国民年金保険料を納めている人です（付加年金との同時加入はできません）。

【問い合わせ】

千葉県国民年金基金 ☎043-221-6370
☎0120-65-4192



就労・生活の支援

就労支援

■無料職業紹介

求職者に対する職業紹介および求人者への求職者の紹介などを行っています。

【開設日時】

毎週月～金曜日（祝日・年末年始を除く）
午前9時～午後5時（受け付けは午後4時まで）
（正午～午後1時は昼休憩）

【場所】 白井市役所 本庁舎2階 無料職業紹介所

【窓口】 産業振興課 商工振興係

☎492-1111（市役所代表）

■公共職業訓練

雇用保険受給資格者等求職中の方で再就職を目指す人は無料（テキスト代は実費負担）で訓練を受けることができます。訓練を受けるには、公共職業安定所の受講指示または推薦等が必要です。

訓練コース例：CAD、OA事務など

期間：3か月～2年

【相談日時】

毎週月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）
午前8時30分～午後5時15分

【相談場所】 船橋公共職業安定所（第2庁舎）

〒273-0005 船橋市本町2-1-1
船橋スクエア21ビル

☎047-420-8609

■トライアル雇用

企業に短期間（原則として3か月間）雇用され、期間中に労働者と事業主とで業務遂行に当たったの適性や能力などを見極め、相互に理解を深めていただき、期間終了後に引き続き常用雇用に移行されるかが決まる制度です（企業の求める要件に達していないなど、常用雇用に移行されない場合もあります）。

トライアル雇用期間中も企業より賃金が支払われ、一定の要件を満たせば、企業にも奨励金が支給されます。

【対象者】

・45歳以上の中高年齢者

- ・45歳未満の若年者等
- ・母（父）子家庭の母（父）等
- ・55歳未満のニートやフリーター等
- ・季節労働者 ・障がい者
- ・中国残留邦人等永住帰国者
- ・日雇労働者 ・住居喪失不安定就労者
- ・ホームレス
- ・生活保護受給者 ・生活困窮者

【相談日時】

毎週月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）
午前8時30分～午後5時15分

【相談場所】 船橋公共職業安定所（第2庁舎）

〒273-0005 船橋市本町2-1-1
船橋スクエア21ビル

☎047-420-8609

■労働相談

賃金、労働時間、解雇などの労働問題全般についての相談を受けます。

【相談時間】

毎週月～金曜日（祝日・年末年始を除く）
午前9時～午後8時（午後5時以降は電話相談のみ）

【相談場所】 千葉県労働相談センター

千葉市中央区市場町1-1
（千葉県庁本庁舎2階）

☎043-223-2744

■障害者職業相談

求人情報提供、求職相談などを行っています。また、公共職業訓練施設などの情報提供も行っています。

【相談日時】

毎週月～金曜日（祝日・年末年始を除く）
午前8時30分～午後5時15分

【相談場所】 船橋公共職業安定所（第2庁舎）

〒273-0005 船橋市本町2-1-1
船橋スクエア21ビル

☎047-420-8609

■障がい者就労支援

市では、障がい者の就労の促進を図るため、就労支援を行っています。

一人で就職活動等が出来ない障がい者を対象に専任の相談員が相談を受け、障がい者の

就労に関する情報の提供、企業や公共職業安定所等への同行のほか、就職先の企業に定着するための支援などを行ないます。相談は無料です。

【窓口】 障害福祉課 就労支援員
☎497-3497

◆障がい者就労相談

【日時】 毎週水曜 10時から16時
*要予約 予約先：☎497-3497

■障害者職場実習奨励金

障がい者福祉施設、特別支援学校の紹介により、市内に居住する障がい者を職場実習に5日以上、かつ、1日の実習時間が4時間以上で受け入れた事業主に障害者職場実習奨励金を交付します。

【奨励金の交付額】
障がい者1人につき2万円
【窓口】 障害福祉課 ☎497-3483

生活の支援

■生活保護

私たちの一生の間には、さまざまな事情のために生活が苦しくなって、どうにもならなくなるときがあります。このようなときに、困っている状況や程度に応じて、最低限度の生活を保障しながら、一日も早く自分たちの力で生活できるように支援するのが、生活保護の制度です。

家族全員で協力し、次のようなあらゆる努力をしても、自分たちで生活することができないときは、生活保護を受けることができます。

- ①働ける人は、能力に応じて働いていただきます。
- ②世帯にある資産（土地、家屋、自動車、貴金属、預貯金、生命保険など）で保有が認められないものは、売却などの処分をして生活費にあてていただきます。
- ③親、子、兄弟姉妹などから援助を受けられるときは、まずその援助を受けていただき、離婚などにより、ひとり親家庭となった人は、養育費などを受けられるように努力し

ていただきます。

- ④年金や各種手当など、他の法律や制度で受けられるものがあれば、すべて受けていただきます。

生活保護は、世帯（同じ家に住んでいる人全員）の人数や年齢などをもとに、厚生労働大臣が定めた基準により計算した月ごとの最低生活費と、世帯の全収入とを比べて、世帯の収入が最低生活費より少ない場合に、その少ない分について保護が受けられます。また、保護は原則として、個人単位ではなく世帯単位で適用されることとなっています。

【保護を受ける手続き】

わからない点や生活に困った場合は、下記へ相談してください。

【窓口】 社会福祉課 生活支援班
☎497-3492

■くらしと仕事のサポートセンター

生活の困りごとや心配ごとを抱えている人の相談に、専門の相談員が対応します。

【主な支援内容】

①自立相談支援

生活の困りごとや不安について、問題解決に向けたプランをともに考え、自立や就労に向けた支援します。

②住居確保給付金

離職などで住まいを失った人、そのおそれがある人に、就職活動等を条件に一定期間家賃相当額（上限あり）の支給します。（世帯収入などの条件あり）

③家計改善支援

家計のやりくりの不安や、借金、滞納など、お金に関する課題を整理し、家計の再生を目指します。

④就労準備支援

さまざまな理由によりすぐに仕事に就くことが難しい人に、プログラムに沿って、就労準備や社会参加の機会を提供します。

【窓口】

くらしと仕事のサポートセンター（保健福祉センター3階 社会福祉課内）
☎497-3650 LINE相談QRコード



その他の福祉・民間団体

戦傷病者等に対する援護

◆障害年金

恩給法の適用を受けられない旧軍属、準軍属であった人で、その在職中の公務のため負傷したり、疾病にかかり障がいの状態となった場合に戦傷病者戦没者遺族等援護法の定めた障がいの程度（恩給法の特別項症から第5款症までの基準に準ずる）による障害年金が傷病者の請求により支給されます。

◆療養給付

戦傷病者特別援護法による援護として傷病恩給や障害年金を受給している人および厚生大臣の公務傷病の認定を受けた人で、指定医療機関に入通院している人について療養給付が受けられます。また、緊急その他やむ得ない事由のため指定医療機関以外の医療機関で療養を受けた場合にも療養費が支給されます。

◆療養手当

引き続き1年以上医療機関に入院し療養の給付を受けている人について、請求により戦傷病者特別援護法に基づく療養手当が支給されます。ただし、増加恩給・傷病年金・障害年金などを受給している人は療養手当を受けることはできません。

◆戦傷病者手帳

旧軍人、軍属および準軍属であった人で戦傷病者として恩給法に基づく増加恩給や傷病年金の受給者または戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく障害年金受給者もしくは旧恩給法施行令に定める第1目症から第4目症の程度の障がいを有する人または公務上の傷病について厚生労働大臣が療養の必要があると認定された人に対して、その人からの請求により戦傷病者手帳が交付されます。

手帳が交付された後、戦傷病者とその介護者に対してそれぞれ戦傷病者JR乗車券などの引換証の交付が受けられます。

また、戦傷病者特別援護法に基づき戦傷病者の請求により、日常生活などの向上を目的

とした補装具の支給・修理が障がい（視覚・聴覚・言語機能・中枢神経機能・肢体不自由）の条件において受けられます。

◆戦傷病者等の妻に対する特別給付金

戦傷病者などの妻が、夫である戦傷病者などの日常生活上の介助および看護、家庭の維持のために払ってきた特別な精神的痛苦に対し、慰籍を目的として支給されるものです。

戦没者遺族等に対する援護

◆遺族年金

軍人、軍属が在職期間内に公務上または勤務に関連して負傷し、もしくは疾病にかかり、これによって死亡した場合で、恩給法に該当しない遺族に対して遺族年金が支給されます。

◆遺族給与金

準軍属が公務上または勤務に関連して負傷もしくは疾病にかかり、これによって死亡した場合は遺族に対して遺族給与金が支給されます。

◆特例扶助料

昭和16年12月8日から昭和20年9月1日までの間に内地などにあつた軍人が、戦争に関する勤務により傷病にかかり死亡した場合、その遺族に支給されます。

◆公務扶助料

軍人などが在職中公務により負傷したり、疾病にかかるなどして死亡した場合、その遺族に支給されます。

また、増加恩給を受けていた人が公務以外で死亡した場合には、その遺族については増加非公死扶助料が支給されます。

◆弔慰金

昭和12年7月7日以後の在職期間内に公務上または勤務に関連して負傷もしくは疾病にかかり、これにより昭和16年12月8日以後において死亡した軍人、軍属および準軍属の遺族に対して支給されます。

◆戦没者の父母等に対する特別給付金

戦没者の父母または祖父母で、公務扶助料・遺族年金を受ける権利を有しており、戦没者の死亡当時、戦没者以外に子も孫もいなかった戦没者の父母または祖父母に支給されます。

◆戦没者等の妻に対する特別給付金

戦没者の妻に対して支給されます。

※93～94ページの戦傷病者・戦没者遺族などの援護についての詳細は、直接下記連絡先へおたずねください。

◇受給中の恩給などに関する件について

**【総務省政策統括官（恩給担当）
恩給相談室】**

〒162-8022

東京都新宿区若松町19-1総務省
第2庁舎1階

☎03-3202-1111（代表）

☎03-5273-1400（恩給電話相談）

◇戦傷病者・戦没者遺族などの援護に関する件について

【千葉県健康福祉部健康福祉指導課】

〒260-8667

千葉市中央区市場町1-1

援護班 ☎043-223-2346

その他

■社会福祉協議会

社会福祉協議会は、それぞれの都道府県、市区町村で、地域に暮らす皆様のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざした様々な活動を行っています。

〒270-1492 白井市復1123

白井市保健福祉センター3階 ☎492-5713

◆社会福祉協議会の事業

社会福祉を目的とする事業の企画および実施、社会福祉に関する活動へ住民が参加するための援助を行います。また、社会福祉を目的とする調査、普及、宣伝、連絡、調整および助成のほか、福祉資金の貸し付け、総合相談の実施、高齢者、障がい者などを対象とした各種事業を展開しています。

◆社会福祉協議会会員制度

社会福祉協議会が様々な社会福祉事業を計画的、継続的に展開するため、その活動財源の確保が大変重要となっています。住民相互の助け合いを目的として全戸会員加入を積極的に推進しています。

会員（会費）は個人会員（300円以上）、法人会員（1,000円以上）、団体会員（1,000円以上）となっています。

◆地区社会福祉協議会

市内9カ所に地区社会福祉協議会の拠点を設置し、地域で生活している人々の自主的な参加と協力を得て組織し、社会福祉活動を主体に地域福祉の充実を進めています。

・白井第一小学校区地区社会福祉協議会
おあしす

（旧中央公民館内 ☎401-4312）

・白井第二小学校区地区社会福祉協議会
おおぞら

（公民センター内 ☎401-5151）

・白井第三小学校区地区社会福祉協議会

- サロン・ド・ラミチェ
 (富士センター内 ☎446-2600)
 ・大山口小学校区地区社会福祉協議会
 ほのぼのひろば
 (大山口小学校内 ☎497-8547)
 ・清水口小学校区地区社会福祉協議会
 てのひら館
 (清水口小学校内 ☎468-8778)
 ・南山小学校区地区社会福祉協議会
 ホーミー・プラザ
 (南山小学校内 ☎491-8900)
 ・七次台小学校区地区社会福祉協議会
 てのひら館
 (清水口小学校内 ☎401-4105)
 ・池の上小学校区地区社会福祉協議会
 ハッピー・プラザ
 (池の上小学校内 ☎404-5066)
 ・桜台小学校区地区社会福祉協議会
 さくら
 (桜台センター内 ☎492-2055)

■心配ごと相談

生活・家庭不和・住宅・教育問題など生活のあらゆる相談ごとに「いつでも・どこでも・なんでも相談」をモットーに、民生委員・児童委員や社会福祉関係者が問題の解決に向けた相談に応じます。

◆一般相談

【相談日】金曜日
 (弁護士・司法書士による相談日を除く)

◆弁護士による相談

【相談日】毎月2回
 【受付】予約または当日受付

◆税理士による相続・税務相談

【相談日】原則毎月第3水曜日(祝日の場合は電話で確認してください)

【受付】予約または当日受付

◆司法書士による相談

【相談日】原則毎月第1金曜日(祝日の場合は電話で確認してください)

【受付】予約または当日受付

一 共通事項 一

【開設時間】午前10時から午後3時まで
 【場所】保健福祉センター3階相談室
 【窓口】社会福祉協議会 ☎492-5713

■ボランティアセンター

ボランティア活動の拠点として、市民の皆様に活用していただくために、相談・登録・あっせん、各種研修会・講座などを開催しています。

◆ボランティア相談

【相談日】毎週 月曜日から金曜日まで

【開設時間】午前8時30分から午後5時まで

◆ボランティアセンター主催講座

手話講座 点字ボランティア養成講座
 初級朗読講習会 福祉サマースクール
 ボランティア入門講座
 傾聴ボランティア養成講座
 子育て支援講座
 引きこもり支援講座 など

■ふれあい・いきいきサロン助成事業

孤立や閉じこもりをなくし、住み慣れた地域の中で、安心して暮らしていけるように、住民同士が交流を深める場所として、住民自らが主体となって運営しているサロンに経費の一部を助成します。

◆【助成の主な要件】

- ・サロンの趣旨(閉じこもりや引きこもりを防ぎ、見守りや支えあいの輪を広げる)を理解し、助け合い活動を行う。
- ・地域住民が主体的となり無償で運営する。
- ・参加者は広く地域住民を対象とする。
- ・ボランティアと参加者が、共に企画・運営する。
- ・月一回以上開催する。

※下記については助成対象外となります。

- ・社会福祉協議会が実施する他の助成金の交付を受けている。
- ・他団体等から同様の助成を受けている。

◆【活動例】

- ・食事会 ・散歩 ・茶話会
- ・健康体操 ・レクリエーションなど

◆【助成の内容】

- ・サロン開設経費(ポット・湯呑など準備にかかる経費 限度額1万円)
- ・サロン運営費(茶菓子代・会場借上料など) 1回2千円(月2回限度)

【窓口】社会福祉協議会内
 ボランティアセンター ☎492-5716

■まごころサービス事業

日常生活を営むことに支障があり、家事などの援助を必要とする方にヘルパー（有志の住民）を派遣します。住民相互の助け合い活動の一環として行っています。

【内容】

- ・調理 ・生活必需品の買物
- ・衣類などの洗濯
- ・住居の掃除、整理整頓
- ・病院その他の付添
- ・その他必要な家事

【利用料金】

1時間1,000円 年会費2,400円
（交通費、材料費などの必要経費は別途負担）

【サービス提供日・時間】

原則として、月曜から金曜日の午前9時から午後5時まで（祝日・年末年始を除く）

【窓口】社会福祉協議会 ☎492-5713

■生活援助用具（車いす）貸出

在宅の身体障がい者、高齢者およびケガや疾病などにより生活に支障のある人に、一時的に車いすを無料で貸し出します（最長6か月）。他制度の利用対象者は、他制度を利用してください（介護保険など）。

【窓口】社会福祉協議会 ☎492-5713

■日常生活自立支援事業

高齢や障がいにより判断能力に不安のある人に対し、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭の管理などの支援をします。

【内容】

- ・福祉サービス利用援助
- ・財産管理サービス
- ・財産保全サービス
- ・弁護士・司法書士・社会福祉士の紹介サービス

【利用料金】

- ・年会費 3,600円（月額 300円）
- ・利用料 1時間30分未満1,000円
1時間30分以上2時間未満
1,500円
以降30分ごとに500円加算
- ・支援員交通費
30分未満無料

30分以上1時間未満500円

1時間以上一律1,000円

上記のほか、財産保全サービスは年間3,000円（月額250円）の利用料がかかります。弁護士・司法書士・社会福祉士の紹介サービスは無料です。

生活保護世帯は無料です。

【窓口】社会福祉協議会 ☎492-5713

■成年後見事業

社会福祉協議会が成年後見人等を受任し、後見事務を行っていく事業で、認知症や知的障がいなどの精神上的障がいによって判断能力が不十分な人の「財産」や「権利」を保護し、支援します。後見事務には「財産管理」（財産の現状を維持、利用、改良する行為、財産を処分する行為など）と「身上監護」（生活・療養看護に関する事務）があります。

【窓口】社会福祉協議会 ☎492-5713

■生活福祉資金貸付制度

低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯に対して、資金の貸し付けおよび民生委員と社会福祉協議会とが必要な相談支援を行うことにより、その世帯の経済的な自立と生活の安定を図ることを目的とした貸付制度です。

◆福祉資金

- ・福祉費（日常生活を送る上で一時的に必要なとなる経費）
- ・緊急小口資金（緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった際に必要な生活費）

◆総合支援資金

- ・生活支援費（生活再建までの間に必要な生活費用）
- ・住宅入居費（敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用）
- ・一時生活再建費（生活を再建するために一時的に必要な費用）

◆教育支援資金

- ・教育支援費（高等学校・大学・短期大学・専修学校・高等専門学校の修学に必要な経費）
- ・修学支度費（高等学校・大学・短期大学・専修学校・高等専門学校の入学に必要な経費）

◆不動産担保型生活資金

- ・不動産担保型生活資金（高齢者が所有する

居住用不動産を担保とした生活費)
・要保護世帯向け不動産担保型生活資金
(要保護の高齢者が所有する居住用不動産
を担保とした生活費)

【窓口】社会福祉協議会 ☎492-5713

■社協しろい発行

市民の福祉啓発を目的として広報紙「社協しろい」に福祉に関する情報などを掲載しています。年4回(3・6・9・12月の20日)の発行です。

【窓口】社会福祉協議会 ☎492-5713

■チャリティーバザー

ふるさとまつりの開催にあわせて実行委員会を組織し、市民から提供された家庭用品や衣類などをチャリティーとして販売します。収益金は、地区社協活動の活動支援、ボランティアセンターの充実等、社会福祉協議会の自主事業に活用します。

【窓口】社会福祉協議会 ☎492-5713

■赤い羽根共同募金会

社会福祉法人中央共同募金会からの運動協力依頼により千葉県共同募金会白井市支会が協力拠点として置かれています。運動期間を10月～翌3月とし、赤い羽根募金運動と街頭募金がおこなわれています。

住民の方々からご協力いただいた募金については、3割が地域に限定せず保育所・高齢者施設等に助成されるほか、7割が白井市へ配分され、地区社会福祉協議会の活動を支えるほか、車イスの修理や購入、火災等災害時の見舞金等に役立っています。

【業務内容】

- ・共同募金の広報と運動の推進
- ・災害時の支援

【窓口】社会福祉協議会 ☎492-5713

■日本赤十字社

日本赤十字社千葉県支部白井市地区として赤十字活動の拠点が置かれています。

日本赤十字社では下記の事業を行っています。

また、これらの事業を行うために、毎年活

動資金への協力をお願いしています。

【事業内容】

①国内災害救護

災害や大事故などが発生したとき、いち早く医療、救護活動をしています。

②国際活動

海外で紛争や自然災害、病気などに苦しむ人々を救うための活動をしています。

③赤十字病院

全国に92ある赤十字病院は、公的な医療機関として活動しています。

④看護師等の教育

看護大学の運営など、質の高い看護教育で社会に貢献しています。

⑤血液事業

輸血を必要とする方は、年間約120万人その人びとのために活動しています。

⑥救急法等の講習

緊急時の手当て、事故防止に必要な知識や技術の普及のために活動しています。

⑦青少年赤十字

子どもたちが自分で「気づき、考え、実行する」力を育む活動をしています。

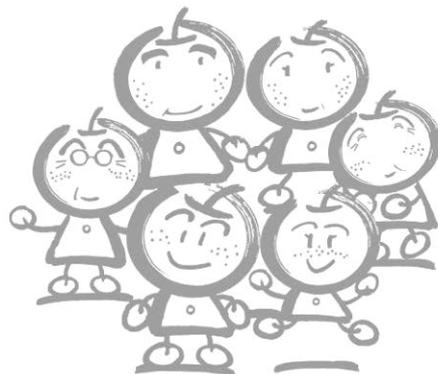
⑧社会福祉

子どもや高齢者、障がい者の福祉サービスの向上のための活動をしています。

⑨赤十字ボランティア

ボランティアの皆さんが全国でさまざまな赤十字活動をしています。

【市の窓口】社会福祉課 厚生係 ☎497-3482



相 談

市役所の相談窓口

■福祉相談

社会福祉課では、相談者の抱える問題や悩みを整理して、問題解決の方策を相談者と一緒に考え、市の関係部署、他の公的機関や民間のサービス提供機関などと連携して、問題解決の支援をします。ひとりで悩まず、気軽に相談してください。相談内容の秘密は守られます。

窓口での相談のほか、電話やファクシミリ、メールでも相談を受けます。窓口に来られない場合は、訪問することもできます。

【窓口】 社会福祉課 厚生係
☎497-3482 FAX 492-3033
メール：syakai-fukushi@city.shiroi.chiba.jp

■年金・労働相談

「社会保険労務士」が年金に関することや賃金や雇用に伴うトラブルの相談を受けます。

【相談日時】
毎月第2月曜日（祝日の場合はその翌日）午前10時～午後3時

【相談場所】
白井市役所 本庁舎1階相談室102
【窓口】 保険年金課 保険年金係
産業振興課 商工振興係
☎492-1111（市役所代表）

■女性生き生き相談

DV（ドメスティックバイオレンス＝配偶者やパートナーからの暴力）、セクシュアルハラスメント、家族、地域、仕事など女性の抱える様々な悩みについて、専門の相談員が相談に応じます。

【相談日時】
毎月第2・第4木曜日10時～16時（要予約）
【相談場所】
保健福祉センター
【窓口】 子育て支援課 家庭児童相談室
☎497-3491

■DV相談

配偶者やパートナーからの暴力に関する相談や避難等に関する支援を行います。

【窓口】 子育て支援課 家庭児童相談室
☎497-3491

■人権相談

いじめ、差別、家庭問題などの相談に応じます。

【相談日時】
毎月第2木曜日（8月は除く）
午後1時～4時

【相談場所】
白井市役所（会場についてはお問合せ下さい）
【窓口】 市民活動支援課 市民活動支援係
☎401-4078

■ニート・ひきこもり相談会

さまざまな事情で働く意欲を持ってない人、人と関わることに不安があり家から出にくい人やその保護者などの相談に応じます。

なお、対面での相談が難しい方でも、オンライン形式（Zoom）で匿名やカメラをOFFの相談に応じることが可能です。

【相談日時】
「広報しろい」や市のホームページでお知らせします。
【相談場所】
保健福祉センター、Zoom
【窓口】 生涯学習課 社会教育係
☎401-8942

■行政相談

国の仕事（年金、道路など）やサービス、各種手続きなどについての意見や要望を受けます。

【相談日時】
毎月第3木曜日（8月は除く）
午後1時から4時
【相談場所】
白井市役所 東庁舎2階相談室203
【窓口】 総務課 行政係
☎492-1111（市役所代表）

■消費生活相談

消費生活に関することについて、専門の相

談員がアドバイスやあっせんなどを行います。

【相談日時】

月曜日～金曜日（祝日除く）
午前10時～午後4時（正午～午後1時は昼休憩）

【相談場所】

白井市役所 本庁舎2階
消費生活センター

【窓口】 消費生活センター

☎492-1111（市役所代表）

■納税相談

特別な事情などにより税金の納付が困難な場合、納税に関する相談を受けることができます。

なお、相談は夜間や休日も受けることができます。

【相談日時】

平日 午前8時30分～午後5時15分
毎月最終木曜日 午後5時15分～8時00分
毎月最終日曜日 午前9時～正午

※夜間・休日の実施日を変更する場合がありますので、事前に日程を収税課窓口にある日程表や広報しろい、市ホームページなどで確認してください。

【相談場所】

平日 市役所本庁舎2階収税課
夜間・休日 市役所本庁舎1階保険年金課

【窓口】 収税課 収税係 ☎401-4104

■木造住宅耐震診断相談

災害に強いまちづくりのため、木造住宅を対象に、無料で耐震診断相談を行っています。昭和56年以前建築の住宅で、危険性があると判断されるなど、一定の条件を満たす場合、市の補助金を受けて、耐震診断や耐震改修工事を行うことができます。

【相談日時】

4・5・6・7・9・11月の最終金曜日
10時～16時（5日前までに要予約）

【相談場所】

白井市役所 東庁舎2階相談室202又は203

【窓口】 建築宅地課 建築班

☎492-1111（市役所代表）

■住宅リフォーム無料相談

住宅の増築、改築、修繕などについて、白井市リフォーム無料相談会会員が、相談に応じます。

【相談日時】

毎月第3水曜日（変更の場合あり）
13時～16時（5日前までに要予約）

【相談場所】

白井市役所 東庁舎2階相談室203

【窓口】 白井市商工会 ☎492-0721

建築宅地課 建築班

☎492-1111（市役所代表）

■外国人相談窓口

生活で困っていることや、市役所での手続きについての相談ができます。

【日時】

月曜日～金曜日 午前8時30分～
午後5時15分（祝日はお休みです）

【場所】

白井市役所本庁舎3階企画政策課

【言語】

英語（ほかの言語については翻訳機を使って対応します）

【窓口】 企画政策課 企画政策係

☎401-5998

■福祉施設サービス苦情解決制度

清水口保育園、南山保育園、桜台保育園、障害者地域活動支援センター、こども発達センターの利用者を対象に、苦情解決制度を実施します。

※詳細は21ページを参照ください。

【窓口】 社会福祉課 厚生係 ☎497-3482



地域の相談窓口

■保護司

保護観察対象者の生活状況を把握し、相談・助言などを行います。

保護司を知りたい場合は下記に問い合わせてください。

【窓口】社会福祉課 厚生係 ☎497-3482

■民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき地域社会の福祉増進を図るため、市町村の地域に配置されている民間の奉仕者であって、地域住民の福祉相談や社会福祉行政への協力活動をおこないます。

また、児童委員をかねています。

【活動内容】

民生委員法には次のとおり職務が定められています。他にも生活保護法・老人福祉法などに、福祉行政機関に協力する旨が定められています。

法律の定めのない自主的活動や状況報告事務・社会福祉協議会がおこなう事業への協力活動なども行っています。

- ①調査活動：調査を行い、担当地区内の住民の生活実態を把握します。
- ②社会福祉施設との連絡等：社会福祉施設と連絡を密にし、地域住民の福祉問題の解決にあたり、施設を有効かつ適切に活用できるようにします。
施設の設置促進や整備充実に協力します。
- ③福祉事務所などの関係行政機関の業務に対する協力活動：福祉事務所・児童相談所・婦人相談所・保健所・公共職業安定所・家庭裁判所などがおこなう社会福祉に関する業務について民間奉仕者として外部からその業務に協力します。
- ④生活支援：地域の人々に更生を図ることを目的とし、必要に応じて生活支援を行います。

※各地区の民生委員は、下記に問い合わせてください。

【窓口】社会福祉課 厚生係 ☎497-3482

■主任児童委員

主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門的に担当し、地区担当児童委員とともに相談や援助活動を行います。

【窓口】子育て支援課 子育て支援係

☎497-3487

■青少年相談員

青少年相談員は、青少年のよき理解者となり青少年と共に喜び、共に語る、身近な相談相手として、県知事および市長から委嘱を受け市内で様々な活動を行っています。

【窓口】生涯学習課 社会教育係

☎401-8942

■人権擁護委員

市には法務大臣の委嘱を受けた5人の人権擁護委員がいます。人権思想についての普及・高揚に努め、人権相談を行っています。

【窓口】市民活動支援課 市民活動支援係

☎401-4078

■行政相談委員

市には総務大臣の委嘱を受けた2人の行政相談委員がいます。国の仕事や特殊法人の仕事についての相談や、意見・要望を受け付け、関係機関へ報告や通知を行います。

【窓口】総務課 行政係

☎492-1111（市役所代表）



専門の相談窓口

■(千葉県) 中央児童相談所

児童(18歳未満)に関するあらゆる問題について、家庭その他からの相談に応じ必要な調査や医学的・心理的・社会的判定や指導を行っている県の機関です。

【業務内容】

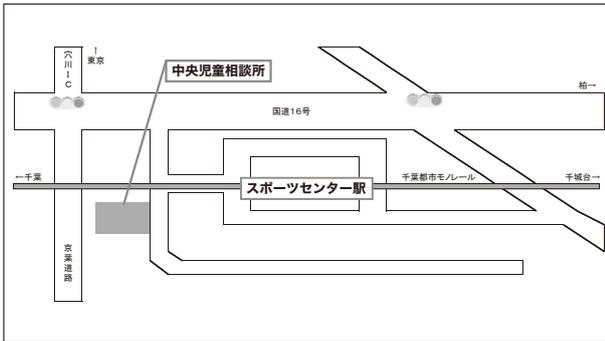
- ・療育などに関する相談
- ・療育手帳の判定(児童のみ)
- ・児童福祉施設への入所措置
- ・要保護児童の緊急一時保護
- ・特別児童扶養手当にかかる判定 他

〒263-0016 千葉市稲毛区天台6-5-2

☎043-253-4101

子ども家庭110番

☎043-252-1152(24時間受付)



■(千葉県) 障害者相談センター

18歳以上の身体障がい者および知的障がいの更生援護を図るため、各種の相談や医学的・心理的・職能的判定を行っています。

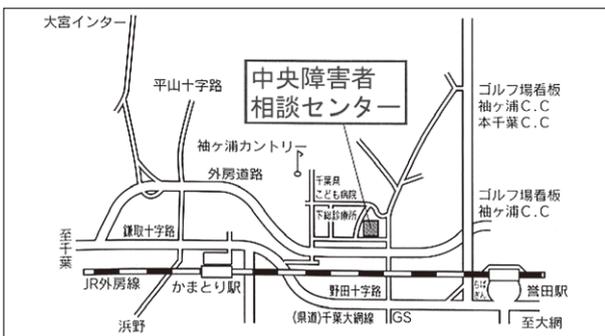
【業務内容】

- ・身体障がい者・・・補装具・更生医療・施設入所などに関する相談および判定
- ・知的障がい者・・・療育手帳・施設入所・職親・職業などに関する相談および判定

中央障害者相談センター

〒266-0005 千葉市緑区誉田町1-45-2

☎043-291-6872



東葛飾障害者相談センター

〒270-1151

我孫子市本町3-1-2 けやきプラザ3階

☎04-7165-2422



■印旛保健所 (印旛健康福祉センター)

地域の保健衛生向上のため、健康などに関する相談や指導、各医療費の助成を行っています。

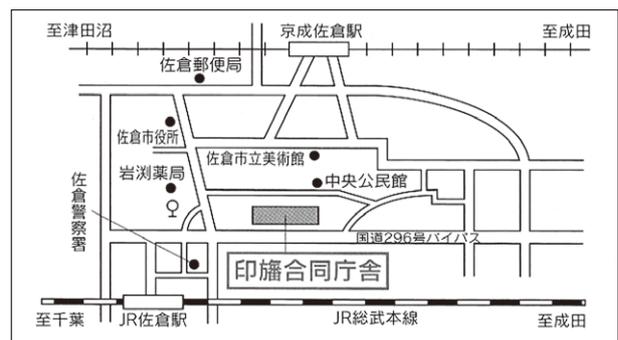
【業務内容】(63ページ参照)

- ・精神保健に関する相談 ・DV相談
- ・医療費助成(指定難病など)
- ・HIV抗体検査 ・エイズの相談

〒285-8520 佐倉市鐺木仲田町8-1

印旛合同庁舎内

☎043-483-1133(代)



■（千葉県）女性サポートセンター

配偶者からの暴力に苦しむ女性を支援するための拠点として、DV被害者の相談・保護・自立支援、その他暴力以外の女性の抱える様々な悩みや問題にも対応しています。

【業務体制】

- ・電話相談 365日24時間受付
- ・面接相談 月曜日～金曜日（祝日を除く）
9時～17時（要予約）
- ・専門相談 弁護士による法律相談月2回
（要予約）
心とからだの健康相談月1回
（要予約）
- ・一時保護 暴力から逃れたいと思っても加害者に知られずに身を寄せるところが無い場合に、一時的に避難すること
受付24時間、費用は無料
相談専用（24時間対応）☎043-206-8002

■千葉県男女共同参画センター

一人ひとりがそれぞれ自立し、自分らしく生きていけるように、様々な悩みをともに考えていく相談を行っています。面接やカウンセリングを希望する人は、電話相談後に予約を受け付けます。

【業務内容】

◆女性のための総合相談

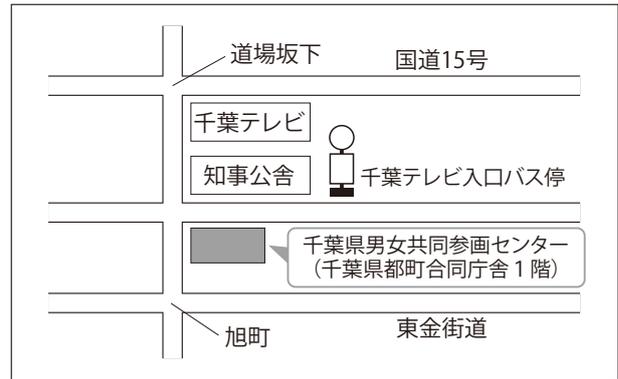
- ・相談専用電話 ☎04-7140-8605
火曜日～日曜日 9時30分～16時
（月曜祝日の翌日火曜日・祝日・年末年始を除く）

◆男性のための総合相談

- ・相談専用電話 ☎043-308-3421
火曜日・水曜日 16時～20時
土曜日 12時30分～16時30分
（月曜祝日の翌日火曜日・祝日・年末年始を除く）

千葉県男女共同参画センター

〒260-0001千葉市中央区都町2-1-12
千葉県都町合同庁舎1階 ☎043-420-8411



■（千葉県）精神保健福祉センター

こころの健康づくりや精神障がい者の社会復帰の相談など総合的なメンタルヘルスに取り組む機関です。

【業務内容】

- ・電話相談、来所相談、薬物関連問題の相談
- ・精神保健福祉に関する知識の普及啓発
- ・協力機関の育成、研修 他

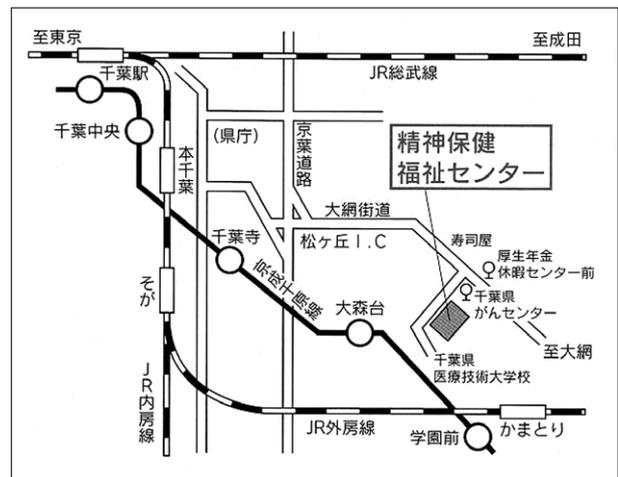
〒260-0801千葉市中央区仁戸名町666-2

☎043-263-3891

【相談専門電話】

☎043-263-3893（9時～18時30分）

月曜日～金曜日（祝日、年末年始除く）



■千葉いのちの電話

「いのちの電話」は自殺予防と精神的危機に対応することを目的として、所定の研修を受けた相談員が、相談活動を行っています。

【業務内容】

◆電話相談 24時間 365日

☎043-227-3900

◆インターネット相談

千葉いのちの電話 で **検索**

◆対面相談（こころの相談室）

月曜日・火曜日・金曜日・土曜日

11時～、13時～、14時30分～

予約電話 043-222-4331

<千葉いのちの電話事務局>

〒260-0012千葉市中央区本町3-1-16

CIDビル1階

☎043-222-4322

ファクス 043-227-6911

月曜日～金曜日 9時～17時

■中核地域生活支援センター『すけっと』

子ども、障がい者、高齢者など全ての人が24時間365日相談できる千葉県の委託機関で、県内に13箇所設置されています。

【業務内容】

- ・地域総合コーディネート事業（福祉サービス提供）
- ・福祉総合相談事業
- ・権利擁護事業

〒285-0837 佐倉市王子台4-28-12

T・第一ビル2階

すけっと ☎043-308-6325

■印西地区更生保護サポートセンター

保護司が地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点です。企画調整保護司が常駐し、更生保護にかかる相談や次の業務を中心に行います。

【業務内容】

- ・保護司の行う処遇活動の支援
- ・地域支援ネットワークの構築
- ・地域に根ざした犯罪・非行防止活動の推進
- ・地域への更生保護活動に関する情報提供

【開所日時】

・月 10:00～13:00

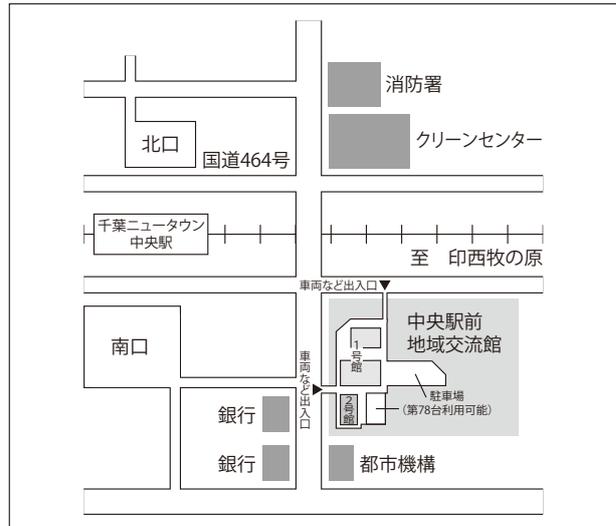
・火・水・木・土 10:00～16:00

（祝祭日除く）

〒270-1340 印西市中央南1-2

中央駅前地域交流館2号館内

☎0476-46-5111



■船橋年金事務所

年金保険事業など社会保険についての事務を行う機関です。

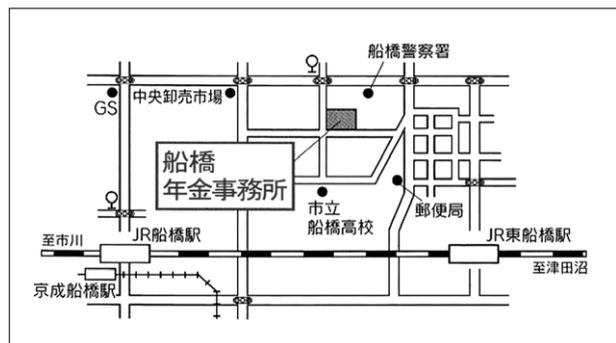
【業務内容】

- ・健康保険、厚生年金への加入手続き
- ・国民年金保険料の納付に関すること
- ・厚生年金や国民年金の請求の受付
- ・年金相談 他

〒273-8577 船橋市市場4-16-1

☎047-424-8811（電話相談）

☎0570-05-4890（相談予約）



■街角の年金相談センター 船橋

年金事務所の出先機関で、年金全般の相談を受けます。

【業務内容】

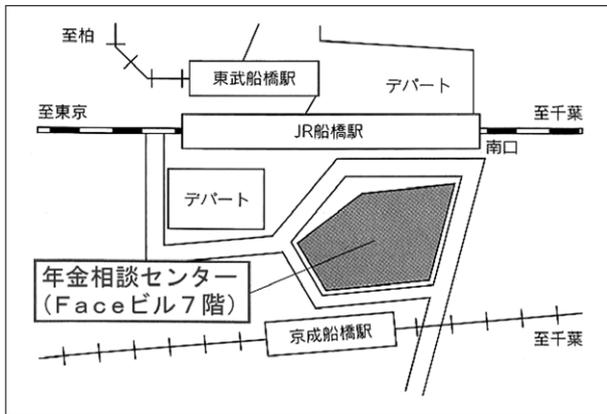
- ・年金の相談および請求
- ・年金の見込額の相談
- ・年金に加入していた期間の調査受付

〒273-0005 船橋市本町1-3-1

「Face」(フェイス) 7階

☎047-424-7091 (相談予約専用)

※電話での年金相談はできません。



第2庁舎

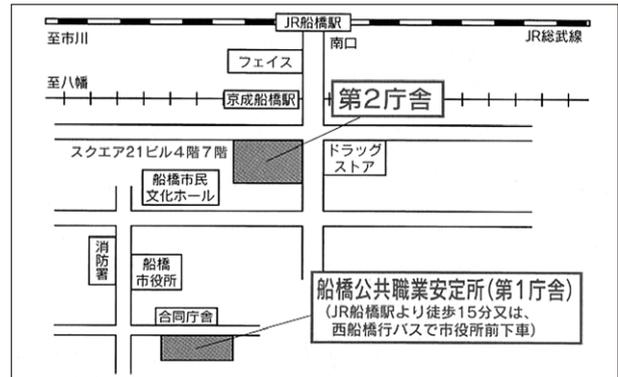
【業務内容】

- ・求職の申し込み
- ・求人情報の閲覧
- ・職業相談、職業紹介 (障害者手帳などを持っている人、外国人を含む)
- ・失業給付の手続き
- ・教育訓練給付
- ・職場適応訓練
- ・公共職業訓練

〒273-0005 船橋市本町2-1-1

船橋スクエア21ビル

☎047-420-8609



■ねんきんダイヤル

国民年金の一般的な事についての相談専用電話です。

☎0570-05-1165

■ハローワーク船橋 (公共職業安定所)

求職・求人者への能力に適合した職業に就く機会を与える総合的雇用サービス機関です。

※なお、船橋公共職業安定所は、利用者サービス向上などのため、業務を2箇所に分けて行っています。内容により利用する庁舎が異なりますので、注意してください。

■千葉県後見支援センター

(社会福祉法人 千葉県社会福祉協議会)
介護保険や福祉サービスの利用援助、公共料金支払いなど財産管理などの支援を行う機関です。

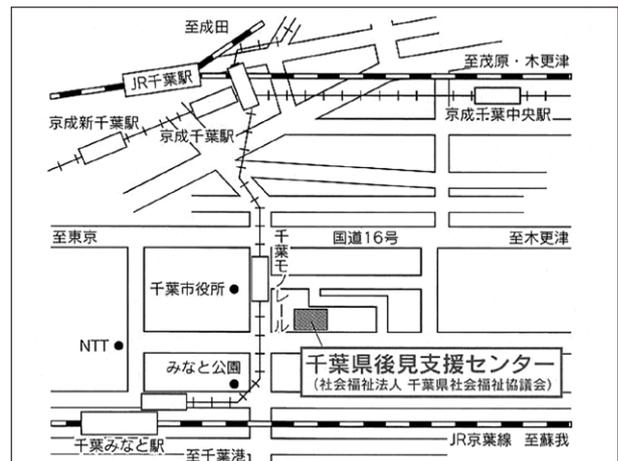
【業務内容】

- ・福祉サービス利用援助
- ・財産管理サービス
- ・財産保全サービス
- ・弁護士、司法書士、社会福祉士紹介サービス
- ・その他 (虐待を始め、権利侵害の相談など)

〒260-8508 千葉市中央区千葉港4-3

千葉県社会福祉センター2階

☎043-204-6012



第1庁舎

【業務内容】

- ・雇用保険適用、雇用継続給付 (高年齢・育児・介護)
- ・各種事業主助成金
- ・求人の申し込み

〒273-0011 船橋市湊町2-10-17

☎047-431-8287

「指定難病医療費助成対象疾患一覧」

	告示番号	新制度の指定難病		告示番号	新制度の指定難病	
あ	135	アイカルディ症候群		073	下垂体性TSH分泌亢進症	
	119	アイザックス症候群		074	下垂体性PRL分泌亢進症	
	024	亜急性硬化性全脳炎		078	下垂体前葉機能低下症	
	046	悪性関節リウマチ		079	家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）	
	083	アジソン病				
	303	アッシャー症候群		266	家族性地中海熱	
	116	アトピー性脊髄炎		336	家族性低βリポタンパク血症1（ホモ接合体）	
	182	アペール症候群				
	297	アラジール症候群		161	家族性良性慢性天疱瘡	
	218	アルポート症候群		307	カナバン病	
	131	アレキサダー病		269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	
	201	アンジェルマン症候群				
		184	アントレー・ビクスラー症候群		187	歌舞伎症候群
	い	247	イソ吉草酸血症		258	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
222		一次性ネフローゼ症候群				
223		一次性膜性増殖性糸球体腎炎		316	カルニチン回路異常症	
325		遺伝性自己炎症疾患		257	肝型糖原病	
120		遺伝性ジストニア		226	間質性膀胱炎（ハンナ型）	
115		遺伝性周期性四肢麻痺		150	環状20番染色体症候群	
298		遺伝性膵炎		209	完全大血管転位症	
286		遺伝性鉄芽球性貧血		164	眼皮膚白皮症	
う	175	ウィーバー症候群	き	236	偽性副甲状腺機能低下症	
	179	ウィリアムズ症候群		219	ギャロウェイ・モワト症候群	
	171	ウィルソン病		001	球脊髄性筋萎縮症	
	145	ウエスト症候群		220	急速進行性糸球体腎炎	
	191	ウェルナー症候群		271	強直性脊椎炎	
	233	ウォルフラム症候群		041	巨細胞性動脈炎	
	029	ウルリッヒ病		279	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）	
	え	168	エーラス・ダンロス症候群			
		287	エプスタイン症候群		280	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）
		217	エプスタイン病			
204	エマヌエル症候群		100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症		
	030	遠位型ミオパチー		278	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）	
お	068	黄色靭帯骨化症		002	筋萎縮性側索硬化症	
	301	黄斑ジストロフィー		256	筋型糖原病	
	146	大田原症候群		113	筋ジストロフィー	
	170	オクシピタル・ホーン症候群	く	075	クッシング病	
	227	オスラー病		106	クリオピリン関連周期熱症候群	
か	232	カーニー複合		281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	
	141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん				
	097	潰瘍性大腸炎		181	クルーゾン症候群	
	072	下垂体性ADH分泌異常症		248	グルコーストランスポーター1欠損症	
	076	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症		249	グルタル酸血症1型	
	077	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症		250	グルタル酸血症2型	

	告示番号	新制度の指定難病		告示番号	新制度の指定難病
	016	クロウ・深瀬症候群		095	自己免疫性肝炎
	096	クローン病		288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
	289	クロンカイト・カナダ症候群		061	自己免疫性溶血性貧血
け	129	痙攣重積型（二相性）急性脳症		260	シトステロール血症
	158	結節性硬化症		318	シトリン欠損症
	042	結節性多発動脈炎		224	紫斑病性腎炎
	064	血栓性血小板減少性紫斑病		265	脂肪萎縮症
	137	限局性皮質異形成		107	若年性特発性関節炎
	262	原発性高カイロミクロン血症		304	若年発症型両側性感音難聴
	094	原発性硬化性胆管炎		010	シャルコー・マリー・トゥース病
	048	原発性抗リン脂質抗体症候群		011	重症筋無力症
	004	原発性側索硬化症		208	修正大血管転位症
	093	原発性胆汁性胆管炎		177	ジュベール症候群関連疾患
	065	原発性免疫不全症候群		033	シュワルツ・ヤンペル症候群
	043	顕微鏡的多発血管炎		154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症
こ	267	高IgD症候群		138	神経細胞移動異常症
	098	好酸球性消化管疾患		125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
	045	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症		034	神経線維腫症
	306	好酸球性副鼻腔炎		121	神経フェリチン症
	221	抗糸球体基底膜腎炎		009	神経有棘赤血球症
	069	後縦靭帯骨化症		005	進行性核上性麻痺
	080	甲状腺ホルモン不応症		338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
	059	拘束型心筋症		272	進行性骨化性線維異形成症
	241	高チロシン血症1型		025	進行性多巣性白質脳症
	242	高チロシン血症2型		308	進行性白質脳症
	243	高チロシン血症3型		309	進行性ミオクローヌステんかん
	283	後天性赤芽球癆		214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
	070	広範脊柱管狭窄症		213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
	332	膠様滴状角膜ジストロフィー		157	スタージ・ウェーバー症候群
	192	コケイン症候群		038	スティーヴンス・ジョンソン症候群
	104	コステロ症候群	す	202	スミス・マギニス症候群
	274	骨形成不全症		206	脆弱X症候群
	185	コフィン・シリズ症候群		205	脆弱X症候群関連疾患
	176	コフィン・ローリー症候群	せ	054	成人スチル病
	052	混合性結合組織病		117	脊髄空洞症
さ	190	鰓耳腎症候群		018	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
	060	再生不良性貧血		118	脊髄髄膜瘤
	055	再発性多発軟骨炎		003	脊髄性筋萎縮症
	211	左心低形成症候群		319	セピアプテリン還元酵素(SR)欠損症
	084	サルコイドーシス		328	前眼部形成異常
	212	三尖弁閉鎖症		028	全身性アミロイドーシス
	317	三頭酵素欠損症		049	全身性エリテマトーデス
し	053	シェーグレン症候群		051	全身性強皮症
	159	色素性乾皮症			
	032	自己貪食空胞性ミオパチー			

告示番号	新制度の指定難病		告示番号	新制度の指定難病
310	先天異常症候群		101	腸管神経節細胞僅少症
294	先天性横隔膜ヘルニア	て	172	低ホスファターゼ症
132	先天性核上性球麻痺		035	天疱瘡
330	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症	と	123	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症
160	先天性魚鱗癬		057	特発性拡張型心筋症
012	先天性筋無力症候群		085	特発性間質性肺炎
320	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール (GPI)欠損症		027	特発性基底核石灰化症
311	先天性三尖弁狭窄症		063	特発性血小板減少性紫斑病
225	先天性腎性尿崩症		327	突発性血栓症 (遺伝性血栓性素因によるものに限る。)
282	先天性赤血球形成異常性貧血			
312	先天性僧帽弁狭窄症		163	特発性後天性全身性無汗症
139	先天性大脳白質形成不全症		071	特発性大腿骨頭壊死症
313	先天性肺静脈狭窄症		331	特発性多中心性キャスルマン病
082	先天性副腎低形成症		092	特発性門脈圧亢進症
081	先天性副腎皮質酵素欠損症		140	ドラベ症候群
111	先天性ミオパチー	な	268	中條・西村症候群
130	先天性無痛無汗症		174	那須・ハコラ病
253	先天性葉酸吸収不全		276	軟骨無形成症
127	前頭側頭葉変性症		153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
そ	147 早期ミオクロニー脳症	に	295	乳幼児肝巨大血管腫
	207 総動脈幹遺残症		251	尿素サイクル異常症
	293 総排泄腔遺残	ぬ	195	ヌーナン症候群
	292 総排泄腔外反症	ね	315	ネイルパテラ症候群 (爪膝蓋骨症候群) /LMX1B関連腎症
	194 ソトス症候群			
た	200 第14番染色体父親性ダイソミー症候群		335	ネフロン癆
	284 ダイヤモンド・ブラックファン貧血	の	263	脳髄黄色腫症
	007 大脳皮質基底核変性症		334	脳クレアチン欠乏症候群
	326 大理石骨病		122	脳表ヘモジデリン沈着症
	040 高安動脈炎		037	膿疱性乾癬 (汎発型)
	017 多系統萎縮症		299	嚢胞性線維症
	275 タナトフォリック骨異形成症	は	006	パーキンソン病
	044 多発血管炎性肉芽腫症		047	バージャー病
	013 多発性硬化症 / 視神経脊髄炎		087	肺静脈閉塞症 / 肺毛細血管腫症
	067 多発性嚢胞腎		086	肺動脈性肺高血圧症
	188 多脾症候群		229	肺胞蛋白症 (自己免疫性又は先天性)
	261 タンジール病		230	肺胞低換気症候群
	210 単心室症		333	ハッチンソン・ギルフォード症候群
	166 弾性線維性仮性黄色腫		091	バッド・キアリ症候群
	296 胆道閉鎖症		008	ハンチントン病
ち	305 遅発性内リンパ水腫	ひ	321	非ケトーシス型高グリシン血症
	105 チャージ症候群		165	肥厚性皮膚骨膜炎
	134 中隔視神経形成異常症 / ドモルシア症候群		114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
	039 中毒性表皮壊死症		124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症

告示番号	新制度の指定難病		告示番号	新制度の指定難病	
058	肥大型心筋症		021	ミトコンドリア病	
239	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	む	329	無虹彩症	
238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症		189	無脾症候群	
314	左肺動脈右肺動脈起始症		264	無βリポタンパク血症	
128	ビッカースタッフ脳幹脳炎	め	244	メープルシロップ尿症	
109	非典型溶血性尿毒症症候群		324	メチルグルタコン酸尿症	
290	非特異性多発性小腸潰瘍症		246	メチルマロン酸血症	
050	皮膚筋炎/多発性筋炎		133	メビウス症候群	
036	表皮水疱症		169	メンケス病	
291	ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）	も	090	網膜色素変性症	
			022	もやもや病	
ふ	183	ファイファー症候群		178	モワット・ウィルソン症候群
	215	ファロー四徴症	や	196	ヤング・シン普森症候群
	285	ファンコニ貧血	ゆ	148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
	015	封入体筋炎	ら	019	ライソゾーム病
	240	フェニルケトン尿症		151	ラスムッセン脳炎
	255	複合カルボキシラーゼ欠損症		155	ランドウ・クレフナー症候群
	235	副甲状腺機能低下症	り	252	リジン尿性蛋白不耐症
	020	副腎白質ジストロフィー		216	両大血管右室起始症
	237	副腎皮質刺激ホルモン不応症		277	リンパ管腫症/ゴーハム病
	110	ブラウ症候群		089	リンパ脈管筋腫症
	193	プラダー・ウィリ症候群	る	162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)
	023	プリオン病		102	ルビンシュタイン・テイビ症候群
	245	プロピオン酸血症	れ	302	レーベル遺伝性視神経症
へ	228	閉塞性細気管支炎		259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
	056	ベーチェット病		156	レット症候群
	031	ベスレムミオパチー		144	レノックス・ガストー症候群
	126	ペリー症候群		186	ロスムンド・トムソン症候群
	234	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）	ろ	273	肋骨異常を伴う先天性側弯症
	136	片側巨脳症	1	197	1 p 3 6 欠失症候群
	149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	2	203	2 2 q 1 1. 2 欠失症候群
ほ	323	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	4	198	4 p 欠失症候群
	062	発作性夜間ヘモグロビン尿症	5	199	5 p 欠失症候群
	337	ホモシスチン尿症	α	231	α 1-アンチトリプシン欠乏症
	254	ポルフィリン症	β	322	β-ケトチオラーゼ欠損症
ま	112	マリネスコ・シェーグレン症候群	A	180	A T R-X 症候群
	167	マルファン症候群	C	103	C F C 症候群
	014	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー	H	026	H T L V-1 関連脊髄症
	088	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	I	066	I g A 腎症
	270	慢性再発性多発性骨髄炎		300	IgG4関連疾患
	099	慢性特発性偽性腸閉塞症	P	152	P C D H 1 9 関連症候群
	142	ミオクロニー欠神てんかん	T	108	T N F 受容体関連周期性症候群
み	143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	V	173	V A T E R 症候群

あ	
青い鳥郵便はがき	48
赤い羽根共同募金会	97
いきいきボランティア	76
育児や健康に関する相談	20
一時保育（清水口保育園・南山保育園）	13
1歳6か月児健康診査	9
遺族基礎年金	89
印西地区更生保護サポートセンター	103
印旛保健所（印旛健康福祉センター）	63・101
運賃等の割引（鉄道・バスなど）	51
エイズの相談・検査	57・63
NTT番号案内料の免除	35
お元気まもり事業（ひとり暮らし高齢者等見守り事業）	72
恩給	94
おめでとう訪問	8
か	
外国人相談窓口	99
介護サービス事業者が行う利用者負担軽減制度	68
介護支援型短期宿泊事業	74
介護サービス相談員派遣事業	68
介護保険のサービス	66
介護保険の制度としくみ	64
介護保険料（低所得者対策）	64
介護予防・生活支援サービス事業	66
外出支援サービス	73
各種料理教室・食育講座	60
学生納付特例制度	88
学童保育所	14
家庭児童相談	21
かみかみ教室	8
紙おむつ等の給付	34・74
肝炎ウイルス検診	57
救急医療情報キット	47・73
休日夜間の急病・救急診療	3
教育相談	17
行政相談	98
行政相談委員	100
緊急時要援護者登録制度	47
緊急通報装置の貸与	34・73
くらしと仕事のサポートセンター	92

携帯電話基本使用料等の割引	35
軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成制度	34
健康教育（健康講座）	57
献血	60
健康情報コーナー	60
健康増進ルーム	60
健康相談	57
言語通級指導教室	17
高額介護サービス費	68
高額療養費の支給（後期高齢者医療）	77・80
高額療養費の支給（国民健康保険他）	24・85
後期高齢者医療制度	24・76-81
後期高齢者歯科口腔健康診査	62
公共職業訓練	91
高齢者クラブ	76
高齢者就労指導センター	75
高齢者等訪問理美容サービス	74
高齢者のインフルエンザ予防接種	57・59
高齢者の肺炎球菌予防接種	58・59
国民健康保険で受けられる給付	83-86
国民年金基金制度	90
国民年金の特典	90
国民年金保険料の産前産後期間の免除制度	87
国民年金保険料の免除制度	87
こころの健康相談	57
子育て支援事業等利用料金の助成	8
子育て支援センター	16
子育て短期支援（ショートステイ）事業	13
子育て電話相談（公立保育園）	21
骨髄ドナー支援事業	60
子ども医療費の助成	8
こども急病電話相談	3
こども発達センター	16
個別支援学級	17
さ	
サービス利用時の負担割合	68
在宅重度知的障害者および ねたきり身体障害者福祉手当	32
産後ケア	6
3歳児健康診査	9
JR定期券の割引	20
指定難病医療費助成	31
指定難病医療費助成対象疾患一覧	105-108

特別支援教育就学奨励費補助	17	ヘルプマーク	47
特別児童扶養手当	31	保育所	11
特別障害給付金	89	放送受信料の免除	35
特別障害者手当	31	訪問指導（保健指導）	57
トライアル雇用	91	訪問入浴サービス	35
な		保護司	100
ニート・ひきこもり相談会	98	母子健康手帳の交付と健康診査	6
2歳児歯科健康診査	9	母子生活支援施設	19
日常生活自立支援事業	96	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	20
日常生活用具の給付と貸与 （障害）	34・37-41	母子保健推進員	9
日常生活用具の給付 （小児慢性特定疾病児）	34・45	補装具費の支給	33
日常生活用具の給付（指定難病）	43-44	ほっとハート	16
日本赤十字社	97	ボランティアセンター	95
乳児一般健康診査	8	ま	
認知症初期集中支援チーム	71	まごころサービス事業	96
認定こども園	12	マタニティ&ベビー向け講座	6
妊婦一般健康診査	6	街角の年金相談センター船橋	104
妊婦歯科健康診査	6	ママヘルプサービス	16
年金生活者支援給付金制度	90	未熟児養育医療	7
年金・労働相談	98	民生委員・児童委員	100
納税相談	99	無料職業紹介	91
納付猶予制度	88	木造住宅耐震診断相談	99
は		や	
ハローワーク船橋（公共職業安定所）	104	有料道路通行料金割引	52
ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等	19	予防接種	9-11
ひとり親家庭自立支援員	19	4か月育児相談	8
ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金	19	ら	
ひとり親家庭等医療費等助成	18	療育手帳	23
ひとり親家庭等日常生活支援事業	19	老人憩いの家	75
病後児保育	14	老人福祉センター	75
病児保育	13	労働相談	91
ファミリー・サポート・センター	15	老齢基礎年金	88
福祉車両の貸出	51・75		
福祉施設サービス苦情解決制度	21・99		
福祉相談	98		
福祉タクシー	48・74		
船橋年金事務所	103		
不妊・不育相談	6		
ふれあい・いきいきサロン助成事業	95		
ベビーサロン 「いっぽいっぽ」	9		
ヘルプカード	47・73		

しろい保健福祉ガイドブック 2023

子どものために/障がいのある人のために/成人の健康づくり/介護保険/
高齢者のために/国民健康保険・年金/就労・生活の援助/その他の福祉・民間団体/相談
.....

発行：白井市

企画・編集：白井市社会福祉課

千葉県白井市復 1123 〒270-1492

☎ 047-497-3482 FAX 047-492-3033

ホームページ (URL) <http://www.city.shiroi.chiba.jp/>

e-mail syakai-fukushi@city.shiroi.chiba.jp

発行日：令和5年7月